

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年10月7日(火)

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員(18名)

委員長	浅川	のぼる
副委員長	板倉	美千代
理事	吉村	美紀
理事	宮野	ゆみこ
理事	依田	翼
理事	田中	香澄
理事	沢田	けいじ
理事	宮崎	こうき
理事	たかはま	なおき
理事	金子	てるよし
理事	山本	一仁
委員	のぐち	けんたろう
委員	石沢	のりゆき
委員	宮本	伸一
委員	小林	れい子
委員	名取	顕一
委員	白石	英行
委員	浅田	保雄

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	市村	やすとし
副議長	高山	泰三

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
渡 邊 了	監査事務局長
川 崎 慎一郎	企画課長
菊 池 日 彦	政策研究担当課長
岡 村 健 介	用地・施設マネジメント担当課長
進 憲 司	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
野 苅家 貴 之	情報政策課長
畑 中 貴 史	総務課長
山 田 智	総務部副参事
熊 倉 智 史	ダイバーシティ推進担当課長

中 川 景 司	職員課長
木 口 正 和	契約管財課長
増 田 密佳子	税務課長
齊 藤 嘉 之	防災危機管理課長
横 山 勲	安全対策推進担当課長
木 村 健	区民課長
内 宮 純 一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
高 橋 肇	戸籍住民課長
吉 本 眞 二	アカデミー推進課長
阿 部 遼太郎	観光・都市交流担当課長
矢 部 裕 二	スポーツ振興課長
篠 原 秀 徳	福祉政策課長
瀬 尾 かおり	高齢福祉課長
鈴 木 仁 美	地域包括ケア推進担当課長
永 尾 真 一	障害福祉課長
坂 田 賢 司	生活福祉課長
佐々木 健 至	介護保険課長
佐 藤 祐 司	事業者支援担当課長
後 藤 容 子	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
鈴 木 大 助	子育て支援課長
富 沢 勇 治	子ども施策推進担当課長
奥 田 光 広	幼児保育課長
足 立 和 也	子ども施設担当課長
大 戸 靖 彦	子ども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大	児童相談所副所長
中 島 一 浩	生活衛生課長
大 武 保 昭	健康推進課長
小 島 絵 里	予防対策課長
市 川 健一郎	保健対策担当課長
大 塚 仁 雄	保健サービスセンター所長

真 下 聡	都市計画課長
前 田 直 哉	地域整備課長
村 田 博 章	住環境課長
川 西 宏 幸	建築指導課長
橋 本 淳 一	管理課長
村 岡 健 市	道路課長
高 橋 彬	みどり公園課長
武 藤 充 輝	環境政策課長
有 坂 和 彦	リサイクル清掃課長
石 川 浩 司	文京清掃事務所長
阿 部 英 幸	施設管理課長
寺 崎 寛	保全技術課長
大 畑 幸 代	整備技術課長
熱 田 直 道	教育総務課長
宮 原 直 務	学務課長
内 山 真 宏	教育推進部副参事
山 岸 健	教育指導課長
藤 咲 秀 修	教育施策推進担当課長
日比谷 光 輝	児童青少年課長
木 内 恵 美	教育センター所長
猪 岡 君 彦	真砂中央図書館長
宮 部 義 明	選挙管理委員会事務局長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査担当	玉 村 治 生

8 本日の付議事件

- (1) 総括説明
- (2) 総括質疑

(3) 報告第1号「令和6年度文京区一般会計歳入歳出決算」

ア 一般会計歳入

- ・1款「特別区税」～11款「交通安全対策特別交付金」

午前 9時59分 開会

○浅川委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、時間前ではございますけれども、皆さんおそろいですので、決算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですけれども、委員は全員出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

○浅川委員長 委員会の運営方針等についてですが、委員会の円滑な運営を図るため、9月11日に理事会を開催し、委員会の運営方針等について協議を行いました。

理事会の協議結果について、事務局長より報告をお願いいたします。

佐久間事務局長。

○佐久間事務局長 それでは、9月11日木曜日に開催されました理事会での協議結果について御報告いたします。

理事会においては、運営方針（案）、進行予定表（案）などについて協議が行われました。

それでは、運営方針（案）及び進行予定表（案）の内容について、確認された事項を申し上げます。

まず、SideBooksホーム画面から、フォルダ「令和7年9月定例議会」「決算審査特別委員会」「R 7.10.7」の「1_決算審査特別委員会の運営方針（案）」を御覧ください。

運営方針（案）は、基本的に前年と同様の内容でございますが、特に確認すべき事項について申し上げさせていただきます。

初めに、5の「インターネット中継」についてです。

こちら総括質疑及び款別質疑を行う10月7日（火）から16日（木）までの各日をインターネットで生中継し、発言取消等の編集がなければ翌日の17時を目途に録画中継を公開する予定でございます。また、今回からリアルタイム字幕が生中継にも表示をされます。

次に、6の「議事運営」(1)総括質疑についてです。

総括質疑は、質問・答弁合わせて50分以内を目途に行い、超えた場合は款別質疑において

会派の持ち時間から差し引くこととされました。

総括質疑の質問順序については、自由民主党、日本共産党、公明党、AGORA、区民が主役の順に行うこととされました。

次に、(2)内容審査について、内容審査最終日に行う態度表明については、1会派当たり6分以内を目途に行うこととされました。

次に、(3)進行管理について、委員長が効率的な時間配分を提示する旨の記載がございます。今年度の委員会は、1人当たり96分、副委員長はその半分の48分が款別質疑の持ち時間として配分されることとなりました。

次に、(4)視察についてです。

視察は、決算審査最終日の10月17日金曜日に行うこととされました。

なお、視察は午前中に実施し、午後1時から視察報告文案の取りまとめを行い、午後3時30分から委員会を再開して、各班からの報告を行うこととされました。

視察報告については、従来どおり、定例議会最終日である10月20日月曜日の午後2時からの本会議開始までに、SideBooksに格納いたします。

次に、(5)会派の意見でございますが、会派の意見は、反対意見または賛成意見を載せるものとし、委員会における各会派の態度表明の際の発言と整合性を確保し、文字数は1,500字以内でまとめることとされました。

また、委員会報告文に掲載する会派の意見は、10月17日金曜日、午前10時までにメールにより事務局に提出されることとされました。

こちら提出日が、視察の当日となりますが、翌週の10月20日月曜日の9月定例議会最終日で委員長報告を行うスケジュールとなるため、視察開始までに御提出をお願いいたします。

次に、7「質問・答弁」について、歳入審議の際、歳出に関する質疑は行わないこと、また、常任委員会・特別委員会において審議した内容と同一の質疑は避けることが、改めて確認されました。

また、(4)について、インターネットで生中継していることを踏まえ、個人情報等に注意し、発言することとされました。

次に、8の「審査資料」について、(1)通例の資料として、「決算書」「主要施策の成果」「決算等審査意見書」「決算審査特別委員会資料」「土地建物に関する調査書」「財務書類」以上を、議案送付と合わせてSideBooksに格納をしてございます。

また、(2)について、資料は電子データを使用しますが、決算書及び主要施策の成果につ

いては紙資料を併用といたします。

次に、9の「出席説明員」について、(1)総括質疑の際、児童相談所長及び児童相談援助担当課長は所管への総括質疑がある場合のみ出席とし、(2)内容審査についても、児童相談所長は歳出の所管する科目のみの出席となります。

次に、10の「その他」について、第一委員会室と第二委員会室を一体的に活用し、第二委員会室には第一委員会室の音声を配信することといたします。

次に、審査日程について申し上げます。資料の2「令和7年決算審査特別委員会進行予定表(案)」のほうを御覧ください。

審査日程は、視察を含め、前年同様7日間でございます。

日程区分は太い実線で、質疑の区分は細い線でそれぞれ表示しており、備考欄に主要施策の成果及び括弧書きで決算書の該当ページを記載しております。

次に、本会議での委員会報告書文案の協議について申し上げます。

委員会報告書については、本定例議会最終日の10月20日月曜日、午前11時から委員会を開会し、協議することとされました。

委員会報告の内容は、これまで同様、総括質疑のやり取りを簡潔な形で盛り込みつつ、委員会の中で出された意見、要望等を中心に取りまとめ、報告文全体としてスリム化を図ることとされました。

なお、この文案協議のための委員会には、理事者の出席は不要とされました。

最後に、理事会の開催について申し上げます。

理事会は、委員会の審査状況を見ながら、必要に応じ協議して開催し、委員会運営について協議することとされました。

また、本日の委員会終了後、各会派から御提出いただいております視察希望を基に、視察場所等について協議するため、理事会を開催することとされました。

以上が9月11日の理事会で協議し、合意された内容でございます。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、事務、事務局長の報告のとおり、委員……。

浅田委員。

○浅田委員 視察、最終日に行われます視察の決定をする日程の締切りが、あまりにもちょっと早いんじゃないかということなんです。

(発言する人あり)

○浅田委員 いや、だから聞いて。審議の中で、審議の中で、様々新しいことが生まれて、やっぱりここもきちっと見ていていこうということが生まれる可能性というのはあると思うんですよ。ですから、ぜひ、ちょっとそれについては御検討を今後。でね、もっと言えば……。

(発言する人あり)

○浅田委員 いや、だから、だから、視察に行く締切日をよ、言ってんです。ね、早過ぎませんかということを。

(「理事会で決めたんでしょ」と言う人あり)

○浅田委員 いやいや、だから。でね、もう決まったことですから、うちのほうもそれは出しました、日程どおり。ですから、ぜひね、来年度の申し送り事項に、委員長の権限でね、こういう声があったということをぜひ伝えていただき、いただきたいということをお願いします。

○浅川委員長 これは要望でよろしいですね。

山本委員。

○山本委員 今、浅田委員から御意見が出ましたけれども、ぜひ、そういうことであれば、もう一度理事会を開きたいと思いますので、委員長にお諮りいただきたい。理事会やりましょうよ、ね。はい。

○浅川委員長 本日、この会が終わった後に理事会を開きますので。

(「いや、今やりましょう」「今、提案があった」と言う人あり)

○浅川委員長 今ですか。

(「今よ。話が進まない」と言う人あり)

○浅川委員長 先日、やはり……。

○浅田委員 あのね、言っときますけど、言っときますよ。今、変えてくれということを書いてんじゃなくて、ね、決まったことについては従いますのでね、ぜひ……。

(「じゃあ、何で言うんですか」と言う人あり)

○浅田委員 今、ほら、報告があったから言ってんです。

(「決まったことに従うっていうのに、何でここで意見を言う必要があるんですか」と言う人あり)

○浅田委員 白石委員。

○板倉副委員長 金子委員、金子委員。

○浅田委員 あ、金子委員。

○金子委員 まあ、今、浅田委員が言われていたこと、私、理事会で発言した経緯がありますのでね、一言だけ。私も理事会での協議は既にまとまって、今回、そういう形で、こういう形でやるというのは、今、事務局長報告のとおりでありますけれども、今後については、浅田委員言われたとおり、次回に申し送ってですね、委員会視察の場所の選定の締切り、それについてはですね、今後、御検討いただきたいと思いますので、それは今後ということとでいいですよ。

○浅川委員長 御発言ありがとうございます。では……。

○山本委員 私、納得いかないんで、浅田さんのね、冒頭にそういう発言があって、話聞きましたけども、私たちは理事会でやって理解をしましたと、しているんですけども、ここであえて発言があるってことは、委員会ですから、ここね、始まる委員会ですよ、今日から、質疑が。その中で、冒頭、そういう話があるということは、きっとですよ、腹の中では納得してないんですよ。であれば、理事会をもう一回やって、きちんと浅田さんの会派の御意見を拝聴して、皆さんで協議をしたいと私は思いますよ。ぜひお願いします。これからやりましょう。

あの、委員長を別に困らせてるわけじゃないんで、すいませんね。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 浅田委員の発言の中で、新しいものというのが、意味がちょっと私とれないんですが、令和6年のね、決算をやるに当たって、昨年度つくられた施設についての視察先というところでありますので、きっと委員長が御提案いただいた、何かまた各会派からいただいた場所が出そろって、相手先が受入れ態勢もあるものですから、その分、早めという形で理事会のほうで御決定されたというふうに私どもは思っていますんで、もしそうじゃないということであれば、今すぐ理事会開いて、もう一度、意を、ちゃんと決めたほうがよろしいかと思います。お願いいたします。

○浅川委員長 委員長からですね、皆様の、今、御意見いろいろ伺いましたけれども、来年度についてのことを、今、御発言していただいたということで、ここで……。

○山本委員 いやいやいや、そんなね、来年度という人が結構いるんですよ、ほかの委員の方も。以前にね、副委員長を拝命した後にね、副委員長の持ち時間が少ないと、半分というのはおかしいと思うと、今後、協議していただきたいと言いながらも、その後、協議の土壌すら発言もなかったしね、結局、ここで言い放して終わるような方が、結構、拝見されるので、であれば、納得みんなしてからね、きちんと決算に臨みたいし、大事な予算、決算で

すよ、これ非常に重たい話なんで、始まる前に理解が得ないで、コンセンサスを得ないで、ルールを得られることができないで始まるのであれば、それは始めらんないと思いますよ。ちゃんと納得する、今、白石元議長さん、さすがだなと思って、理路整然とおっしゃってましたけどもね、ここでやってもいいですし、理事会を開いてやってもいいですし、やっぱりみんなが納得してから始めないと、やっぱりこれはスタート切れ、気持ち的にね、いいスタートが切れないんで、内容審査もできないと思うんで、よろしく御協議をお願いしたいと。

委員長を別に困らせてるわけじゃないんで、よろしく願いいたします。

(「理事会の意味がなくなっちゃうんだよ」と言う人あり)

○浅川委員長 一応、ちょっと……。

(「時間も限られてますから」と言う人あり)

○浅川委員長 会場の件も大丈夫ですかね——あ、少々お待ちください。理事会開くにも会場の件もありますしね。

(「時間もったいないな」と言う人あり)

○浅川委員長 できれば、このまま進行のほうに協力いただければと思います。

(「はい」と言う人あり)

○山本委員 では、委員長のお取り計らいに従って進めさせていただきたいと思います。

(「じゃあ、今日、理事会をどっかで開く」と言う人あり)

○山本委員 今すぐにはちょっと場所の確保が厳しいという委員長のお話だったので、別途です、これはやらないということじゃなくて、いつかどこかの場面で理事会を設けて今の話を議論したいというふうに思いますので、よろしくお取り計らいをお願いします。

○浅川委員長 本日、5時以降に視察のことについての理事会も開きますので、その際ですと場所も取れますし、そのように進めていくことでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○浅川委員長 じゃ、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、続けます。

先ほど途中で終わってしまったんですが、事務局長の報告のとおり、委員会を運営したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、運営方針及び審査日程については、(案)が取れたものとさせていただきます、

SideBooksのデータについては、本日の委員会後、委員会終了後に、案が取れたものにアップデートさせていただくことといたします。

○浅川委員長 今後の理事会についてですが、先ほどの事務局長の説明のとおり、今後、理事会は必要に応じ、協議して開催することといたします。

○浅川委員長 それから、委員会記録についてですが、委員会記録につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○浅川委員長 ありがとうございます。

○浅川委員長 それでは、決算審査、入らせていただきます。

まず、令和6年度各会計総括説明ということで、ここで審査、決算審査に入りたいと思いますけれども、初めに、令和6年度の各会計決算につきまして、総括説明を受けたいと思います。

宇民会計管理者。

○宇民会計管理者 おはようございます。

それでは、令和6年度決算の御審議をいただくに当たりまして、総括的な御説明を申し上げます。

まず、地方自治法の規定に基づく議会提出の法定資料でございますが、白い冊子にまとめてございます。

決算審査資料データでは、ファイルの1_令和6年度文京区各会計歳入歳出決算書にまとめてございます。

内容といたしましては、「文京区各会計歳入歳出決算書」及びその附属書類であります、「各会計歳入歳出決算事項別明細書」「各会計実質収支に関する調書」「財産に関する調書」並びに「基金運用状況調書」以上の5点でございます。

次に、当該決算に係る「主要施策の成果—予算執行の実績報告—」は、うぐいす色の冊子でございます。

データでは、ファイルの2_令和6年度主要施策の成果でございます。

次に、ファイルの3_令和6年度決算等審査意見書でございます。こちらは、監査委員か

ら区長に提出されました「文京区各会計歳入歳出決算審査意見書」及び「文京区基金運用状況審査意見書」でございます。

このほかに、参考資料といたしまして、ファイルの4から6までの「決算審査特別委員会資料」等でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、ファイルの4「決算審査特別委員会資料」に基づいて、御説明をさせていただきます。

なお、金額につきましては、恐縮ですが100万円未満を省略して申し上げます。

ファイルの4_決算審査特別委員会資料御覧ください。

まず、3ページ、資料1「令和6年度各会計歳入歳出決算総括表」の「1 一般会計」でございます。

まず、歳入総額は、1,440億2,300万円で、前年度比16.0%の増、歳出総額は、1,359億3,800万円で、前年度比14.9%の増となっております。

歳入歳出差引額は、80億8,500万円でございます。

また、財政運営の状況を判断する重要な指標であります「実質収支額」は、「翌年度へ繰り越すべき財源」が、6,900万円ございますので、この額を差し引いた、80億1,600万円でございます。

次に4ページを御覧ください。

資料2「令和6年度一般会計財政収支の状況・歳入歳出額の推移・特別区税の推移」の「1 財政収支の状況」について、御説明申し上げます。

まず、「実質収支比率」は、普通会計ベースで10.8%となり、前年度を2.8ポイント上回っております。

次に5ページを御覧ください。表頭二つ目、「単年度収支E－F＝G」の欄でございますが、令和6年度は、24億7,200万円のプラスとなっております。

また、令和6年度の「実質単年度収支」は、G欄の「単年度収支」プラス24億7,200万円に、H欄の「基金積立金」92億6,600万円を加え、J欄の「基金取崩し額」165億5,700万円を差し引いたものでK欄「実質単年度収支」となり、48億1,900万円のマイナスとなるものでございます。

次に6ページを御覧ください。

資料3「令和6年度一般会計決算額の財源別・目的別・性質別前年度比較及び推移」の

「1 財源別内訳」(歳入)について、御説明申し上げます。

まず、「一般財源」、※印の科目でございます。主な内容といたしましては、1款「特別区税」が407億6,900万円で、対予算99.6%、4款「株式等譲渡所得割交付金」が16億2,000万円で、対予算186.2%、8款「地方消費税交付金」が70億9,700万円で、対予算104.4%、10款「特別区交付金」が285億6,200万円で、対予算105.3%、となっております。

次に、「特定財源」の主な内容といたしましては、14款「国庫支出金」が151億2,100万円で、対予算98.4%、15款「都支出金」が140億2,400万円で、対予算95.5%となっております。令和6年度の収入済額の合計、歳入総額は、1,440億2,300万円で、収入率は、対予算で101.0%、対調定で99.4%となっております。

次に、「財源別」の内訳につきまして、御説明申し上げます。

「一般財源」の収入済額は、968億100万円、「特定財源」の収入済額は、472億2,200万円で、歳入総額における構成比は、「一般財源」が67.2%、「特定財源」が32.8%となっております。

次に7ページを御覧ください。

前年度との比較増減につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、1行目、1款「特別区税」が、前年度と比べ、8億8,900万円、2.2%の増となっております。

これは、特別区税のうち「特別区民税」が9億2,100万円、2.4%の増となったことなどによるものでございます。

次に、表の真ん中辺りになりますが、10款「特別区交付金」、「特別区財政調整交付金」でございます。

前年度と比べ、33億2,500万円、13.2%の増となっております。内訳につきましては、この表には記載してございませんが、「普通交付金」が、前年度と比べ、31億4,900万円、14.0%の増、「特別交付金」が、前年度と比べ、1億7,600万円、6.5%の増となっております。

次に、4行下の数値、14款「国庫支出金」が、前年度と比べ、7億3,800万円、5.1%の増となっております。

これは、「児童手当給付費負担金」などの増によるものでございます。

次に、その下、15款「都支出金」が、前年度と比べ、8億1,500万円、6.2%の増となっております。

これは、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」などの増によるものでございます。

最後に、一番下の科目ですが、21款「特別区債」は、「認定こども園湯島幼稚園、認定こども園後楽幼稚園、文京清掃事務所整備」、「シビックセンター、男女平等センター改修」、「児童相談所建設」、「元町公園整備」及び「誠之小学校、明化小学校、柳町小学校・柳町子どもの森等改築」に係るもので、前年度と比べ、11億円、36.7%の増となっております。

次に8ページを御覧ください。

(歳出)について、御説明申し上げます。

まず、「2 目的別内訳」の表を御覧ください。なお、前年度の額及び前年度との比較につきましては、次の9ページにございます。

「支出済額」の合計は、1,359億3,800万円で、前年度に比べ、176億5,200万円、14.9%の増となりました。また、予算現額に対する執行率は、95.3%となっております。

「支出済額」の増減については、2款「総務費」で、74億7,900万円の増、一方、4款「産業経済費」で、11億4,100万円の減などがございます。

また、不用額は、58億7,700万円で、その主なものは、5款「民生費」のうち「児童手当・児童育成手当の支給の実績による残」の4億6,800万円、4款「産業経済費」のうち、「住民税均等割非課税世帯等に対する家計支援臨時給付金の実績による残」の3億6,200万円などがございます。

次に、同じ8ページの下の方「3 性質別内訳」を御覧ください。

まず、人件費、物件費、扶助費などの消費的経費は、994億8,000万円で、前年度比9.0%の増となっております。

投資的経費は、183億3,500万円で、前年度比24.8%の増となっております。

また、「その他」の経費は、181億2,300万円で、内訳は次の9ページの下、(性質別内訳その他の内訳)という見出しの表に記載のとおりでございます。

なお、この表には記載してございませんが、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は、普通会計ベースで、82.4%となり、前年度を0.3ポイント下回りました。

恐れ入りますが、少し飛びまして、18ページを御覧ください。

資料5は、事務事業執行上、予算に不足が生じた場合、他の費目から流用し、または予備費を充当いたしますが、その経費の増減に係る一覧表でございます。

32ページまでございますので、御参照ください。

続きまして、33ページ、資料6を御覧ください。不納欠損額及び収入未済額につきまして、

御説明申し上げます。

各会計の合計は次の34ページの一番下にございますとおり、不納欠損額は1億5,100万円、収入未済額は14億6,100万円となっております。

35ページから39ページまでに、それぞれの不納欠損額の内訳を記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

次に40ページ、資料7を御覧ください。

補助金決算額の前年度比較でございます。

表中、予算計上のなかったものを「－」、予算計上されていたが執行実績のないものを「0」としております。

これらの記載のある17事項を除いた177の事項において、事業補助を行いました。

補助金の合計額については、45ページの合計欄を御覧ください。

令和6年度の補助金合計は、127億3,500万円で、前年度と比べ、2億1,900万円の増となっております。

増の主なものを御説明申し上げます。

40ページの25番「コミュニティバス運行」が、1億7,900万円の増、41ページの52番「定額減税補足給付金」が、6億900万円の皆増、42ページの110番「高校生世代育成支援金」が1億5,100万円の増、同じく42ページの111番「児童手当対象外世帯独自給付金」が5億6,100万円の増、44ページの186番「学校給食費無償化事業」が3億1,100万円の増、同じく44ページの187番「学校給食費支援給付金」が1億2,400万円の増となっております。

続きまして、46ページ、資料8、これは、1,000万円以上の工事請負契約の一覧表で、50ページまでございます。

次に、51ページ、資料9を御覧ください。

「地方債の状況」について、御説明申し上げます。

令和5年度末の地方債現在高(A)は、104億4,100万円でございます。

令和6年度の起債は、「認定こども園湯島幼稚園、認定こども園後楽幼稚園、文京清掃事務所整備」、「シビックセンター、男女平等センター改修」、「児童相談所建設」、「元町公園整備」及び「誠之小学校、明化小学校、柳町小学校・柳町子どもの森等改築」に係るもので、発行高(B)は41億円、内訳は、下の表「令和6年度発行債事業債別内訳」のとおりでございます。

また、令和6年度の償還額の元利合計は、6億3,100万円でございます。

これにより、令和6年度末の地方債現在高の合計は、139億8,900万円となっております。

なお、「公債費負担比率」は、普通会計ベースで0.6%となり、前年度を、0.1ポイント下回っております。

次に、52ページ、資料10を御覧ください。

「基金の状況」について、御説明申し上げます。

令和5年度末の基金現在高の合計は、614億500万円で、令和6年度中の「積み立て」額の合計は、92億6,600万円、「取り崩し」額の合計は、165億5,700万円となっております。

したがって、令和6年度末の基金現在高の合計は、541億1,400万円となり、前年度末現在高より、72億9,100万円の減となっております。

これら基金の保管状況は下の表のとおりでございますが、預金に106億6,400万円、債券に434億5,000万円、その比率は、20対80となっております。

また、令和6年度の運用実績は、1億100万円でございます。

なお、令和5年度の運用実績は、6,000万円ございました。

一般会計の概要は、以上でございます。

引き続きまして、各特別会計の概要を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、12ページにお戻りいただき、資料4「令和6年度特別会計決算額の前年度比較」を御覧ください。

「1 国民健康保険特別会計」でございます。

まず、上の（歳入）の表の「合計欄」を御覧ください。

令和6年度の収入済額の合計は、213億8,900万円で、前年度に比べ、3.7%の増となっております。

次に、下の（歳出）の表の「合計欄」、令和6年度の支出済額の合計は、205億7,600万円で、前年度に比べ、1.5%の増となっております。

増減につきましては、次の13ページを御覧ください。

まず、歳入の増減の主なものは、上の表の、1款「国民健康保険料」が7億700万円、12.7%の増、5款「都支出金」が2億5,600万円、2.1%の減となっております。

次に、歳出の増減の主なものは、下の表、3款「国民健康保険事業費納付金」が7億1,900万円、9.6%の増となった一方で、5款「諸支出金」が2億5,000万円、38.9%の減となっております。

次に、14ページを御覧ください。「2 介護保険特別会計」でございます。

まず、上の（歳入）の表の「合計欄」を御覧ください。

令和6年度の収入済額の合計は、173億7,000万円で、前年度に比べ、1.5%の増となっております。

次に、下の（歳出）の表の「合計欄」、令和6年度の支出済額の合計は、170億6,800万円で、前年度に比べ、0.6%の増でございます。

増減につきましては、次の15ページを御覧ください。

まず、歳入の増減の主なものは、上の表の、7款「繰入金」が2億2,000万円、7.4%の増となる一方、3款「国庫支出金」が1億8,000万円、5.1%の減となっております。

次に、歳出の増減の主なものは、下の表の、2款「保険給付費」が2億1,400万円、1.4%の増となる一方、5款「諸支出金」が9,100万円、41.7%の減となっております。

次に、16ページを御覧ください。最後に、「3 後期高齢者医療特別会計」でございます。

まず、上の（歳入）の表の「合計欄」を御覧ください。

令和6年度の収入済額の合計は、64億4,900万円で、前年度に比べ、5.2%の増となっております。

次に、下の（歳出）の表の「合計欄」、令和6年度の支出済額の合計は、63億3,700万円で、前年度に比べ、6.2%の増でございます。

増減につきましては、次の17ページを御覧ください。

まず、歳入の増減の主なものは、上の表の、1款「後期高齢者医療保険料」が3億4,400万円、10.0%の増となる一方、6款「諸収入」が4,600万円、33.5%の減となっております。

次に、歳出の増減の主なものは、下の表、3款「広域連合納付金」が4億4,200万円、8.0%の増となる一方、「保険事業費」が皆減となっております。

以上で、令和6年度の各会計歳入歳出決算の総括説明を終わらせていただきます。

委員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○浅川委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、総括説明に対する質疑に入ります。

初めに、自由民主党、白石委員。

○白石委員 それでは、令和6年度決算審査に当たり、文、自民党文京区議会の総括質問をいたします。

令和6年の経済状況は、外国為替が1ドル160円台まで円安ドル高となり、1990年4月以

来、約34年ぶりの円安水準、日経平均株価は1989年12月、バブル景気を超え、史上最高値の4万円台となり、日銀は賃金上昇を伴う2%の物価安定目標の実現を目指し、07年2月以降、17年ぶりの利上げを行い、賃上げ率は、主要企業を対象とした経団連の最終集計によると5.6%、連合の最終集計で5.1%と、いずれも33年ぶりに5%を超え、歴史的な高水準となりました。

一方で、実質GDP、GDPは、アメリカ、中国に続いていた3位の座を日本のしゅ、総人口の3分の2のドイツになり、世界第4位となるものの、名目GDPでは、2024年4月－6月期に年率換算で600兆円を初めて超え、設備投資は33年ぶりに最、過去最高を更新する年率換算106兆円を超え、政府はデフレ脱却するために賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点として位置づけをいたしました。

政府の経済レポートでは、景気は緩やかな回復が続く理由は、製造業の輸出や生産ではなく、非製造業分野の改善が主因で、DX・デジタル化の推進や人手不足の対応の省力化投資、さらにはコロナ禍を機にさらに高まったEC需要対応の倉庫施設やインバウンド需要対応の宿泊施設の建設投資など、循環的というよりは、より構造的な観点で投資の成長が実現された年とされており、実質所得が増加に転じる中、個人消費も増加に転じているが、力強さに欠ける、高い人手不足感が続く中、女性の正規雇用を中心に就業率が上昇が続く、円安の企業収支、収益押し上げ効果は大企業には見られるが、中小企業には見られないと報告しています。

政府は、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、令和5年度末にデフレ脱却のための総合経済対策への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかな必要な事業が実施できるよう、物価高騰が、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を創設し、低所得者世帯への支援のための低所得者支援、低所得者世帯支援枠を創設し、令和6年度、与党税制改正大綱の取りまとめと併せて成案を得た低所得者支援及び定率減税を補足する給付に対応するため、給付金定額減、減税一体支援枠及び給付支援サービス活用枠を創設し、令和6年の臨時国会で1.1兆円の補正予算が組まれました。

東京都は、重点支援地方交付金実施計画を策定し、保育所等物価高騰、物価高騰緊急対策事業として、27項目の交付対象事業を設定いたしましたが、これらの対象事業をどのように活用され、反映されたのか、その成果を初めにお聞きいたします。

そして、なお続いている物価高騰への対応について、生活の質の向上が実感できるよう、

区民を支え、本区を発展させるために、今後の補助金の活用状況はいかがでしょうか。また、長引く対応として、一般財源での対応も必要であると考えますが、お考えをお伺いいたします。

次に、本区の令和6年度予算編成方針において、課税所得水準の堅調な推移及び納税義務者数の増加により、特別区民税収支、収入が増加が続く一方、ふるさと納税による税流出は拡大傾向にあることを念頭に、デジタルの力を活用し、区民の利便性を高めるとともに、区職員の新しい仕事の進め方への転換による行政サービスの向上を図るため、デジタルトランスフォーメーションを力強く押し進めるとされました。その成果と今後の展望についてお伺いします。

また、文京区公共施設等総合管理計画を将来の財政負担を考慮しながら計画的に実施していく必要を示した一方で、枠配分方式による予算編成を再開し、各部は部内での議論を深め、限られた経営資源の下、主体性と自律性を発揮して予算編成に取り組むとされました。施設に関する情報を一元化する仕組みの、を構築し、システム化に取り組んでいることは評価させていただきます。一般質問でもお聞きしたように、行政課題と区民ニーズを考慮し、計画的な実施をされていくことで、持続性の確保を期待しています。

そこで、枠配分方式に基づいた予算における6年度重点施策の成果についてお尋ねいたします。特に令和7年予算編成からは、この枠配分方式を改良し、上限として機能を持たない一般財源各部枠を設け、その経年変化が見える化するとともに、各部の主体的・自律的な予算編成に取り組んでいることを評価いたしますが、これをさらに効果的なものにしていくため、その前提となる6年度重点施策の主な成果をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

次に、一般会計決算において、歳入総額約1,435億2,295万、前年比16%増、歳出総額約1,359億3,786万、14.9%の増となり、不用額約80億1,600万となっていますが、この実質収支額についての分析をどのように行い、改善していくのかお伺いいたします。

基金については、基金残高が平成26年以降、600億円台で増減していたものの、一般財源が右肩上がりに増えている中、令和6年決算では538億円となり、令和5年度以降、1人当たりで換算した残高基金も当然ながら減少しました。同時に、特別区債を活用して、財政需要に対応したことは評価させていただきます。今後、さきに述べた公共施設の更新や災害対応などの財政需要に対するための基金の見通しと特別区債の扱いをどのようにしていくのか、お考えをお伺いいたします。

実質収支比率については10.8%となり、望ましいとされている3%から5%程度よりも高く、財政の健全性を示す指標としては、財政に余裕があると解釈されても仕方がないと思うのですが、必要なサービスを展開するために努めるべきと——仕方ないと思いますが、必要なサービスを展開するため、さらに努めるべきだと考えますが、今後のお考えについて伺いいたします。

その一方で、経済収支比率は82.4%と高く、弾力性に欠けている結果となったことをどのように分析されているのか、伺いいたします。

次に、財政調整交付金について伺いします。

財政調整交付金が256.8億で前年比14.0%の増、特別交付金が28.8億で6.5%の増、全体で285.6億円で13.2%増でした。都区財政調整会議では、都区間の財源配分について、この間、求めてきた区立児童相談所の設置に伴う配分割合の見直しについては、都区のプロジェクトチームでの検討結果を踏まえ協議がされる課題がある中、令和7年度フレームが議論され、結果、特別区の配分割合56%とし、児童相談所に関しては、都区の連携・協力を引き続き円滑に進めるとされました。特別交付金では、割合を災害対策経費等に充当される6%に変更なされたことは、この間の協議結果として評価をさせていただきます。

ここで確認したいのが、児童相談所が区に移管される事務事業とされてきた中、区によっては、都児相のサテライト誘致や近年では墨田区の都立児童相談所誘致があり、23区の足並みがそろっていないことを2023年の改選前に質疑をさせていただきました。区立児相を設置した10区とそれ以外の都児相、サテライト式、分室型の設置とは財政配分はどのようになっているのでしょうか。これらの配分が地方分権改革の妨げになっていないのか、論点になっていないのか、伺いいたします。

また、併せて、7年度財政調、財政、7年度財調協議で議論された特別交付金の算定の透明性、公平性の向上に向けた算定についての議論がどのようになされているのか、伺いします。

そして、特別区議長会も求めている都市交付、都市計画交付金について、総務省の照会結果を提示しても、都の予算であることを理由に都側が議論に応じない状況であれば、国に対して制度改正を求めていくものと思いますが、その状況についても伺いさせていただきます。

一般質問にて、火葬場対応についてお聞きし、国への要望していく旨の回答をいただきましたが、東京都との協議はどのようにしていくのかも併せて伺いいたします。

次に、ふるさと納税についてお伺いします。

2025年度の区民、区民税流出額は23区全体で1,065、1,065億円に、を超えて、24年度の寄附受入額は総額は約120億円と増やしたものの、流出額の11%で穴埋めできていないことが報道されました。本区においては、2025年度、流出額約43.9億円、2024年度受入額が2.4億円と、5.4%しか補填ができていない状況であり、本来、区民サービスに使われる財源が奪われ続けています。

区長会は、この間、地方連携を深め、自治体連、自治体間連携が深まってきたことは評価をさせていただきます。その一方で、本区の人口推移では、2020年からは15年、15歳から29歳の層が増加に転じ、翌年には30歳から40歳の層が増加に転じ、緩やかに増加傾向にある中、東京23区の住宅地価の上昇は13年連続で約8.3%と多く伸びており、これらの転入者増の中で流出額が増えてきたこととなります。

この制度に対し、6年10月には区長会として、ふるさと納税制度は廃止を含めて抜本的な見直しを不合理な税制改正等に対する特別区の主張として求めています。国に対してどのような改善点を求め行動しているのか、改めてお伺いしたいと思います。

また、ふるさと納税の指定基準の見直しが行われる中、各自治体はさらなる返礼品を準備されている中で、現状のまま推移することは区民サービスにマイナスになることから、本区の魅力を文化資源、教育資源、医療資源などを活用した施策展開を期待していますが、その状況についてもお伺いいたします。

併せて、区民に対し、これらの不合理な税制改正について理解していただけるよう周知が求められますが、現状と展開についてお伺いいたします。

次に、歳出についてお伺いします。

環境の保全と快適で安全なまちづくりで2点お聞きいたします。

一般質問で、東京23区清掃一部事務組合における清掃工場維持に関する分担金の増加について指摘させていただきました。今回は、コロナ禍でも事業を遂行していただき、区民の方々に感謝をされてきた清掃事業運営についてお伺いしたいと思います。

さきに述べたように、区民サービスを維持していく上で、人手不足は深刻な問題であります。今回から、あ、今年からプラスチックごみ回収も始まり、資源回収に協力いただいている地域の力には感謝するものです。この地域力を支えている本区の65歳以上の年齢層は増加傾向にあり、資源回収の在り方に工夫が求められる時期と考えます。近隣区での資源回収の在り方は、委託事業者と資源回収ボックスを管理している状況であり、本区も高齢者の負担

軽減として実施すべきものと考えますが、検討状況についてお伺いいたします。

また、粗大ごみと資源ごみ回収・運搬について、民間事業者との契約においての車両台数と人員についてお伺いいたします。収集・運搬については、本区の道路事情から、停車、停車が困難な場所が多く、安全と交通支障がないよう、運転と収集は別になっているのでしょうか、お伺いいたします。

私は時に運転事業者が積込みしている、積込みに従事している場面を時に見かけますので、資源については、2人体制を改善することで持続可能で安全かつ確実な仕事環境を構築する必要性を指摘させていただいておりますが、令和6年と令和7年で変更した契約内容があるのか。今後の展望についてお伺いします。

また、本年の猛暑の中で働く直営所所員や委託業者所員に対し対応が必要と考えますが、その状況についてお伺いします。

次に、健康で安心な生活基盤の整備について2点お伺いいたします。

厚生労働省は2015年、動物から人へ、人から動物へ伝播可能な感染症、いわゆる人獣共通感染症は、全ての感染症のうち約半数を占めていることや、抗菌薬の不適切な使用を背景とした人、動物、食品、環境等における薬剤耐性（AMR）を持つ細菌の出現が、国際社会で大きな課題と捉え、人や動物の健康と、それを取り巻く環境を包括的に捉え、関連する人獣共通感染症などの分野を横断的な課題として、厚生労働省が、あ、厚生労働省が人間を、農水水産、農林水産省が動物を、環境省が温暖化を、生物多様性を専門として連携して取り組むワンヘルス概念を打ち出し、人獣共通感染症の予防・探知・治療等の対策強化を図るため、医師と獣医師間の知識・問題意識の共有、意見交換の促進、協働意識の醸成や臨床医師と獣医師による、動物由来感染症の患者や患畜の積極的な迅速な感知とその情報発信、病態の解明、予防・診断・治療の向上を図っております。

ここでお聞きするきっかけは、今年、全国過去最高、あ、最多となった、最多152人となったマダニが媒介する感染症SFTS（重症熱性血小板減少症候群）が人の住むエリアでの感染が相次ぎ、猫や犬などペット感染も増加しているという状況があるからです。SFTSの致死率は人間で27から30%、犬では25%、猫では50から70%と高く、本年5月に三重県で獣医師が猫の治療でマダニに刺されたのではなく、感染経路は特定されていませんが、SFTS感染した猫の接触が原因とされ、日本獣医師会は、全国の獣医師にゴーグル、ガウン、手袋着用などの感染防御策の徹底を呼びかける事態となりました。

東京都内ではSFTSは確認されていませんが、マダニは自然の中に入れば遭遇するものであ

るため、人にも動物にもつくものであるため注意が必要です。これらの症例について、東京都獣医師会文京支部にお聞きしますと、治療動物にマダニがついていることは珍しくはないそうです。そして、感染しやすいものではないが、重症化すると怖いものとお聞きしました。では、獣医師がこのSFTSを診察で見つけた場合、感染した場合の対応を迅速に対応するシステムを本区ではこのワンヘルス計画として構築していれば、動物から人へ、人から動物へ伝播可能な感染症の情報が共有され、迅速な対応ができるものと考えますが、現況はいかがでしょうか。

2014年には、蚊を媒体としたデング熱が国内で大規模な感染があり、その対応に追われ、公園で駆除が行われ、現在も雨水ますに投入する薬剤にて本区は対応しており、感染症対策は永遠の事業だと考えます。

私は、動物たちの共生社会を模索し、飼い主さんにはマナー向上に御協力いただき、災害時の同行避難についても活動を行っておりますが、ペットの飼い主さんたちに狂犬病は勿論ですが、感染症の啓発と情報を共有し、感染元の駆除を行うことが大切です。決して感染症予防を怠った人や動物が集まる危険性を危惧することがないように対応を図っていただきたいと思いますが、その状況についてお伺いいたします。

次に、民泊新法についてお伺いします。

さきに述べた経済背景の中で、外国人観光客の増加と合わせて、都内の民泊事業者が増えてきましたが、本区の民泊数の推移をお示してください。他の自治体では、近隣トラブル等が急増していることから、条例を改正し、対応を検討している区もありますが、本区の状況はいかがでしょうか。

また、これらの状況を踏まえ、特別区として民泊新法の規制強化を国に求めることが区民生活を守るために必要と考えますが、現況についてお伺いいたします。

最後に、中小企業の企業力向上についてお伺いします。

6年度に実施されたキャッシュレス決済ポイント還元事業につきましては、好評を受け、より区内循環を図る改善をし、一般質問でもお聞きしましたが、本年度は区内在住者の9月上旬での購入率は45%となっているとのことでした。また、キャッシュレス決済の展望については、本制度を活用した商品券プレミアム分を活用していくとのことでした。

キャッシュレス決済については、多くの自治体が様々な手法を使用していることは御承知のとおりです。地域決済能力を高めることで、交通機関利用、地域商店利用に対し、健康管理ソフトとの連携によるポイント付与、観光ソフトと連携してのポイント付与、行政サービ

ソフトと連携してポイント付与など、多くの施策が展開されており、開発経費やランニングコストを見込んだ展開と考えています。

都では、東京都公式アプリ「東京アプリ」を通じて、実現する行政サービスの将来像を公表し、ばらばらになっている行政の窓口に将来的にはアプリ上で一元化するとしています。

本区においては、キャッシュレス決済と結びつける行政サービスの展開を構築し始めるのが今後の展望と示唆いたしますが、お考えをお伺いして、自民党の総括質問を終わらせていただきます。

○浅川委員長 ただいま、自由民主党の総括質問が終了いたしました。

この答弁に先立ちまして、会計方式について御説明を受けます。

新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 答弁に入る前に、会計方式について、御説明申し上げます。

決算につきましては、「一般会計」や「特別会計」とは別に、「普通会計」という概念がございます。

これは、毎年、総務省が実施する「地方財政状況調査」における概念であり、全国の都道府県、区市町村を同一の基準で比較するためのものがございます。

実質収支比率や経常収支比率等の財政指標については、この「普通会計」の数値を用いて答弁させていただきます。

また、他の自治体との比較について御説明する際にも、一部、普通会計上の数値を使わせていただくことがございますので、御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○浅川委員長 それでは、答弁に入らせていただきます。

新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 白石議員の御質問にお答えいたします。

初めに、物価高騰対策についてのお尋ねですが、令和6年度に都が実施した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事業のうち、区市町村が対象となったものは、保育所等物価高騰緊急対策事業となっております。区では、補助金を活用して、私立認可保育所等の運営事業者に対する食材費及び光熱費の補助を行うことにより、厳しい経営環境下における事業者の負担軽減を図り、安定した保育サービスの提供を支える成果につながったことができたと考えております。

また、今年度においても、物価高騰への対応を継続するため、国の財源を活用した定額減税補足給付金事業の実施に加え、一般財源を活用したキャッシュレス決済ポイント還元事業

補助や、介護保険・障害福祉サービス事業者への、等への光熱費等補助、さらには、区立中学校の修学旅行補助などへの取組を進めているところです。

次に、本区のデジタルトランスフォーメーションについてのお尋ねですが、令和6年度の重点施策として、行政、行政手続のオンライン化、業務改革の取組、D X推進に必要な環境・仕組みづくり、D X人材の育成の四つの分野で11事業、約1億4,600万円を執行し、自治体D Xを推進してまいりました。

具体的には、戸籍証明のコンビニ交付開始や、病児・病後児保育施設の利用手続のデジタル化など、行政手続のオンライン化を進めることにより、区民サービスの利便性を高め、行政サービスの向上を図りました。また、生成A IやA IチャットボットなどのA Iの活用、区立図書館のデジタル化、国際Wi-Fi相互接続基盤であるオープンローミングに対応した公衆Wi-Fi基盤の整備、デジタルスキル習得に向けたリスキリング推進事業など、D Xの推進に必要な基盤整備と人材育成を実施いたしました。

本年度は、これまでの取組をより一層推進するとともに、区民と行政の多様な接点のデジタル化を図るため、行政手続のオンライン化をフロントヤード改革へと広げ、書かない窓口の推進や口座振替手続の電子申請化など、対面とデジタル技術の活用の両面でD Xに取り組んでまいります。さらに、本年3月に策定した文京区人材確保育成基本方針に基づき、デジタル機器を利用する全ての職員のデジタルリテラシーの向上を図るとともに、D Xの推進役となるデジタル人材の育成を進めてまいります。これらのD Xの推進に当たっては、情報政策部門が各部署を支援するとともに、全庁的な検討体制の構築においてファシリテーターとしての役割を担うなど、伴走型の支援を実施してまいります。

次に、令和6年度重点施策の主な成果についてのお尋ねですが、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に向けた取組として、防災アドバイザー派遣事業や新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成事業では、当初の想定件数を大幅に上回る実績がありました。また、図書館利用者の利便性向上に関する事業では、図書館資料にI Cタグを貼付するとともに、真砂中央図書館においてセルフ貸出機を先行導入し、貸出しのセルフ化による図書館利用者の利便性の向上を図りました。これらの重点施策によって、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に効果があったものと認識しております。

今後は、7年度予算編成から導入した新たな枠配分方式の下、重点施策に係る予算も含め、各部において幅広く議論を重ねることで、現場の裁量を生かしつつ、変化の激しい社会状況を的確に捉え、区民ニーズを踏まえた効果的な施策を積極的に推進してまいります。

次に、令和6年度一般会計決算における実質収支額についてのお尋ねですが、前年度と比較し、実質収支額が増加した要因としては、歳入において、2月補正予算で見込んだ以上に特別区交付金や株式等譲渡所得割交付金が増収となったこと、また、歳出においては、児童手当・児童育成手当や家計支援臨時給付金等の執行実績に伴う残が発生したことなどにより、例年を上回る不用額が生じたことによるものと分析しております。

令和8年度予算編成に向けては、引き続き、確度の高い歳入見積りや各事業の執行率改善に取り組み、効率的で効果的な財政運営を推進してまいります。

次に、基金と特別区債についてのお尋ねですが、令和6年度末時点での総基金残高は約538億円となり、「文の京」総合戦略で示した財政見通しにおける推計値を約10億円下回っております。近年の総基金残高の減少傾向については、課題の一つと捉えているため、令和8年度予算編成方針においては、財政調整基金の一定の年度末残高維持に努めるとともに、公共施設整備等において、等についても、将来の財政負担を踏まえながら、必要性を見極め、計画的に実施していくことを明記したところです。また、特別区債についても、今後の多額の費用を要する公共施設整備を計画的に実施していくため、積極的な活用を図ってまいります。

今後も、起債依存度や公債費負担比率などの指標に留意しながら、より有、より有利となる貸付け条件を見極めつつ活用することにより、持続可能で健全な財政運営に取り組んでまいります。

次に、令和6年度決算における財政指標についてのお尋ねですが、委員御指摘のとおり、6年度決算の実質収支比率は前年度よりも2.8ポイント増加して10.8%となっております。前年度と比較し、実質収支額が増加した要因としては、先ほど申し上げたように、歳入において、2月補正予算で見込んだ以上に特別区交付金や株式等譲渡所得割交付金が増収となったこと、また、歳出において、児童手当・児童育成手当や家計支援臨時給付金等の執行実績に伴う残が発生したことなどにより、例年を上回る不用額、不用額が生じたことによるものと分析しております。

この結果、実質収支額が前年を上回る一方で、本区の財政規模は年々拡大しており、また、総基金の年度末残高は緩やかに減少しております。さらに、特別区債残高は増加傾向を示しており、引き続き、持続可能で健全な財政運営に取り組む必要があると考えております。また、経常収支比率については、特別区の平均より高いものの、前年度から0.3ポイント改善し82.4%となっており、一定の財政運営の弾力性は維持できているものと捉えております。

今後とも、社会情勢の変化を見極めながら、区民サービスの向上につながる様々な施策の実施に取り組んでまいります。

次に、児童相談所関連経費の財源配分等についてのお尋ねですが、特別区財政調整交付金においては、区立児童相談所の運営に係る需要額が各区の実態に応じて算定されておりますが、都立児童相談所やサテライト型等の設置については、区の財政負担が発生しない運営方式であるため、需要額の算定対象には含まれないものと認識しております。

児童相談所の設置形態の多様化は、各区の実情に応じた柔軟な支援や地域の実情に合った専門的なアプローチを可能にするものであり、地方分権改革の流れを妨げるものではないと考えており、現時点では、財調協議の論点にはなっていない状況です。

次に、特別交付金の算定についてのお尋ねですが、令和7年度都区財政調整協議の結果を踏まえ、令和8年度に向けては、特別交付金の透明性や公平性を高める観点から、算定ルールの見直しに関する協議が行われることとなっております。現在、区長会を中心に、交付率や算定方法等に関する区側提案を検討しており、引き続き、その内容を踏まえ、本年度の財調協議に臨んでまいります。

次に、都市計画交付金についてのお尋ねですが、都の7年度予算においては、200億円から300億円へ増額されておりますが、制度そのものが見直されたものではないと認識しております。これまでの財調協議においても、交付率の撤廃・改善や、交付金総額の拡大及び都市計画税の適正な配分を検証するための情報の開示などを都に求め、併せて財調協議の場で議論ができないのであれば、別の協議体の設置を求めてきたところですが、依然として議論を進展させることができない状況が続いております。委員御指摘のとおり、円滑な都市計画事業の実施の観点から、引き続き、財調協議における検討課題となっており、都の予算であることを理由に都側が議論に応じない以上、今後も国に対して制度改革を求めざるを得ないと考えており、併せて、都側に、都側には建設的な議論を強く求めてまいります。

次に、火葬場についてのお尋ねですが、近年の火葬場に関する状況については、特別区における大きな課題であると認識しており、これまでも区長会において協議し、国への要望等を行ってきたところです。今般、都も東京全体で安定的な火葬体制の確保は重要な問題と捉え、国への要望を検討していることから、都とも協議しながら対応を検討してまいります。

次に、ふるさと納税による減収対策についてのお尋ねですが、区長会からの令和8年度国の施策及び予算に関する要望書では、ふるさと納税の廃止を含む抜本的な見直しに加え、当面の緊急対応として、住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の2割から以前の1割に

戻すことや、控除額に上限を設けることなどを要望しております。なお、不合理な税制改正に関する区民周知として、従来の区報やホームページに加え、区長会が作成したチラシの配布等を行い、区民の理解と関心の一層の向上に努めてまいります。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、ふるさと納税の返礼品についてのお尋ねですが、区では、令和5年11月より新たな返礼品の提供を開始するとともに、令和6年度からは、区内事業者等から返礼品の公募を開始しました。これにより、区内施設における食事券や宿泊券、区内出版社における絵本等をはじめ、6年度末時点で33事業者、180品目まで返礼品が拡充され、結果として、当初の見込みを超える約2億4,000万円の寄附が区へ寄せられました。

このほか、6年度より、新たなふるさと納税を活用した財源確保の仕組みとして、協定大学による地域貢献事業への寄附の募集を開始し、区内外の方が本区へ関心を寄せていただける取組を進めております。また、医療資源を活用した返礼品の開拓については、現在、区内医療機関と返礼品の提供に向けた協議をしているところです。

今後も、国のふるさと納、ふるさと納税制、納税の指定基準の見直しを注視しつつ、寄附者が本区を応援したいという気持ちのより一層の醸成につながるよう、区の地域や産業の魅力を発信するための地域資源を生かした返礼品の拡充等を行ってまいります。

○浅川委員長 木幡資源環境部長。

○木幡資源環境部長 次に、資源回収における高齢者の負担軽減についてのお尋ねですが、現在、区では資源回収用コンテナの管理を集積所の利用者をお願いしておりますが、委員御指摘のとおり、地域住民の高齢化等に伴い、その管理が負担であるとの御意見があることを認識しております。委託業者によるコンテナの管理については、車両の調達や人員の確保等の課題がありますが、区としても、他区の実施状況等も参考にしつつ、検討しているところです。

次に、粗大ごみと資源の収集・運搬時の体制についてのお尋ねですが、粗大ごみについては、4台の車両にそれぞれ運転手1人、作業員2人の収集体制となっており、瓶や缶、ペットボトルといった資源については、23台の車両にそれぞれ運転手と作業員1人ずつの収集体制で実施しており、安全性や収集時の運搬等に支障はないものと捉えております。また、既存の資源回収については、これまでも安全に作業が実施できていることから、昨年度から契約に変更点は、変更点はございませんが、今年度から開始したプラスチック資源の回収に当たっては、原則、作業員2人体制で実施しております。

今後とも、本区の道路事情等や地域特性等、直営で培った知識や経験を委託事業者と、受託事業者とも共有し、安全な作業環境を整備してまいります。

次に、収集作業員の熱中症対策についてのお尋ねですが、区の直営においては、職員の要望を踏まえ、ファンジャケットや塩タブレットを配備するなどの対応をしております。また、委託業者の社員については、委託料に熱中症対策費を含んでおり、各事業者において適切な対応は図られているものと認識しております。

今後とも、作業員の安全確保を第一に、必要な熱中症対策を実施してまいります。

○浅川委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 次に、動物から人へ、人から動物へ伝播可能な感染症のお尋ねですが、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）は、SFTSウイルスを保有するマダニに刺されることで感染する致死率の高い人獣共通感染症です。また、ウイルスに感染した犬や猫にかまれたり、血液などの体液に直接触れたりしても感染することが報告されています。SFTSの対策を進める上で、人や動物の健康とそれを取り巻く環境を包括的に捉え、人獣共通感染症や薬剤耐性菌等の分野横断的な課題に対して、関係者が連携して取り組むワンヘルスアプローチの考え方は重要です。

SFTSは、感染症法上の4類感染症であり、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出ることとされています。都内での感染はまだ確認されていませんが、保健所は届出を受理した際には、速やかに患者の行動歴やペット飼育の有無などについて積極的疫学調査を行い、同居者やペットの健康状態等を確認し、SFTSを疑う症状がある場合には受診を促します。

獣医師がSFTSに感染した疑いのあるペットを診察する際の感染防止対策や、飼い主の啓発について、今後、獣医師会等と連携して周知啓発に努めてまいります。また、区ホームページにSFTSについての説明と注意喚起を掲載しておりますが、引き続き、様々な人獣共通感染症について、感染症予防イベントや動物愛護週間の展示イベントなどの機会を捉えて、獣医師会等と連携し、普及啓発を行ってまいります。

次に、住宅宿泊事業法についてのお尋ねですが、区内の民泊施設数は令和4年度末で111件、111件、令和5年度末で165件、令和6年度末で279件、令和7年度9月末で325件です。

平成30年の住宅宿泊事業法施行に伴い、区は区民の生活環境の悪化を防止することを目的とし、文京区宿泊事業の運営に関する条例を制定しました。本条例により、区内のおよそ70%を占める住居専用地域、住居地域、準工業地域及び文教地区においては、日曜日の正午から金曜日の正午までは事業を行うことができないよう制限を付しており、事業開始前には

近隣住民へ周知を行うことを義務づけております。また、事業者に対しては、事前相談時に近隣住民とのトラブルを避けるために、丁寧な周知を行うよう指導しております。さらに、区民の生活環境の悪化を防止する適正な運営を確保するよう、事業開始前にきめ細かに指導を行っております。事業開始後に苦情が寄せられた際には、速やかに事業者に連絡をし、適切に対応するよう指導しております。

現時点で、直ちに規制ルールを強化する考えはありませんが、今後も事業者への指導を徹底するとともに、他自治体の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

次に、住宅宿泊事業法の規制強化についてのお尋ねですが、住宅宿泊事業法については、特別区に限らず、他の地域でも様々な課題が確認されていることから、国において議論がなされるべきものですが、委員御指摘の状況を踏まえ、国や他自治体の動向に注視しながら、今後の対応について研究してまいります。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 最後に、キャッシュレス決済とひもづく行政サービスの展開についてのお尋ねですが、キャッシュレス決済ポイント還元事業は、キャッシュレス決済の推進に加えて、商店街の活性化及び区内商店、区内商店の販売促進支援を目的としており、キャッシュレス決済の普及状況や商店会加入数等の評価指標で一定の成果が出ております。また、窓口サービスにおいては、昨年度、住民税の普通徴収やマイナンバーカード再交付手数料等でキャッシュレス決済を導入したところであり、今後も区民との接点となるフロントヤードの改革を推進してまいります。

引き続き、行政サービスの利便性の向上や区内中小企業の活性化に向けて、キャッシュレス決済やデジタル技術を活用した施策に取り組んでまいります。

○浅川委員長 続きまして、日本共産党、石沢委員。お願いします。

○石沢委員 日本共産党文京区議団の2024年度決算への総括質問を行います。

昨年度の法人企業統計で経常利益は過去最高、労働分配率は51年ぶりの低水準です。さらに、東証が2023年3月、資本コストや株価を意識した経営を求め、自社株買いを急増させ、収益は賃上げや設備投資でなく、株主還元へ回され、内需を萎縮させ、賃金が上がらない30年の末に自公政権の経済無策が加わり、暮らしと地域経済の困難の原因となっています。

自社株買いの弊害は、経産省も5月に認め、首相ですら、企業の利益が株主への還元だけで終わってはいけなし、従業員、家族、地域への還元が極めて重要と答弁しています。そこで、少なくとも特別区交付金と株式等譲渡所得割交付金、配当割交付金の予算減額から

上振れした24億円は、今年度の当初に想定しなかった暮らし、教育、福祉や地域経済支援策を新たに実施し、区民に還元すべきです。伺います。

また、歳入において、予算現額からの上振れ分は議会報告しておらず、決算審査前に通年議会で質疑に付すべきです。お答えください。

決算剰余金80億円、実質収支比率10.8%で40億円の財調基金にため、10億円を留保する区財政について、我が党の財政は潤沢との指摘を区長は退けた際、その理由に、総基金減と区債残高増を挙げました。職員研修でも総基金から起債残高を引いた額が減と示し、財政の健全性や財政の弾力性低下を主張しています。しかし、実質的な将来の財政負担を捉える場合、地方債現在高と債務負担行為額の合計から積立金総額を引いて示すのが普通です。この地方財政白書の算式で捉えた実質的な将来の財政負担を過去5年分示し、区長が将来負担に関し、債務負担行為額に言及しなかったわけを伺います。

なお、職員に弾力性低下を言うなら、一般に1に近いほど財政に余裕があるとされる財政力指数0.62の23区での順位を伺います。

区長は、区民福祉の向上のための財源を必要とする場合に決算剰余金を使うというもの、我が党の活用策の提起について考えていないと退けました。さらに、6年度の標準財政規模745億円の30%、223億円の財調基金が必要とし、財調基金残高178億円に45億円をため、あ、加えためることが、区長の言う中・長期的な視点で財政構造を見通すこととなります。区の狙いは、区内最大規模の床面積を持つ後楽南地区再開発や、金食い虫のシビック改修への財政負担をスムーズにするとの目的があるのではないか、伺います。

そして、特別区の標準財政規模は、地方交付税算定の場合と同じか。標準財政規模は、地方財政制度で何を目的に設定されているのか。さらに、その標準財政規模を財調基金残高の指標にする根拠はどこにあり、財政構造見通しに使ってよい財政指標なのか、それぞれお答えください。

一般財源各部枠について、区は各部の歳出額から純粋に各部が獲得した特定財源だけを差し引いたものと定義しています。これは、地方財政学の通説で用いられる自主財源、または普通決算で用いる一般財源等、経常一般財源とどう違うのか説明し、また、部局ごとに6、7年度の一般財源各部枠の当初額を示してください。

一般財源各部枠の予算編成では、特定財源を所管課が獲得すると説明しますが、生活保護費の75%を国負担とする生活保護法どおりなのか。5年間の国庫負担額と率を示し、見解を求めます。また、生活保護利用者減少の原因も述べてください。

さらに、障害福祉の地域生活支援事業費は、50%負担のはずの国が予算上限を設けるので、一般財源負担が増えてしまいます。そこで、過去5年の国庫負担の額と率を示し、国に改善を求め伺います。

このように、国等の都合で特定財源が制度設計どおりに交付されない場合、一般財源各部枠を当初から抑制しないで予算配分されるのか、実際の運用状況をお答えください。

中・長期的な視点で財政構造を見通すと言いつつ、2017年度に消費税と設計料を除き、総額174億円かかるシビック改修の中間見直しを7年目の年度末に委員会報告すること自体、シビックを聖域扱いする大問題であり、シビック改修計画の執行総額と認識を伺います。

今後、シビック改修は、22から24階の議会と21階の仮控室に概算で21億円の工事を見込みます。財政健全性と区民施設優先を両立するなら、議会フロアは古くて使えないだけでなく、LED化など、最小限の部分改修に限定すべきで、見解と議会改修費の検討状況を伺います。

なお、庁舎に食堂がないのは、福利厚生や区民サービス低下との声が寄せられており、代替策を求めます。

総合体育館では、男女の更衣室とシャワー・プールエリアとの間のドアが壊れ、更衣室に大量の湿気が入り結露し、女子更衣室の天井材は湿気を吸収して落下寸前で緊急に撤去され、男女双方のロッカーはさびつき、鍵穴もさびてキーが入らず、使用禁止と貼り紙が多数張られています。プールガラスのステンレスの枠はプールエリアでさびつき、廊下側のシーリング部にさびが浮き出しつつあります。これらの経過と原因、対策を伺います。

指定管理は、収益確保のため、コストカットでサービス低下が宿命で検証が必要です。そこで、指定管理のスポーツ施設1者、図書館2者、公園2者、八ヶ岳学園1者の各指定管理料と直営の区民センター、不忍通りふれあい館、駒込地活、保健サービスセンター本郷支所の各維持委託費について、6年度の予算・決算額と5年前との変動率を伺います。

千駄木の郷の法人撤退が昨年秋に判明し、利用者、家族、職員と住民から、職員の雇用と利用者の生活を守れとの署名2,388筆が区長に提出されました。また、2月に区長は、後継となる事業者にも職員の雇用の安定に極力配慮を求めると答弁し、事業者、事業者選定では、希望者の雇用継続について最大限の配慮を求め、社会福祉法人奉優会が決まりました。来春の法人入替えが迫る今、利用者、家族から「職員さんはこれからもここで働いてくれるの」と質問が相次いでいます。家族や利用者に奉優会が雇用継続、雇用継承の見通しを持ち、説明することが、利用者、家族の安心につながります。

そこで、次期法人が行う職員説明会は、利用者・家族説明会に先立ち行うこと、夏には地

元住民にも呼びかけ、花火を楽しむ企画を生み出した職能と職員集団を継続させるため、勤務体制を含めた継承に区も尽力を求め、それぞれ伺います。そして、介護の質を担う職能者の雇用が、千駄木の地で積み上げてきたケアの水準そのものとの認識はありますか、伺います。

後期高齢医療特別会計への一般会計からの繰入額は、6年度当初は24億円で、決算額もほぼ同額でした。この24億円は、4科目で高齢者の負担軽減となる科目名が予算書には書いてあります。ところが、普通会計では、6年度繰入金は5.8億円で、差額の18.2億円の要因を伺います。また、決算額24億円に係る科目ごとの繰入れ目的と具体的な使途、決算額をそれぞれ伺います。併せて、当初予算で示した24億円規模の負担軽減効果は区民に限定して発揮されたと言えるのか、科目ごとにお答えください。

なお、後期医療会計への繰入額について、当初額と普通会計上の額、また、広域連合への繰出額を5年分示し、繰出額の計算方法も伺います。

また、区の保険料総額を被保険者数で割って得られる6、7年度の1人当たり保険料と23区での順位、滞納者への差押え件数と金額を過去5年分お示しください。

なお、経過措置終了で2割負担になった方の人数を示し、国に経過措置再開を求めてください。伺います。

高過ぎて払いたくても払えない国保料を値下げするための、その他繰入金は、歳入差引きで、差引き、歳入歳出の差引きで10.9億円です。この金額の積算根拠と保険料軽減の実績を伺います。

一方、2025年9月、2025年度9月補正では、6.1億円が一般会計に繰り出されており、1.5億円で可能な子どもの均等割解消は、財政面では可能であり、子ども均等割解消を実施し、保険料軽減の法定外繰入れは継続すべきです。伺います。

監査委員会は、支払い漏れや遅延、個人情報誤送付などの不備が毎年発生し、同一部署で同一の不備が複数年にわたって発生と指摘しましたが、23万区民の福祉増進のための公務を担う職員育成が問われます。2年前に実施した会計年度任用職員を含む職員アンケートには、あなたが所属する係には、仕事を教え合い、人を育てる意識があると感じますかとの問いに、「意識はあるが、あまり実行されていない」と、「意識はほとんど感じられない」との回答が25.7%に達し、「全体で人手不足」、「業務が手いっぱい育成の余裕がない」、

「知っていて当然という雰囲気がある」との理由さえ記載されていました。先日の自治制度委員会でも、仕事がどんどん増えているとの実態も答弁され、改ざん、改善されないままだ

と伺います。結局、背景に慢性的な職員不足と一体の職員育成の停滞があるとの認識を持ち、憲法15条が示す全体の奉仕者として住民福祉の増進に住民とともに力を尽くす自治体職員の育成という原点に立ち返り、岸本杉並区長が、職員のやりがい、働きがいを高めることが区民の幸せにもなる好循環につながると打ち出していることも参考に、職員育成と本格的増員へかじを切ることが必要です。伺います。

こうした中途退職者が増え続け、増え、心配が募ります。過去5年の中途退職者数を職層ごとに、事務系・技能系に分け、年度ごとに伺います。

なお、区はDX化を一つの方策と言いますが、根本策とは言えません、認識を伺います。

会計年度職員の経験年数に応じた昇給について、区長は研究すると答弁していますが、我が党が昨年11月に示した3区含め、現在は、墨田、港、杉並、板橋、渋谷が昇給制度を設けています。文京区でも会計年度職員の昇給を行うべきで、伺います。

地域経済の活性化を掲げる公契約条例の目的達成に向け、労働報酬下限額が1,295円で足りるとは思えません。審議会でこの金額を決めた際、活用した指標を全て示し、併せて、公契約条例を持つ13区中、区の労働報酬下限額は、今、何番目かをお示してください。

今月からやっと1,226円になった東京都の最賃と比べても、1,295円は、その差僅か6%にすぎません。最賃より19%高い1,460円の世田谷は、労働報酬下限額を決めるため専門部会をつくり、地元で各業種の実勢賃金を調べて下限を決めています。同様の取組が必要で、伺います。

小・中93特別教室の快適化改修ですが、明豊ファシリティワークスのデザイン、サウンディング調査で設計者をリストアップし、3社を選定し、学校を4グループに分け設計を行いました。この経過に関して、教育長は明豊ファシリティワークスが行った調査結果を踏まえ、設計・施工・工事監理などの発注を検討していると我が党の質問に答弁しましたが、今年度から本格的に工事を始めた礪川小のグループでは、設計を担当した会社が工事監理を行っていないといいます。それでは、誰が工事監理を行っているのか伺います。

明豊ファシリティワークスの調査は、工事監理を行える事業者を示したはずですが、一体どんなサウンディング調査だったのか検証すべきで、見解を伺います。

なお、明豊ファシリティワークスへの支払い額を年度ごとにお示してください。

猛暑から子どもを守るため、学校や児童館、育成室でも、廊下や玄関にエアコンが必要と求めたところ、教育長は、施設の状況を踏まえ必要な対策をすると、必要な対策を検討するとの答弁でした。そこで、廊下や玄関にエアコンを設置していない学校数、児童館数、育成

室数と、いつまでに設置するのか伺います。

全日本教職員組合のアンケートで、勤務時間前に業務を行っている教員は94%、勤務時間後も校内で業務を行う教員は97%に上り、1日の残業時間は1時間半から2時間が23%、2時間以上が34%、3時間以上が10%で、自宅に帰っても仕事をしている人は7割、土日にも行っている人は75%と深刻です。さらに、教員の未配置が発生している場合は、残業が長時間になる傾向も見られます。そこで、今年4月と9月時点での教員の欠員数とその内訳。補充人数と正規・非正規の内訳について伺います。

また、未配置が発生している学校と発生していない学校での4月と9月の教員の総残業時間と残業した教員の人数、持ち帰り業務を行っている教員数と持ち帰り業務の総時間、月の残業時間が過労死ラインの80時間を超える教員数についてそれぞれ伺います。

教材費や修学旅行費の無償化・負担軽減は、中野、品川に続き、千代田、港、台東、足立、葛飾、荒川、墨田など9区に広がっています。我が党が予算修正で提案したように、3億6,000万円で小・中学校の教材費、移動教室、修学旅行の無償化が可能です。昨年度の決算剰余金は80億円もあり、その4.5%で実現可能です。今すぐ実施すべきで、伺います。

義務教育の無償化をうたった日本国憲法が施行されて78年、ようやく国は骨太の方針で、令和8年度予算の編成過程で給食無償化を実現するとしました。しかし、自民党は総裁選で時間を浪費し、7月20日の参院選以降、3か月近く国会は開かれず、給食無償化実現に向けた国の予算は見えてきません。国に給食無償化の予算を一刻も早く出すよう求めるべきで、伺います。

昨年度実施した竹早・小石川図書館の中間まとめの意見募集には430件もの意見が寄せられ、図書館の充実が160件、公園の充実が116件、テニスコートに関する意見は229件でした。また、図書館の開架率が77.4%から50%に下がっているのですが、思いがけない本に出会うのが楽しみなので、開架率を下げないでほしい等、期待の意見が寄せられています。

小石川図書館の貸出し件数は年50万冊を超えています。建て替えによって新しくなれば、さらに増加が予想されます。竹早・小石川図書館一体的整備における最重要課題は図書館の建設です。中間のまとめの3章、5章は白紙とし、司書資格を持つ図書館の専門家の力も借り、十分な調査や検証を行い、建て替えに着手するよう求め、図書館を含む3分野をまとめる庁内組織が必要です。併せて伺います。

また、テニスコートを含む運動施設については、中間まとめ等の区民の意見を参考に、目白台運動公園、東邦音楽大学跡地、学校等の活用を検討すべきで、伺います。

最高裁は6月に厚労大臣による2013年から3回で総額680億円もの生活保護基準減額の生活保護費基準額の大幅な削減は違法と認め、各処分を取り消す判決を出しました。この判決は、少数者の権利保護を含む法による支配、法による正義を実現するという司法の役割を十分に果たしたものであるとして高く評価できますが、見解を伺います。

国に、これら引下げによる保護費処分、保護費減額処分の取消しを求める同種訴訟の全面解決とともに、提訴した者以外の利用者及び元利用者に対しても、引下げ前の基準で受けるべきだった生活保護費と実際の支給額との差額を支給するなど、必要な補償措置を求めるべきで、伺います。

これら前進がある一方、生活保護利用者が亡くなった場合、単身で居住していた賃貸での自宅の退去や清掃費用を不動産業者や大家が負担せざるを得ない実態が生じ、区もその事実を認めています。こんな場合、かつては区が費用を負担していた時期があったはずです。経費の支出実績を過去3年分と、支出を止めた経緯と理由も伺います。

生活保護利用の世帯で重度の障害者・児を日常的に介護している世帯には、家族介護料が加算されます。ところが昨年11月、堺市で家族介護料の必要な65世帯、総額4,100万円の支給漏れが報道されました。重度障害の子ども2人と暮らしていた女性は、17年間で625万円も加算していなかったケースもありました。堺市は支給漏れの世帯に謝罪し、5年を限度に遡及して支払い、国の支給基準が曖昧な面もあった、改正を要望していきたいと会見で発言しています。さらに、京都市でも支給漏れが発生しています。文京区では、よもやこんなことはないと思いますが、対象世帯の調査を行い、国に支給漏れが起きないように求めるべきで、伺います。

65歳以上の区の補聴器購入助成は、今年4月から上限を7万2,450円に引き上げたことで、5月末まで35件、昨年1年間で65件だった半数以上となりました。今年度の想定数、8月末時点の総数、購入平均額をお示してください。

第10期介護保険事業計画策定に向けた高齢者実態調査の項目に、聴覚への不安があるかが新規に入りましたが、現在装用している方への調査も必要と考えるが、検討しているのか伺います。

兵庫県では、407人対象の補聴器活用調査で、使用前後の趣味・スポーツ活動への参加日数が増加したとの回答、その理由は、補聴器の使用で社会参加しやすくなったと約半数が回答。補聴器装用が社会参加促進に寄与することが実証されたとしています。このことは、認知機能低下、要介護度上昇を遅延させる裏づけであり、認知症対策費削減に直接資すること

が期待されると考えますが、区の認識を伺います。

早期発見のために、高齢者健診での聴力検査、高齢者あんしん相談センターで聞こえの相談を行い、補聴器の適合調整や購入後のアフターケアなども行うこと、併せてお答えください。

千代田区は、全年齢が対象、世田谷区は18歳以上、品川区は65歳に加え、今年度から原則1割の定率負担があるものの、18歳以上に、の助成が始まりました。文京区でも対象年齢を下げ、助成額を上げ、また、国に公費補助を求めるべきです。併せてお答えください。

今年6月、文京区を含む都心6区の中古マンションの平均価格は1億6,415万円、前年同月比36.1%の値上がりと報道され、新築マンションは言わずもがなで、普通に働く勤労者が区内に住めない深刻で異常な事態です。区の認識を伺います。

住宅価格の異常高騰は、大規模開発とそれを規制緩和や減税、都有地の提供などで推進した都と国に大きな責任があります。また、投機目的での住宅取得や転売の野放しが海外を含む投機マネーを呼び込み、住宅を投機の対象にしたことも高騰に拍車をかけています。

千代田区が不動産協会に対し、区内の投機目的でのマンション取引防止を目指し、市街地再開発事業での販売マンション購入は、販売マンションは購入から5年間転売できない特約を付すこと、同一の個人が、個人や法人が同じマンション内で複数物件の購入を禁止するよう求めています。また、国や都に短期で転売した場合の譲渡所得税の引上げ等、投機目的の転売を抑制する有効な対策を講じるよう求めています。文京区でも同様な対策が必要ではないか、伺います。

千代田区は、マンションの居住実態調査を行った結果、今年完成した分譲マンションの約7割で居住実態がないことが要請の背景にあるとされます。275億円もの税金が投入され、1住戸2億円以上にもなる春日・後樂園駅前再開発ビルでの居住実態調査が必要と思います。お答えください。

民泊が計画されている建物の周辺住民からは、酔った観光客が大きな声を出さないか、ベランダからごみのポイ捨てが心配などの、心配などの声が寄せられています。文京区で民泊が実施できるのは、住居専用地域、住居地域、準工業地域、文教地区では金曜昼から日曜昼までで、それ以外の用途地域は年間180日までです。一方、江東、荒川、目黒、中央は区内全域一律ルールを決めており、江東と荒川は土曜昼から月曜昼まで、目黒は金曜昼から日曜昼まで、中央は土曜昼から月曜昼まで実施可とし、中央は届出する場合は周辺住民への説明会が必要です。最近では、豊島も民泊を実施できる期間は夏と年末年始の年間84日間に限定

し、住居専用地域と文教地区では民泊の新設を認めず、既存施設についても遡って適用する方針を示しました。文京区も昨今の民泊出店ラッシュから住環境を守るために、規制ルールの強化と説明会の開催義務づけなど求め、伺います。

なお、今年3月12日の予算委員会では、区内で運営されている民泊は259件との答弁でしたが、現在の件数をお示してください。

気候変動対策の充実を求め伺います。

環境省によると、世界の森林面積は215年までの25年間で、あ、2015年までの25年間で、日本の森林面積の2,500万ヘクタールの5倍以上の1.29億ヘクタールが減少し、気候変動に関する政府間パネル・IPCCは、世界の温室効果ガス排出量の約11%は森林が農地など他の用途へ転用されたことが要因としています。

国際環境N G OのFoE JAPANは、気候変動対策として世界の森林減少抑制に取り組むことの重要性を指摘し、地方自治体の土木・建築工事で使うコンクリート型枠用合板には熱帯雨林材をなるべく使わないよう強調しています。都は、公共工事の資材調達について、都建設リサイクルガイドラインや環境物品調達方針で、適切に管理されていない森林から伐採された熱帯雨林材の使用抑制を明記しています。区でもコンクリート型枠用合板について、都と同様にするよう求め、現状を伺います。また、実効性を高めるために、設計、施工、工事完了の各段階でチェックリストの提出を求めてください。伺います。

区が今年度から実施している涼み処へのマイボトル用給水機設置での利用料を500ミリペットボトル換算で示し、C O 2 排出削減量も伺い、C O 2 削減効果を杉の木換算でも何本分か伺います。

マイボトル用給水機の普及促進へ、昨年9月に要求した涼み処ののぼりには、C O 2 削減につながる給水機存在をアピールする文言を書き込み、また、薬局の涼み処では、屋外にのぼりを出しているのにならって、区有施設でも屋外にのぼりを全て出し、マイボトル用給水機をさらに増やし、冬はお湯も出るよう、出る機能を加えるよう、それぞれ伺います。

小石川図書館は、（後程、訂正発言あり）後楽幼稚園や清掃事務所が、等が入る合同庁舎に来春移転します。北側の宿舍跡地含め2,733平米の土地は、財務省が調査後、財務局に引継ぎ、活用方針を検討するとしていますが、財務省理財局は、23年3月、日本共産党区議団の聞き取りの際、公有地売却等は公用・公共用を優先する考え方が基本としています。公用・公共用優先とは、地方公共団体だけでなく大学なども含まれるとされ、隣地が中央大学の体育館となったことは、区が活用の意思表示を早急に財務省に行わないと遅れをとると再

三要求してきましたが、対応したのかお聞かせください。

国有地は区民、国民の財産であり、不足している障害者や高齢者等の施設に活用するよう国に求めること、お答えください。

以上です。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 石沢委員の御質問にお答えします。

初めに、歳入についてのお尋ねですが、収入済額が予算現額を上回った場合、その差額は歳出の不用額等と合わせ、決算剰余金として取り扱われることとなっております。この決算剰余金につきましては、地方財政法の規定に基づき、毎年度の9月補正予算において2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立て、残りは年度途中に、年度途中に生じた喫緊の課題等に対応するための財源として活用しております。

併せて、本区では、必要な支出を精査した上で、歳入を見込む予算編成の考え方を基本としており、歳入の上振れ分についても直ちに消費するのではなく、将来を見据えた持続的な財政運営の観点から、財政、財政調整基金への積立てや教育や福祉などにおける喫緊の課題に対する、対応する適切な補正予算により、着実に区民サービスの向上につなげていくことが重要であると認識しております。

なお、2月補正予算後に判明する歳入歳出決算の状況は、その全てを決算審査特別委員会において審議していただくべきものと考えており、特定の事項のみを先行して議会へ報告する考えはございません。

次に、将来の財政負担等についてのお尋ねですが、国の地方財政白書に基づく将来の財政負担の試算では、本区の直近5か年の状況は、令和2年度がマイナス174億1,100万円、3年度がマイナス317億1,600万円、4年度がマイナス250億8,000万円、5年度がマイナス226億4,700万円、6年度がマイナス199億8,700万円となっております。

一方、自治体間比較として、将来負担を対外的に分かりやすく示す将来負担比率については、債務負担行為は完了済み事業の償還分のみが算定の対象となっており、本区の場合、指標への影響がほとんどなく、また、年度末時点での総基金残高や区債残高の状況で対外的に説明していくことが、さらに区の財政状況の理解につながるものと考えているため、その数値自体には触れておりません。

なお、本区の6年度の財政力指数は0.62で、23区の中で上から7番目となっております。

次に、財政調整基金についてのお尋ねですが、財政調整基金は、区の中・長期的な財政構

造を見通し、区民サービスの持続性を確保するとともに、予期せぬ事態に対応するための弾力的な財源として位置づけております。このため、「文の京」総合戦略に基づく今後の財政見通しでは、年度末、年度末残高を標準財政規模の30%相当とすることを目安に設定しており、この水準は、年々増加する当初予算規模に対する基金残高の割合を勘案したものです。また、一部の区では、災害対策用の基金を設置しておりますが、本区にはこれに該当する基金がないことから、大規模災害や感染症対策など、不測の事態への対応も財政調整基金を活用していくことが求められます。したがって、こうした基金の確保は、あくまで将来の財政安定化と区民サービスの持続性を確保するためのものであり、御指摘のような特定の事業に充てるものではございません。

次に、標準財政規模についてのお尋ねですが、特別区の標準財政規模は、市町村と同様、標準的な行政運営に必要な収入を見積もった基準財政収入額を基に算定されています。ただし、市町村には国の普通交付税で賄われる制度がありますが、特別区はその制度の対象外となっているため、都から交付される特別区財政調整交付金を加味して標準財政規模を算定しております。また、標準財政規模については、自治体の財政規模を共通の物差しで示し、交付金算定や財政計画に活用され、財政運営、財政運営の健全性を確保するために設けられていると認識しております。

なお、自治体ごとに財政調整基金に関する残高維持の考え方は様々ですが、標準財政規模は標準的な行政サービスを行うために必要な収入の目安であり、その一定割合を財政調整基金の残高維持の目安として確保することは、災害や景気変動など、予期せぬ支出や収入の減少に対応でき、かつ、基金残高の適正水準を簡便に判断する指標としても活用できる有効な手段と考えております。

次に、一般財源各部枠に関するお尋ねですが、一般財源各部枠は、7年度予算編成方針の中で本区で独自に定義した概念となっております。各部の歳出に対し、財政課が充当する財源は特定財源とみなさず、各部が獲得する特定財源のみを歳出から差し引いた数値としており、具体的には、区民施設整備基金繰入金、学校施設建設整備基金繰入金、特別区債、都市計画交付金などを特定財源として見なさないこととしております。これは、各部が予算編成に臨む際の参考数値として考案したものです。

なお、自主財源とは、地方公共団体が自らの権能を行使して調達し得る財源とされており、地方税、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金などがこれに該当しております。これは、財政的な自立性に着目した概念です。また、普通会計の一般財源等は、一般財、一般財

源に加え、用途が決まっていない財源を含むもので、どの経費にも使える寄附金や事業に特定されない財産収入などが該当しております。これは、財源の使途に着目した概念です。同じく、普通会計の経常一般財源は、毎年安定して入ってくる地方税を中心とした一般財源のこととなっております。これは、財政の安定性に着目した概念です。

次に、一般財源各部枠の部ごとの金額についてのお尋ねですが、令和 6 年度当初予算における一般財源各部枠の金額は、総額 967 億 2,380 万 4,000 円で、部ごとの金額は、企画政策部 84 億 4,981 万 2,000 円、総務部 197 億 1,307 万円、区民部 23 億 5,813 万円、アカデミー推進部 12 億 8,358 万 5,000 円、福祉部 126 億 7,491 万 5,000 円、子ども家庭部 145 億 8,321 万 3,000 円、保健衛生部 31 億 6,725 万 3,000 円、都市計画部 5 億 6,788 万 2,000 円、土木部 43 億 6,591 万 9,000 円、資源環境部 28 億 1,596 万 2,000 円、施設管理部 47 億 497 万 5,000 円、会計管理室 9,890 万 8,000 円、監査事務局 1,029 万 5,000 円、選挙管理委員会事務局 1,936 万 7,000 円、区議会事務局 5 億 7,970 万 2,000 円、教育推進部 213 億 3,081 万 6,000 円となっております。

同様に、7 年度当初予算における一般財源各部枠の金額は、総額 1,069 億 2,346 万 7,000 円で、部ごとの金額は、企画政策部 78 億 4,251 万 3,000 円、総務部 215 億 5,433 万 6,000 円、区民部 28 億 4,812 万 7,000 円、アカデミー推進部 17 億 3,849 万 6,000 円、福祉部 140 億 4,240 万 4,000 円、子ども家庭部 127 億 8,428 万 4,000 円、保健衛生部 33 億 1,770 万 2,000 円、都市計画部 6 億 1,128 万 5,000 円、土木部 38 億 7,002 万 7,000 円、資源環境部 34 億 1,986 万 5,000 円、施設管理部 64 億 3,591 万 9,000 円、会計管理室 1 億 1,065 万 3,000 円、監査事務局 1,059 万 5,000 円、選挙管理委員会事務局 3,756 万 1,000 円、区議会事務局 5 億 8,402 万 4,000 円、教育推進部 277 億 1,567 万 6,000 円となっております。

○浅川委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、生活保護費の国庫負担額等についてのお尋ねですが、生活保護費の国庫負担率は 4 分の 3 ですが、会計上は当該年度の事業に必要な経費を国から概算払いで受領し、翌年度に実績報告を行って精算しております。

また、過去 5 年間の国庫負担額は、令和元年度 33 億 7,224 万 6,816 円、2 年度 32 億 5,846 万 3,084 円、3 年度 33 億 1,462 万 3,619 円、4 年度 32 億 1,091 万 6,864 円、5 年度 32 億 1,055 万 1,082 円であり、負担率は先ほど説明したとおりです。

なお、生活保護受給者の状況につきましては、前年度では、生活保護の開始 161 世帯に対し、廃止は 242 世帯で、開始を上回る数字となりました。廃止理由は、統計に基づく区分では、死亡・失踪が半数以上を占めており、生活保護世帯の 6 割以上が高齢者世帯であること

から、今後も同様の傾向が続くと考えております。

次に、地域生活支援事業費についてのお尋ねですが、過去5年の国庫負担額の、すいませ
ん、国庫補助金の額と率は、令和2年度が9,679万3,000円で29%、3年度が9,592万9,000円
で22%、4年度が1億2,590万5,000円で29%、5年度が1億2,489万5,000円で27%、6年度
が1億5,094万6,000円で29%となっております。

地域生活支援事業については、国に対して、事業執行額に見合った負担や補助等を行うよ
う、全国市長会及び区長会を通じて要望しているところです。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、一般財源各部枠の運用についてのお尋ねですが、令和8年度当初
予算編成、編成方針でお示したとおり、一般財源各部、各部枠は、各部の歳出額から各部
の裁量において確保される特定財源を差し引いた額としており、具体的に過去4年間の推移
を示しながら、各部の主体的・自律的な予算編成のための参考数値として活用しているもの
です。

この数値の算出に当たっては、当初予算ベースで行うため、年度途中の事情等で国庫支出
金などが制度設計どおりに交付されない場合であっても、それを理由に各部の一般財源、一
般財源各部枠が抑制されることはございません。

○浅川委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 次に、シビックセンター改修基本計画の執行額等についてのお尋ねです
が、今後の予定工事費や工事期間等については、現在、見直しを行っている改修基本計画の
中で検討しているところです。

なお、改修基本計画に基づく執行総額については現時点で算出しておりませんが、建設資
材や設備機器等の物価や人件費の高騰により、改修基本計画策定時の予定工事費よりも増加
するものと考えております。

次に、議会フロア改修工事についてのお尋ねですが、シビックセンター庁舎、庁舎棟は竣
工から30年が経過し、施設の老朽化が進行しています。このため、予防保全の観点から計画
的な改修を実施することは、施設を長期的に安定して利用するために極めて重要であると認
識しており、改修基本計画に基づき、設備機器を含む大規模な改修を進めてまいります。

なお、仮議員控室を含めた議会フロアの改修については、議会からの要望を踏まえ、進め
てまいります。また、改修の工事費はコストダウンに努めるよう精査してまいります。

次に、代替のレストランスペースについてのお尋ねですが、25階の旧レストランスペース

については、運営事業者の撤退後、公募による応募がなかったため、5階の区民会議室の機能を移転することとしております。現状、飲食を提供する場所としては、軽食を扱う1階のカフェのみとなっておりますが、余裕スペースがないことから、代替のレストランスペースの設置は考えておりません。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、職員食堂についてのお尋ねですが、7月末をもって終了となった13階の職員食堂については、職員の福利厚生施設として職員互助会が設置していたものです。今後の職員の福利厚生事業については、現在、職員互助会において協議しているところです。

○浅川委員長 長塚アカデミー推進部長。

○長塚アカデミー推進部長 次に、総合体育館プールに関するお尋ねですが、更衣室の天井材については、本年8月以降にカビが発生しております。異常気象による外気温と館内との温度差やプールドアの不具合による更衣室への湿気の流入など、様々な要因が重なったためと考えられ、11月より修繕工事を実施してまいります。

次に、更衣室ロッカー及びステンレス柵のさびについては、開館から十数年が経過し、日々の清掃等では取り切れないさびが残っている部分があります。更衣室ロッカーについては、来年度の更新に向けて調整中です。また、ステンレス柵については、高所作業を伴うため、プール水抜き等のタイミングで対応してまいります。

次に、文京総合体育館ほか6スポーツ施設の指定管理料についてのお尋ねですが、令和6年度の予算額は4億3,305万5,397円、決算額は4億3,196万1,783円です。5年前の令和元年度の予算額は3億6,131万円、決算額は3億1,710万8,455円です。また、令和元年度との比較では、予算額は約20%の増、決算額は約36%の増となっております。

○浅川委員長 高橋区民部長。

○高橋区民部長 次に、区民センター、不忍通りふれあい館、駒込地域活動センターの各施設の維持管理委託費のお尋ねですが、区民センターの6年度の予算額は4,918万6,000円、決算額は4,907万1,945円です。5年前の令和元年度の予算額は3,580、3,580万2,000円、決算額は3,539万268円です。また、元年度との比較では、予算額は約37%の増、決算額は約39%の増となっております。

同じく、不忍通りふれあい館の6年度の予算額は2,339万3,420円、決算額は2,063万5,550円です。5年前の令和元年度の予算額は1,801万9,019円、決算額は1,730万1,759円です。また、元年度との比較では、予算額は約30%の増、決算額は約19%の増となっております。

同じく、駒込地域活動センターの6年度の予算額は1,851万7,906円、決算額は1,860万3,050円です。5年前の令和元年度の予算額は1,586万5,492円、決算額は1,547万7,350円です。また、元年度との比較では、予算額は約17%の増、決算額は約20%の増となっております。

○浅川委員長 12時を過ぎましたので、ここで昼休みに入りまして、午後は1時から、矢内保健衛生部長の御答弁から始めさせていただきます。よろしくお願いします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○浅川委員長 それでは、お時間を前ですけれども、午前中に引き続き、始めさせていただきますと思います。

その前にですね、石沢委員より発言の訂正の申出がありましたので、これを許可したいと思います。

石沢委員。

○石沢委員 私、先ほどの総括質問の最後の質問の冒頭で、小石川図書館というふうに申し上げましたけれども、小石川税務署の間違いですので、訂正をいたします。

○浅川委員長 それでは、御答弁のほうですけれども、矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 次に、保健サービスセンター本郷支所の維持委託費については、令和6年度の予算額は649万2,860円であり、決算額は596万4,420円です。5年前の令和元年度の予算額は734万3,534円、決算額は725万8,700円です。また、令和元年度との比較では、予算額が約12%の減、決算額は約18%の減となっております。

○浅川委員長 小野土木部長。

○小野土木部長 次に、公園における指定管理料についてのお尋ねですが、まず、目白台運動公園の指定管理料は、令和6年度が予算額6,110万9,000円であり、決算額は同額です。5年前の令和元年度の予算額は4,367万3,674円、決算額は同額です。また、令和元年度との比較では、予算額、決算額ともに約40%の増となっております。

なお、肥後細川庭園は、令和6年度は直営で管理を行ったため、指定管理料としての予算計上はありません。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、図書館の指定管理料については、令和6年度の指定管理料の予算額は、小石川図書館ほか3館1室は5億859万6,000円、本郷図書館ほか2館1室は4億

2,104万4,000円であり、決算額も同額です。5年前の令和元年度の予算額は、小石川図書館ほか3館1室は5億104万4,300円、本郷図書館ほか2館1室は4億1,463万1,980円であり、決算額も同額です。また、令和元年度との比較では、予算額、決算額ともに約1.5%の増となっております。

次に、八か岳高原学園の指定管理料についてですが、令和6年度の予算額は7,588万5,537円、決算額は7,369万6,034円です。5年前の令和元年度の予算額は6,507万8,761円、決算額は6,507万8,761円です。また、令和元年度との比較では、予算額は約16%の増、決算額は約10パー、13%の増となっております。

○浅川委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、千駄木の郷の事業引継ぎについてのお尋ねですが、施設職員並びに利用者及び家族への説明会の実施時期や内容等については、現運営法人与次期運営法人で協議して決めていくもの、決めていくものですが、並行、並行して早期に実施されるものと認識しております。

また、職員の雇用条件は、次期運営法人の判断によりますが、事業者選定において、職員との個別面談を実施するなど、可能な限り採用したい旨の提案を受けており、勤務体制についても、今後、様々な状況を踏まえて検討されるものと考えております。

区としても、職員の資質や意欲の向上等が介護の質につながるものと認識しており、引き続き職員の継続雇用について最大限の配慮を求めるとともに、開設前にかかる人件費等を補助対象とする開設準備経費支援補助を行い、円滑な事業の引継ぎができるよう支援してまいります。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、6年度決算における後期高齢者医療特別会計への一般会計からの繰入額と普通会計からの繰入額との差額約18億2,000万円の要因についてのお尋ねですが、主な内訳は、広域連合納付金に係る療養給付費納付金約15億6,500万円、保険料軽減措置納付金約1億3,000万円、事務費納付金約1億円、区独自の葬祭費支出約3,000万円の合計となっております。

この差額分は、総務省の地方財政状況調査上、普通会計から直接広域連合に支出したものとして整理されるため、後期高齢者医療特別会計の繰入金には含まれず、一般会計上の決算額との間に乖離が生じるものとなっております。

○浅川委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、後期高齢者医療特別会計における一般会計繰入金の目的等についてのお尋ねですが、まず、療養給付費繰入金は、療養の給付等に要する費用を国、都道府県、区市町村が法令に基づく割合で負担するものであり、区は12分の1を負担しています。決算額は15億6,525万1,472円です。

保険基盤安定繰入金は、法令に基づき、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するために計上しており、区は4分の1を負担しています。決算額は3億3,698万2,919円です。

事務費繰入金は、東京都後期高齢者医療広域、すいません、東京都後期高齢者医療広域連合の規約に基づき、区が負担する都広域連合の人件費や事務費のほか、後期高齢者医療事業に係る区の事務費を計上しています。決算額は3億2,330万8,000円です。

保険料軽減措置繰入金は、都広域連合独自の保険料抑制のための特別対策であり、都広域連合の規約に定められた経費を計上しています。決算額は1億7,878万2,000円です。

次に、一般会計繰入金の負担軽減効果についてのお尋ねですが、負担軽減につきましては、先ほど答弁したとおり、法定及び都広域連合の規程に定められており、区は都広域連合の算定による額を納付しております。よって、負担軽減効果につきましては、都広域連合の区域内にある全区市町村に及ぶものとなり、本区の決算において科目ごとにその効果を示すことはできません。

次に、一般会計からの繰入金に関する過去5年間の当初予算額等についてのお尋ねですが、当初予算額は、令和6年度24億1,356万6,000円、5年度23億6,191万4,000円、4年度22億8,604万4,000円、3年度22億1,686万4,000円、2年度21億8,535万3,000円です。

広域連合納付金は、令和6年度59億2,961万8,940円、5年度54億8,797万6,255円、4年度52億7,376万2,107円、3年度47億3,575万3,819円、2年度47億5,124万5,883円となっており、負担割合は、東京都広域連合規約に定められています。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、普通会計上の後期高齢者医療特別会計への繰入額についてのお尋ねですが、令和2年度から6年度までの5年間で、2年、2年度は5億7,184万円、3年度も同額の5億7,184万円、4年度は5億9,511万円、5年度は6億2,049万円、6年度は5億8,178万円となっております。

○浅川委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、本区の1人当たり保険料等についてのお尋ねですが、都広域連合による区市町村別の統計数値がないため、1人当たり保険料及び23区での順位は把握しておりま

せんが、東京都の1人当たり保険料は月額で、令和6年度9,180円、7年度9,378円となっております。

なお、後期高齢者医療制度では、都道府県ごとに均一の保険料率を採用しており、所得に応じて保険料を算定しています。

また、過去5年間の差押え件数と金額は、6年度が35件、690万4,914円、5年度が31件、1,415万7,803円ですが、4年度以前の実績はございません。

次に、自己負担割合の経過措置についてのお尋ねですが、法改正により、令和4年10月1日から、自己負担割合の区分に新たに2割が追加されたことに伴い、本区では、各年度末時点において、令和4年度5,273人、5年度5,465人、6年度5,596人が2割負担の対象となりました。

後期高齢者の窓口負担割合の見直しは、増え続ける医療給付費の現状や、現役世代の過剰な負担等を踏まえ、全ての世代が公平に支え合う全世代対応型の社会保障制度を構築することを目的として法令により定められたものであることから、経過措置の再開を国に求める考えはございません。

次に、国民健康保険特別会計におけるその他繰入金・繰出金についてのお尋ねですが、その他繰入金については、都に支払う納付金等に対し、保険料や補助金で不足する経費等を一般会計から繰り入れるものであり、6年度決算額は12億8,016万8,807円となっております。これに対し、その他繰出金については、確定した前年度決算の剰余金を翌年度の一般会計に繰り戻すものであり、6年度決算は1億8,307万6,000円となります。

保険料負担軽減については、特別区の統一保険料方式の算定によって行っているため、その他繰入金との関係を具体的な数字で示すことはできません。

なお、6年度では、特別区独自として、納付金の98%を賦課総額に組み入れる激変緩和措置や収納率の割戻しを行わないことのほか、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増に対する単年度限りの負担抑制策を実施しており、一般財源を充当しています。

次に、法定外繰入れや子どもの均等割についてのお尋ねですが、法定外繰入れによる保険料の引下げは国民健康保険加入者以外の区民との負担の公平性の観点からも望ましいものとは言えないため、法定外繰入れの将来的な解消を見据え対応していくべきと考えております。

また、子どもの均等割保険料については、国より均等割保険料の全額を免除することは適当ではないとの考え方が示されていることから、区独自で子どもの均等割を廃止する考えはございません。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、職員育成と職員の増員についてのお尋ねですが、これまでも職員同士の関係性を高め、継続的な組織エンゲージメント向上を目指した研修を実施するとともに、所属長による定期的なヒアリングや、新規採用職員に対するチューター制度など、職務に関する不安等の軽減・解消に向けた取組を行っているところです。今後もこれらの取組を継続し、組織エンゲージメントの底上げを図ってまいります。

なお、職員の増員につきましては、引き続き、複雑化、多様化する行政需要に対応するため、事務事業の見直しや業務改善等を進めるとともに、職員体制の適正化に努めてまいります。

次に、普通退職者数に対する、普通退職者数についてのお尋ねですが、令和2年度から6年度までの各年度の再任用職員を除く事務、福祉、技術等、技能系以外の普通退職者数については、2年度は係長級1人、主任2人、係員11人、3年度は係長級1人、主任8人、係員29人、4年度は係長級2人、主任10人、係員32人、5年度は係長級2人、主任5人、係員31人、6年度は主任11人、係員44人となっております。また、技能系職種については、4年度に技能、技能1級職1人、5年度に統括技能長1人、技能長級1人、技能主任2人、技能1級職1人となっております。

次に、DX化に関する認識についてのお尋ねですが、DX化により組織の課題の全てを解決できるとは考えておりませんが、急速にデジタル化が進む中で、省力化、生産性の向上を推進し、デジタル時代の区民ニーズに合った行政サービスを提供できる組織への変革が求められており、DX人材の育成に取り組んでいるところです。

次に、会計年度任用職員の経験年数に応じた昇給についてのお尋ねですが、会計年度任用職員の報酬については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術等の要素を考慮した上で、適宜引上げを行うなど適切に対応しているところです。経験年数に応じた昇給については、他区の状況等も踏まえながら引き続き研究してまいります。

次に、労働報酬下限額についてのお尋ねですが、昨年度、労働報酬下限額を決定するに当たりましては、全3回にわたり公契約審議会が開催され、活発な審議を重ね、答申が取りまとめられました。区としては、この答申を尊重するとともに、適正な金額と判断し、決定したところです。

また、審議に当たりましては、公共工事設計労務単価、東京都の最低賃金、他区の労働報酬下限額、東京都区部消費者物価指数、ハローワークが公表している求人の賃金上昇額と、

上限額と下限額、各区の公契約条例の適用範囲を確認しております。各区においては、労働者や事業者を取り巻く事情は様々であることから、労働報酬下限額の金額の多寡のみをもって労働条件を単純に比較することは適切ではありませんが、現在、公契約条例を制定している区のうち、令和7年度の労働報酬下限額を定めている区とその金額を単純に比較しますと、本区は13区中13番目となっています。

なお、公契約条例は、制定している区によっては適用範囲が異なるなど、その内容が異なります。本区においては、公契約審議会において適切に労働報酬下限額が審議されていることから、専門部会を設置する考えはございません。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、特別教室改修についてのお尋ねですが、礪川小学校ほか4校の特別教室改修工事設計業務に基づく工事については、現在、教育委員会職員が工事監理業務を行っております。サウンディング調査は、請負可能な事業者の数や業務量等を把握するために行うものであり、適正に実施されたものと認識しております。設計と工事監理は別契約であり、本件の工事監理業務については、設計状況等を総合的に判断した結果、教育委員会職員が行っております。

また、コンストラクション・マネジメント事業者への年度ごとの支払い額は、令和5年度は9,020万円、6年度は7,656万円となっております。

次に、廊下や玄関へのエアコンの設置についてのお尋ねですが、廊下や玄関にエアコンを設置していない学校園は37校園であり、その学校に併設された児童館、育成室は15施設、また、学校併設以外で廊下や玄関にエアコンを設置していない児童館、育成室は8施設です。学校併設以外の児童館、育成室については、廊下や玄関が狭く、子どもたちが主に活動する場所ではないことから、エアコンを設置する考えはございません。

また、学校施設では、これまで各教室の空調機を、高効率かつ強力な機種に更新してまいりました。これと並行し、各校で外壁、サッシの改修、特別教室改修中の全熱交換器の導入を計画的に進めており、本年度は最上階の廊下部分を含む天井に断熱材を設置する工事を行っております。こうした断熱化を進めることにより、冷房効率を上げ、建物全体の室内環境の向上に努めております。

学校等の暑さ対策については、引き続き、必要な対策を進めてまいります。

次に、教員の欠員状況等についてのお尋ねですが、令和7年4月1日時点の欠員は42名であり、産育休36名、病休6名です。正規、非正規別の充当数は、正規1名、非正規37名です。

また、9月1日時点の欠員は50名であり、産育休42名、病休8名です。退職した職員はおりません。正規、非正規別の充当数は、正規1名、非正規44名です。

次に、教員の時間外在校等時間の総計と人数等についてのお尋ねですが、未補充が生じている学校3校は、7年4月において約4,500時間、97名でした。7年9月においては、9月19日時点で約2,300時間、93名となっております。未補充が生じていない27校については、7年4月において約3万6,200時間、703名、7年9月においては、9月19日時点で約1万8,100時間、702名となっています。

持ち帰り業務を行っている教員数及び時間については、把握をしておりません。

また、月の時間外在校等時間が80時間を超える教員数についてですが、7年4月分につきましては、未補充が生じている学校が3校6名、未補充が生じていない学校が27校、76名となっています。7年9月分につきましては、まだ集計できておりません。

次に、教材費等の無償化についてのお尋ねですが、教材費及び移動教室、修学旅行の無償化については、子育て世帯への支援全体の枠組みの中で検討すべき課題であり、現状においては、就学援助制度に支援が必要な世帯に対して、一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しております。

なお、修学旅行については、昨今の物価高騰による保護者の費用負担の増加を鑑み、本年度から、区立中学校に通う生徒がいる家庭に対し、修学旅行費の一部補助を実施しているところです。

次に、国に対する学校給食無償化の求めについてのお尋ねですが、義務教育段階における学校給食の無償化については、国の財政負担により実現するよう、特別区教育長会及び特別区長会から求めているところです。国は令和8年度予算の編成過程において成案を得ることから、本区においては、予算及び詳細が示され次第、速やかに対応できるよう、動向を注視してまいります。

次に、竹早公園・小石川図書館一体的整備の検討についてのお尋ねですが、基本計画の中間のまとめを公表後、多くの御意見をいただいております。図書館に寄せられる期待の高さについては認識しているところです。

現在、中間のまとめに対して、これまでに様々な立場の皆様からいただいた御意見、御要望、課題などについて整理を進めているところであり、専門家による調査・研修、検証を実施することや、中間のまとめを白紙とすることは考えておりません。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、組織の設置についてのお尋ねですが、現在、施設所管の3部及び企画政策部により、企画政策部による検討体制により、中間のまとめに対していただいた御意見・御要望、課題等についての整理を進めているところです。そのため、現在の体制を見直すことは考えておりません。

○浅川委員長 長塚アカデミー推進部長。

○長塚アカデミー推進部長 次に、テニスコートを含む運動施設について、目白台運動公園等の活用に関するお尋ねですが、中間のまとめを公表して以降、竹早公園及び小石川図書館の一体整備においては、テニスコートを含む運動施設の規模や面数を含め、様々な御意見・御要望を頂戴してきたところです。他施設の活用については、各施設の利用者等との議論を深めることが重要であると考えております。

○浅川委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、生活保護費における最高裁判所の判決に関するお尋ねですが、生活保護基準は、国の社会保障審議会の検討結果を踏まえて国が定めたものであり、区では、この基準に基づき、適正な運用を行っているところです。今回の最高裁判決を受け、国において専門委員会を社会保障審議会生活保護基準部会のもとに設置し、今後の対応の在り方について検討しております。区としては、こうした国の動向を注視し、国から方針が示された際には、適切に対応してまいります。

次に、生活保護受給者における退去後の対応についてのお尋ねですが、区では、令和2年度まで、部屋の片づけや清掃について委託事業を実施しておりましたが、利用者は少なく、平成30年度以降、利用実績はありませんでした。また、賃貸物件において片づけ等に対応できるよう民間保険が拡充されてきた状況等も踏まえ、同事業は廃止しております。

次に、生活保護費における家族介護料についてのお尋ねですが、家族介護料の認定は、障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものと定められております。区では、家族介護料の認定に当たって世帯の状況を把握し、国や都の基準を踏まえて適切に判断しているところですが、本年3月に国から発出された通知に基づき、改めて身体障害者等がいる世帯の状況を確認したところ、本件に該当する世帯はございませんでした。引き続き、適切に対応してまいります。

○浅川委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、補聴器購入費用助成の件数等についてのお尋ねですが、本年度の当初予算に計上した助成件数は269件であり、8月末時点での、8月末時点の

助成件数は123件、購入平均額は33万8,000円となっております。

次に、現在、補聴器を使用している方への調査についてのお尋ねですが、令和2年度、3年度に区の助成制度を利用された方に対し、本年度からの制度変更のお知らせをするとともに、補聴器の現在の使用状況や生活の変化等についてのアンケートを実施、アンケートの実施を検討しているところです。

次に、補聴器の効果についてのお尋ねですが、聴力の低下は、良好なコミュニケーションの妨げになるとともに、フレイルや認知症などのリスク要因になり得るとも、なり得ると認識しております。国の認知症施策推進基本計画においても、高齢者の介護予防や生活の質の維持、日常生活・社会生活の活発化のために重要な難聴の早期の気づきと対応の取組を促進するとしておりますが、その効果については、今後、検証するとされています。

なお、区では、聴力の大切さについても記載された認知症に関するリーフレットを作成し、本年度のもの忘れ検診の検診対象者や脳の健康度セルフチェックの申込者に対して配付するなど、早期の受診や補聴器の使用について啓発を行っているところです。

次に、高齢者の聴力検査や聞こえの相談などについてのお尋ねですが、国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査においては、生活習慣病予防を目的に、40歳以上の方を対象として、国の標準的な健診・保健指導プログラムに基づき実施しており、特定健診に聴力検査を加える、加えることは考えておりません。

補聴器は管理医療機器であることから、相談については、専門の医療機関の受診を御案内することとしております。補聴器の調整やアフターケア等については、機器の種類が多岐にわたり、専門的な知識が求められる、求められることから、専門業者への相談を御案内しております。

なお、高齢者あんしん相談センターでは、聞こえに関する講座などにより聴力の大切さについて周知しているところです。

次に、補聴器購入費用助成の拡大等についてのお尋ねですが、本事業は、本年度より対象者を拡大、助成額を増額したところであり、さらなる助成の拡充や国へ助成制度の創設を求めることは考えておりません。

○浅川委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 次に、住宅価格上昇への認識及び対策の必要性についてのお尋ねですが、区としましては、住宅価格の上昇による影響について懸念しております。千代田区が行った購入者への引渡しから原則5年間の転売制限や同一名義による複数物件購入の禁止といった

具体的な要請は、投機目的の取引抑制の効果と個人の財産権や不動産市場への影響など、多岐にわたる側面からの検討が必要であると認識しており、区民が安心して暮らせる住環境を確保するため、住宅価格の適正化や良好な住環境の維持に向けた方策について、国や都、関係団体などの動向を注視してまいります。

次に、春日・後樂園駅前地区市街地再開発事業で完成したマンションの居住実態調査についてのお尋ねですが、再開発組合からは、全ての住戸が既に入居済みであるとの報告を受けており、現時点で御指摘のような居住実態のない住戸が多数あるとは認識しておりません。そのため、居住実態調査を行うことは考えておりません。

○浅川委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 次に、住宅宿泊事業についてのお尋ねですが、区は平成30年の住宅宿泊事業法施行に伴い、区民の生活環境の悪化を防止することを目的とし、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例を制定しました。本条例により、区内のおよそ70%を占める住居専用地域、住居地域、準工業地域及び文教地区においては、日曜日の正午から金曜日の正午までは事業を行うことができないよう制限を付しております。また、事業開始前に近隣住民へ周知を行うことを義務づけております。また、生活環境の悪化を防止する適正な運営を確保するよう、事業開始前にきめ細かに指導を行うとともに、事業開始後に苦情が寄せられた際には、速やかに事業者と連絡をし、適切に対応するよう指導しております。

現時点で規制を強化する考えはありませんが、今後も事業者への指導を徹底するとともに、各自治体の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

また、住宅宿泊事業は、事業者だけではなく、個人も届出により事業を開始できることから、地域での説明会を義務づけることは考えておりませんが、事業者に対しては、事前相談時に近隣住民とのトラブルを避けるため、丁寧な周知を行うよう指導しております。

なお、区内の民泊施設数は、令和7年度9月末で325件です。

○浅川委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 次に、公共工事でのコンクリート型枠用合板における熱帯雨林材の使用、使用についてのお尋ねですが、区の公共工事においては、東京都建設リサイクルガイドライン等に基づき熱帯雨林材の使用を抑制し、抑制しており、改築工事等の際に環境配慮型、配慮型型枠の使用を特記仕様書に明記するなど、都と同様な対応を行っております。

また、チェックリストについては、設計及び施工完了段階での提出を求めており、施工の段階では、施工計画書により使用する型枠用合板の確認を行うとともに、現場においても確

認を行っております。

○浅川委員長 木幡資源環境部長。

○木幡資源環境部長 次に、マイボトル用給水機についてのお尋ねですが、本年5月以降、ぶんきょう涼み処である区有施設のうち、26か所にマイモ、マイボトル用給水機を設置しており、7月、8月の2か月間の利用実績は、約2万2,000リットルで、500ミリリットルペットボトルに換算して約4万4,000本分の水、水を御利用いただいております。こうした利用によるCO₂の排出削減量は約5,200キログラムとなり、約600本の杉が1年間に吸収した量に相当します。

また、給水機の増設については、施設ごとに設置できるスペース等が限られているため、各施設の意向や利用状況等を踏まえ対応してまいります。さらに、お湯については、やけどの危険や電力の消費によるCO₂排出量が増えることなどから、その機能を加える予定はございません。

なお、給水機の利用促進のため、これまでも区ホームページやポスター、案内表示等で設置場所やCO₂削減効果を案内するとともに、イベントでマイボトルを配付したりするなど、啓発活動を実施しておりますが、のぼりの設置は空きスペース等から新たなのぼりを設置する予定はございません。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 最後に、小石川税務署敷地についてのお尋ねですが、小石川税務署の敷地については、合同庁舎内に税務署が移転し、国において利用方針が決定した際に区に情報提供がなされるものと認識しており、本区の行政需要と用地の状況については、国と定期的に情報共有を行っているところです。そのため、現時点で障害者や高齢者等の施設に活用することを国へ求める考えはございませんが、引き続き、国と適宜情報を共有し、動向を注視してまいります。

○浅川委員長 続きまして、公明党、宮本委員。

○宮本委員 公明党文京区議団を代表して総括質問をさせていただきます。

令和6年度当初予算は、コロナ禍を乗り越え、社会活動、経済活動が活性化する中、第2期「文の京」総合戦略の初年度として、主要課題の解決に向け、過去最大の約1,275億円の一般会計当初予算を編成しました。その後も1月1日に発生した能登半島地震を受けた災害対策強化、また、区民生活を守る物価高騰対策強化など、喫緊の課題にスピード感を持って対応する5回の補正予算を組み、決算として、歳入総額約1,440億円、歳出総額約1,359億円

となりました。我が会派も、予算編成の際から、区民ニーズにスピード感を持って取り組むことを求めてきましたが、その成果をどのように評価しているのか伺います。

また、一般会計決算総額は、歳入歳出とも増加となった要因をどう分析しているのか伺います。

財政指標について伺います。実質収支比率は10.8%となりましたが、その要因をどう分析しているのか。また、改善に向けてどのように取り組んでいくのか伺います。また、経常収支比率は0.3ポイント改善され、82.4%となりましたが、その要因と今後どのように改善に向けて取り組むのか伺います。

一般会計歳入について伺います。

特別区税収入は、課税所得水準及び納税義務者の増加などにより約407億円となり、前年度に比べ約8億円増加となりましたが、納税義務者の課税標準額区分別に見た納税者の人数と構成比について伺うとともに、前年度から変化があれば伺います。また、前年度に引き続き、高い特別区税の収入率となっていますが、どのように取り組んできたのか伺います。利便性向上のため、多様な納入方法を取り入れてきましたが、6年度の成果を伺うとともに、今後の見通しについても伺います。一方、納入についてのお問合せや相談など、丁寧な、丁寧な対応をしていただき、困難を抱える方々への相談には、福祉部などとの連携をして、寄り添った対応をしていただいたと思いますが、伺います。

本区のふるさと納税による流出額は年々増加していますが、6年度の金額を伺うとともに、引き続き区民の皆様の理解を得るための分かりやすい周知啓発が必要と考えますが、伺います。また、区としてどのような、どのようにふるさと納税を活用したのか、成果を、成果を伺うとともに、今後の取組について伺います。

財政調整交付金は、普通交付金が約256億円、特別交付金が約28億円となり、それぞれ増額となりました。主な要因を伺うとともに、今後の見通しについて伺います。

特別交付金については、都への申請内容が重要と思いますが、令和6年度はどのように取り組んだのか、また、今後はどのように取り組むのか伺います。

国庫支出金は5.4%増の約151億円、都支出金は5.8%増の約139億円となりましたが、その要因を伺います。今後も積極的な取組で確保することが必要と考えますが、どのように取り組むのか伺います。

一般会計歳出について伺います。

人件費は、前年度比約35億円、16.4%増の約255億円となりました。会計年度任用職員の

増加が主な要因ですが、現在の物価高騰に対応するため、国としても賃金引上げに総力を挙げており、区も、区に関わる全ての職員の賃金などについても適切な対応が必要と考えますが、伺います。

扶助費は、前年度比約12億円、4.4%増の約293億円となりました。児童手当の増加、児童、児童の保育委託の増加が主な要因ですが、今後も子育て世帯への支援強化や高齢社会の進行などにより、扶助費の増加が必要と考えますが、見解を伺います。

投資的経費は、前年度比約54億円、43.3%増の約180億円となりました。旧元町小学校整備事業や児童相談所建設工事が主な要因ですが、今後は社会全体がインフレ傾向にあることも考慮しながら、公共施設マネジメントシステムの活用により、中・長期にわたり効率的、効果的・効率的な整備に取り組む必要があると思いますが、見解を伺います。

財政運営について伺います。

中・長期的視点に立った計画的な財政運営については、「文の京」総合戦略で、令和15年度まで基金残高が緩やかに減少していくことが見込まれる中で、不測の事態に備えた財政調整基金を標準財政規模の約30%相当と掲げましたが、今後、人件費や扶助費、投資的経費等の増加が見込まれる中、基金及び起債を有効に活用していく必要もあると思います。健全な財政運営にどのように取り組むのか、見解を伺います。

また、今後の区財政運営において大きな鍵を握るのが、自治体DXの積極的な取組と考えます。行政手続の利便性向上、業務改革の強化、働き方改革につながる取組など、効率的で持続可能な区政運営のためには、デジタル技術を活用し、行政事務の業務改善を推進できるデジタル人材の育成が重要となると考えますが、昨年度はどのように取り組んだのか、また、今後はどのように取り組むのか、見解を伺います。

次に、主要施策の成果等について伺います。

初めに、物価高騰対策について伺います。

区では、国や都の補助金も活用しながら、5回の補正予算を組み、光熱費や原材料費の補助などをはじめ、積極的に、そして数多くの事業を実施しましたが、主な事業を伺うとともに、総額の経費はどの程度になったのか伺います。現在、国においては、景気の好循環創出に向けて、物価高騰を上回る賃金アップのために様々な取組を進めています。特に中小企業の賃金アップが重要ですが、どのように支援を進めたのか、区の見解をお伺いします。

次に、災害対策の強化について伺います。

令和6年1月に北陸能登方面地震が発生し、様々な課題が明らかになりました。区民の皆

様の不安に対応するべく、スピード感を持って、緊急防災対策事業を決定したことを評価します。6年度中における災害対策の強化は、課題をどう捉え、どのような事業が実施できたのか、お伺いします。

区と災害協定を結ぶ区内事業者とさらなる連携強化が必要と考えます。有事に備えて、平時からの公共事業などを通じたパートナーシップづくりが必要と考えますが、区の見解をお伺いします。

次に、妊娠、出産、子育て支援についてお伺いします。

まず、不妊治療に悩んでおられる家庭への支援を拡充し、保険適用外になる不妊治療費の助成事業を実施しましたが、成果をお伺いします。引き続き、寄り添った支援が必要ですが、見解をお伺いします。

ネウボラ事業については、国や都の支援も拡充されて、されましたが、区ではどのように強化できたでしょうか。取組と成果をお伺いします。

また、比較的負担の大きい、ひとり親家庭・多胎児家庭への支援も強化をしてきましたが、6年度の実績をお伺いします。

未就園児の定期的な預かり事業を実施しましたが、成果をお伺いするとともに、東京都の事業の継続を強く求めていただきたいと思います、見解をお伺いします。

また、国のこども誰でも通園制度がスタートしますが、これまでどおり未就園児の定期預かり事業のサービスレベルを維持すること、区民の利用を優先するべきと思いますが、見解を伺います。

高校生等医療費助成事業、文京区高校生世代育成支援金事業の成果をお伺いします。地域の保護者の、保護者からの評価のお声も多数お寄せをいただきました。

教育の充実についてお伺いします。

子どもたちの個別最適な学びのために、教育現場での様々なサポート事業、また、教員の働き方改革が重要ですが、6年度はどのような取組が実施されたか、お伺いします。また、区で採用するスタッフなどの確保には相当の待遇改善が求められるものと考えますが、見解をお伺いします。

給食費の無償化に向けて国での調査が始まることを受け、区独自での給食費無償化を実施しましたが、成果をお伺いします。

引き続き、様々な相談をお寄せいただいております。学校に行きづらい児童・生徒、その保護者への支援については、6年度はどのように取り組み、成果があったのか、お伺いしま

す。

老朽化する学校施設等の快適性向上に向けて、小・中学校17校の特別教室改修を進めてきましたが、進捗と今後の見込みをお伺いします。

高齢者支援についてお伺いします。

事業者の皆様から、文京区では賃貸料が割高なため、事業が成り立たず、他区にて事業展開をする場合もあると聞きました。事業者への支援の成果、また、介護人材の確保・定着について、6年度はどのように取り組まれ、成果があったのか、お伺いします。単身の高齢者が増える中、高齢者の見守り事業がますます重要と思いますが、6年度の取組と成果をお伺いします。

認知症施策の推進についてお伺いします。

脳の健康度測定事業、チームオレンジ文京事業を実施しましたが、成果をお伺いします。高齢者の中では、脳の健康度測定事業を受けることに抵抗がある方もおられます。何か工夫が必要と思いますが、見解をお伺いします。また、東京都では、東京都認知症施策推進計画が策定されましたが、区の取組にどのように反映していくのか、見解をお伺いします。

障害者支援についてお伺いします。

これまでも障害者グループホームなどの整備を求める声をお受けしてきました。障害者施設整備促進事業の成果をお伺いします。障害者の親御さんが高齢化するに伴い、介護の難しさに直面しているとの声をお聞きしています。高齢者施設と障害者施設の複合施設が有効かと思いますが、見解をお伺いします。

バリアフリー化の推進に、バリアフリー化の推進についてお伺いします。

地域の方から、この歩道が狭過ぎて危ないであるとか、地下鉄のエレベーターをつけてほしいといったお声を継続していただいています。6年度のバリアフリー事業の進捗を伺うとともに、今後の取組についてお伺いします。

多文化共生事業についてお伺いします。

外国人住民の生活マナーの問題など、継続して地域の方から対応を求めるお声をお寄せいただいています。6年度の多文化共生事業の取組と成果についてお伺いします。

また、昨今、23区でも、住宅宿泊事業によるトラブルが発生している報道がありますが、本区において、6年度の事業の実態をお伺いします。地域住民の安心を確保できるよう、引き続き必要な対応をとっていただきたいと思いますと思いますが、見解をお伺いします。

以上で総括質問を終わります。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 宮本委員の御質問にお答えします。

初めに、令和6年度決算についてのお尋ねですが、委員御指摘のとおり、6年度の歳出決算は約1,359億円となり、過去最大の規模となっております。当初予算に加えて、5回の補正予算を編成する中で、定額減税補足給付金や家庭、家計支援臨時給付金の速やかな実施、さらにはキャッシュレス決済ポイント還元事業や、介護・障害福祉・保育施設等に対する電力費補助など、物価高騰への対応をスピード感を持って実施してまいりました。こうした取組により、あらゆる世代を支える施策を積極的に実施できたことは、財政運営上の成果であると評価しております。

なお、歳入歳出決算の主な増要因については、歳入面において特別区税や株式等譲渡所得割交付金、さらには特別区交付金や国庫支出金等が堅調に増加し、その結果、歳入総額が約1,440億2,200万円で前年度比16.0%の増になるとともに、歳出面では、人件費や扶助費の増加などにより、義務的経費が前年度比で約48億円増加するほか、旧元町小学校整備や児童相談所建設工事などにより、投資的経費においても、前年度から約54億円の増となり、その結果、歳出総額についても約1,359億3,700万円、前年度比14.9%の増になったと分析しております。

次に、6年度決算における財政、財政指標についてのお尋ねですが、委員御指摘のとおり、6年度決算の実質収支比率は、前年度よりも2.8ポイント増加して10.8%となっております。前年度と比較し、実質収支額が増加した要因としては、歳入において、2月補正予算、2月補正予算で見込んだ以上に特別区交付金や株式等譲渡所得割交付金が増収となったこと、また、歳出においても、児童手当、児童育成手当や家計支援臨時給付金等の執行に伴う執行残が発生したことなどにより、例年を上回る不用額が生じたことによるものと分析しております。

また、経常収支比率については、昨年度から0.3ポイント改善し82.4%となっており、これは、人件費や補助費等に充当される経常的な一般財源経費が約51億円増加した一方、特別区交付金における普通交付金や地方消費税交付金等に係る経常的な一般財源等総額が約65億円増加したためと分析しております。

引き続き、令和8年度予算編成に向けては、確度の高い歳入見積りや各事業の効率的・効果的な実施に取り組み、実質収支比率や経常収支比率のさらなる改善に努めてまいります。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、課税標準額区分別に見た納税義務者数の人数と構成比についてのお尋ねですが、所得割を納める納税義務者の所得階層を課税標準額で200万円以下、200万円を超え700万円以下、700万円を超えるものの三つに区分し、昨年度と比較しますと、200万円以下の層は4万6,218人で構成比は35.7%、前年比で4,180人の減、200万円超700万円以下の層は5万8,030人で44.8%、1,530人の増、700万円超の層は2万5,323人で19.5%、1,424人の増となり、各層の割合については、200万円以下の層が減少し、200万円超700万円以下の層及び700万円超の層が増加しております。

なお、200万円以下の層が大きく減少した要因として、定額減税により均等割のみを納める者への移行によるものと捉えております。

次に、特別区税における高い収入率維持のための取組についてのお尋ねですが、区民の納税意識の高さや現年度徴収の強化及び滞納整理の早期着手等の取組により、高い収入率を維持できているものと考えております。

区民に対する納税理解促進のための幅広い層に向けた取組としては、区内税務署や都税事務所、納税貯蓄連合組合、教育機関、その他の関係機関と連携・協力し、税を考える週間などの啓発キャンペーンをはじめ、中学生の税に関する作文募集などを行っております。

また、徴税対策の取組として、国税庁や都税事務所のベテランOB職員を会計年度エキスパート職員として雇用し、OJTを充実させるとともに、都主税局へ職員を派遣し、徴収に関する様々な事案を経験させ、学んだことを組織に還元することで、職員一人一人のスキルを高めております。さらに、毎年度、プロジェクトチームにより滞納整理の方針のブラッシュアップを行い、知識やノウハウを共有、継承しております。

次に、納税方法の多様化による令和6年度の成果等についてのお尋ねですが、本区では、これまでスマートフォンアプリ「モバイルレジ」を使用したクレジットカード決済の導入などのほか、決済方法の多様化を踏まえ、納税者のさらなる利便性の向上のため、5年度からは、軽自動車税において全国統一規格のQRコードによる決済を導入してまいりました。

6年度は普通徴収納付書に加え、従来、キャッシュレス、キャッシュレス納付ができなかった督促状の納付書にもQRコードを付し、キャッシュレス納付を可能としました。これにより、住民税の納付が困難だった方や納付機会のなかった方のために、税務課で年数回開設している夜間・休日窓口の来庁者数は、5年度比で8割以上減少しました。結果、7年度は窓口の開設日数や出勤職員数の見直しが可能となり、納付者の利便性向上と窓口の効率化が図られたものと考えております。

また、本年10月から、これまで来庁や郵送の手間がかかっていた口座振替の申請について、インターネットで完結できるWeb口座振替受付サービスを開始します。手続の利便性が向上することで、納税における口座振替の促進にもつながると考えております。

次に、特別区民税・都民税の納付について困難を抱える方々に対する福祉部等との連携等についてのお尋ねですが、自宅と違う場所に身を寄せておられる方々への納税通知書については、事前に生活福祉課と連携し、着実に対象者に渡すよう対応しております。また、生活保護の受給の申出があった場合には、納期、納期限前であれば、課税額の減免、期限後であっても、滞納処分の執行停止などの措置を速やかに行っております。

そのほか、期限内の納付が困難との御相談をいただいた際は、その状況を伺い、必要に応じて納税の猶予等の対応をしております。さらに、生活困窮のおそれがあるなどと、おそれ等があると思われる方には、生活保護や自立相談支援窓口、生活福祉資金等の制度をお伝えして、福祉事務所や社会福祉協議会等を案内しております。

今後も、関係機関で連携し、丁寧に対応してまいります。

次に、令和6年度のふるさと納税の影響額についてのお尋ねですが、6年度は約39億5,000万円がふるさと納税により流出し、特別区民税に影響があったものと推計しております。

次に、ふるさと納税の周知についてのお尋ねですが、区報や区ホームページにおいて、ふるさと納税の制度趣旨のほか、減収の影響を掲載するとともに、区民が区にふるさと納税した場合の寄附金税額控除制度及び寄附金の使途を区民自らの意思で選択することが可能であることを分かりやすく周知しております。

次に、区へのふるさと納税の成果と今後の取組についてのお尋ねですが、区では、令和5年11月より新たな返礼品の提供を開始し、令和6年度からは、区内事業者等から返礼品の公募を開始しました。これにより、区内施設における食事券や宿泊券、区内出版社における絵本等をはじめ、6年度末時点で33事業者180品目まで返礼品が拡充され、結果として、当初の見込みを超える約2億4,000万円の寄附が区へ寄せられました。このほか、6年度より新たなふるさと納税を活用した財源確保の仕組みとして、協定大学による地域貢献事業への寄附の募集を開始し、区内外の方が本区へ関心を寄せていただける取組を進めているところであります。

今後も、寄附者が本区を応援したいという気持ちのより一層の醸成につながるよう、区の地域や産業の魅力を発信するための地域資源を生かした返礼品の拡充等を行ってまいります。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、特別区財政調整交付金についてのお尋ねですが、6年度の普通交付金は、公共施設改築工事費の臨時的算定等による当初算定額の増に加え、学校給食費保護者負担軽減事業費、事業等の再調整が行われたことにより、前年度比で約31億円の増となりました。

また、特別交付金においては、時限的な措置である新型コロナウイルス感染症対応のための事業を除いて比較すると、5年度の144件に対し、6年度は193件の事業を申請しており、その結果、前年度比で約1億8,000万円の増となりました。特別交付金の獲得については、まずは都へ申請することが非常に重要であるため、算定が見込まれる事業を積極的に抽出して申請を行った結果、歳入の増につながったと考えております。

なお、本年度から全職員を対象とした特別区財政調整交付金に関するeラーニングを行い、知識の習得や職員からのアイデアによる、職員からのアイデアによる財源獲得に向けた取組を進めているところです。

引き続き、毎年度の特別な財政需要を適切に申請につなげることで、より多くの事業が算定されるよう取り組んでまいります。

次に、国庫支出金や都支出金についてのお尋ねですが、6年度決算では、国庫支出金の子どものための教育・保育給付費負担金や児童手当給付費負担金、また、都支出金の公立学校給食費負担軽減事業費補助金や保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金などにより、前年度比で約16億円の増となっております。

なお、8年度予算編成方針においては、これら特定財源について、国や都の予算編成状況等に細心の注意を払い、これまで以上に積極的に確保することを掲げており、さらなる歳入の確保に取り組んでまいります。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、職員の給与等についてのお尋ねですが、令和6年度は、地方自治法の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を開始するなど、区職員の処遇改善に努めてまいりました。今年度も会計年度任用職員を含む区職員の給与等につきましては、これから行われる特別区人事委員会勧告において提示される内容を参考に、適切に対応してまいります。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、扶助費についてのお尋ねですが、少子高齢化が進展する中、子育て

て支援や高齢者支援をはじめとした施策の充実は喫緊の課題であり、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に邁進するため、実効性の高い事業等を効率的・効果的に実施することが重要であると認識しております。

国や都の少子高齢化対策の動向を踏まえるととも、踏まえると、今後も子育て世帯への支援強化や高齢者施策に関する予算の規模は増大することが見込まれます。そのため、引き続き各部の主体的・自律的な予算編成の取組をより一層推進しながら、効率的・効果的な施策の実施に取り組むとともに、国庫支出金や都支出金をはじめとした様々な財源の確保に取り組んでまいります。

次に、公共施設マネジメントについてのお尋ねですが、昨今の社会全体における建設費等の高騰を踏まえ、限られた財源を、限られた財源を有効に活用しながら、公共施設を維持管理し運営していくことは重要であると考えております。本年度、導入に着手している公共施設マネジメントシステムでは、施設の基礎情報や利用状況等をもとに中・長期的な見通しや財政負担の平準化等の分析が可能となり、各施設の運営状況等を踏まえた計画的なマネジメントが可能になると認識しております。

今後とも、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の計画的な改築、改修等に取り組んでまいります。

次に、基金と特別区債についてのお尋ねですが、6年度末時点での総基金残高は約538億円となり、「文の京」総合戦略で示した財政見通しにおける推計値を約10億円下回っております。近年の総基金残高の減少傾向については、課題の一つと捉えているため、8年度予算編成方針においては、財政調整基金の一定の年度末残高維持に努めるとともに、公共施設整備等についても、将来の財政負担を踏まえながら、必要性を見極め、計画的に実施していくことを明記したところです。また、特別区債についても、今後の多額の費用を要する公共施設整備を計画的に実施していくため、積極的な活用を図ってまいります。

今後、起債依存度や公債費負担比率などの指標に留意しながら、より有利となる貸付け条件を見極めつつ、活用することにより、持続可能で健全な財政運営に取り組んでまいります。

次に、デジタル人材の育成についてのお尋ねですが、令和6年度では、自治体DXの推進役を育成するDX推進サポーター事業を継続して実施するとともに、新たな重点施策として、eラーニングによるリスキリング推進事業を開始しました。さらに、DXマインドセット研修を都と連携して開始し、開催し、自治体DXの推進に必要な意識改革を図りました。

また、急速にデジタル化が進む中で、デジタル時代の区民ニーズに合った行政サービスを提供できる組織への変革が求められていることから、本年3月に策定した、文京区人材確保育成基本方針の中で、デジタル人材の育成方針を定めました。本年度は、新たに育成方針に基づき、これまでのデジタル人材育成事業を体系的に整理し、DXの推進役を育成するDX推進サポーター事業、eラーニングによるリスクリング推進事業、職員の意識改革とデジタルツールの活用促進を目指したデジタルリテラシー向上事業を一体的に実施してまいります。

また、外部の専門人材から支援・助言を得るため、DX、DX推進アドバイザー制度を新設するとともに、民間ICT事業者等への職員派遣研修による人材育成など、高度専門人材の確保・育成を図るための施策を検討してまいります。

次に、物価高騰対策についてのお尋ねですが、昨年度の補正予算においては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や一般財源を活用し、原油価格・物価高騰対策を実施しました。主な事業としては、物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯等に対して、現金給付により支援した家計支援臨時給付金や定額減税補足給付金の実施に取り組んでおります。

さらに、消費者の負担軽減を図るキャッシュレス決済ポイント還元事業や、介護保険・障害福祉サービス等事業者及び保育施設等運営事業者に対する光熱費等の補助を実施し、区民生活の支援や、厳しい経営環境下における事業者等の負担軽減につなげたところです。

なお、これらに要した事業費の総額は、約28億3,000万円となっております。

○浅川委員長 高橋区民部長。

○高橋区民部長 次に、中小企業の賃上げについてのお尋ねですが、原材料費や労務費等が上昇する中では、生産性の向上や適正な価格転嫁の実現を通じて、中小企業の経営基盤の強化を図り、企業が賃上げの原資を確保できるよう支援することが重要と認識しております。

令和6年度は、持続可能性向上支援補助として、生産性向上設備及び省エネ設備の導入経費を支援するとともに、知的財産権取得費補助や各種、各種認証取得費補助により、中小企業の経営基盤の強化を図りました。また、価格転嫁やDXに係る中小企業向けセミナーを開催する等、価格交渉力の強化や生産性の向上につながる取組を継続して実施してまいりました。

本年度は、これらの補助件数を拡充する等、支援を実施しているところですが、次年度以降においても、さらなる賃上げと経営基盤の強化を促進する取組について、引き続き検討を進めてまいります。

○浅川委員長 榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長 次に、昨年度の防災、災害対策についてのお尋ねですが、令和6年能登半島地震を受け、区としても、区民一人一人の防災リテラシーの向上とともに、在宅避難の推進や共助による地域防災力の向上等を主な課題と捉え、文京区地域防災計画に掲げる七つの重点項目に基づき、各施策の充実を図ってまいりました。

特に、緊急防災対策事業として実施した防災用品配付事業では、区内の全世帯への文の京そなえて安心BOOKを配付し、身の回りの災害リスク等の周知啓発に加え、各世帯で必要な防災用品を提供することで、区民の在宅避難の認知度や防災対策への意識が向上し、一定の成果が得られたものと認識しております。

さらに、避難所運営協議会等の活動支援や防災士の資格取得支援等に加えて、区民防災組織やマンション管理組合に対して、災害時の応急活動に要する防災資機材の購入費等について、購入費について48件の助成を行い、共助による地域防災力のさらなる向上を図ったところです。

今後とも、大規模災害に備え、文京区地域防災計画に基づく対策の充実強化に努めてまいります。

次に、区と災害協定を結ぶ区内事業者とのさらなる連携強化についてのお尋ねですが、区では、これまでも応急対応力強化のため、協定締結団体とは定期的に協定内容の確認や修正を行っております。また、機会を捉えて、防災フェスタなど、区民向け行事への出展も依頼しており、本年度はキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定締結を踏まえ、関係団体に対して防災フェスタへの出展に向けた調整を行っているところです。

今後とも、平時からの訓練等を通じて協定締結団体との連携を強化し、パートナーシップの構築に努めてまいります。

○浅川委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 次に、不妊治療費助成事業の成果等についてのお尋ねですが、区は令和4年10月から保険診療と併用できるが、全額自己負担となる先進医療や自費での不妊治療について、費用の一部を助成しております。助成件数は、令和4年度は60件、5年度は161件、6年度は228件と増加傾向にあり、事業を広く周知でき、不妊治療に対する支援として一定の効果があったものと認識しております。

また、6年度から、妊活の始め方や不妊の検査治療等について、専門家に気軽に相談ができ、不安や悩みに寄り添うLINEやZOOMによる無料、匿名のオンライン妊活相談事業を開始し、6年度には120件の相談がありました。

引き続き、子どもを持つことを希望する家庭に寄り添い、きめ細やかな支援を行ってまいります。

次に、ネウボラ事業についてのお尋ねですが、全妊婦が対象の妊娠届出時のネウボラ面接については、5年度に2,148人、6年度には2,153人に実施しました。

また、5年度から新たに伴走型相談支援として、妊娠8か月前後の妊婦を対象に、体調や健診の受診状況、出産に向けた気持ちなどについて、オンラインアンケートを実施しています。5年度は年度途中の開始でしたが、1,153人、回答率は68.8%、6年度には1,704人、回答率72.5%でした。アンケート結果から、保健師や助産師との面接に、面談につながった方は78人でした。

産後ケアの宿泊型ショートステイ事業は、6年度に施設数を6か所に増やし、利用実績は5年度の297人から407人に増加しました。また、デイサービス型サロンを新たに開始し、3施設の利用実績は210人でした。本年度については、宿泊型ショートステイとデイサービス型の施設数をさらに増やすとともに、利用者負担の軽減も図っております。

お子さんが1歳を迎える家庭に育児パッケージを配付するバースデーサポート事業については、6年度から配付額を5万円増額して6万円とするとともに、育児サービスや育児用品などを選択できる方法に変更し、使いやすさの向上を図りました。

今後も、妊娠時から出産、子育てまで切れ目のない支援を行うネウボラ事業の充実を図ってまいります。

○浅川委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 次に、ひとり親家庭・多胎児家庭への支援に係る実績についてのお尋ねですが、令和6年度における実績は、ひとり親家庭子育て支援、子育て訪問支援券事業については、利用枚数が936枚、多胎児家庭への支援であるふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成制度については、交付決定件数が104件であり、ともに前年度から件数が増加しております。

引き続き、子育て家庭のニーズを適時適切に捉えた事業運営を進め、子育て支援サービスの充実を図ってまいります。

次に、未就園児の定期的な預かり事業についてのお尋ねですが、令和6年度は、私立認可保育所、地域型保育事業所、幼稚園等13施設で実施し、延べ1,455名の方に御利用いただきました。本事業の実施により、家庭とは異なる経験や他児との触れ合いを通じた子どもの健やかな成長に寄与するとともに、保護者の育児負担の軽減にもつながり、一定の成果があっ

たとえております。

なお、来年度から、同事業はこども誰でも通園制度として、乳児等通園支援事業へ移行していくこととなりますが、事業実施に対する財政支援の継続について、様々な機会を捉え、都に対して要望、都に対し要望してまいります。

次に、こども誰でも通園制度の実施方法についてのお尋ねですが、現行の未就園児の定期的な預かり事業で実施している週1回の定期的な預かりを基本に、利用対象や利用時間等についても、サービスが低下することのないよう検討を進めております。また、区外居住者の利用への対応については課題として認識しており、今後、国の運用方針を踏まえながら、区民の優先的な利用等の方策を検討してまいります。

次に、高校生等医療費助成事業等の成果についてのお尋ねですが、高校生等医療費助成事業は、令和6年度の助成、助成件数6万8,018件、助成額は約1億9,200万円でしたが、前年度から一月当たり平均で約640件、助成額約200万円増加しており、高校生世代の健全な育成と保健の向上、さらには、子育て世帯、世帯の経済的負担の軽減につながっているものと認識しております。

また、高校生世代育成支援金については、5年度下半期分として4,692人の高校生世代の方に対して合計1億3,961万5,000円を、6年度上半期分として4,936人の高校生世代の方に対して合計1億4,596万5,000円を支給しました。本支援金については、児童手当拡充に伴い終了しましたが、物価高騰などによる各家庭の経済状況の悪化が懸念される中、次代を担う子どもたちの育成のために御活用いただけたものと認識しております。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、教育現場でも様々なサポートや教員の働き方改革に関してのお尋ねですが、本区では、教員の長時間労働の改善や負担軽減を図るため、ICT支援員やスクールサポートスタッフの活用、自動採点システムの導入など、多様な取組を行ってまいりました。新たに令和6年度においては、小学校における教科担任制の実施、エデュケーションアシスタントの活用、新規採用職員へのメンター制度を導入し、教員の働き方、働き方改革を推進しております。

今後も、教員が働きやすい職場環境となるよう、働き方改革の一層の充実を図ってまいります。

次に、区で採用する教職員の待遇改善についてのお尋ねですが、会計年度任用職員については、令和6年度当初及び6年度途中で報酬額の引上げを行っております。

特別支援教育担当指導員や交流及び共同学習支援員、特別保育支援員には専門的な研修を行い、支援員が不安なく子どもを支援できるよう、スキルの向上を図る場の提供を行っております。

また、部活動指導員は、他の自治体と比較して高い報酬額を設定することで、専門性の高い人材の確保に努めております。

今後も、必要に応じて、区で採用する教職員の待遇改善について検討してまいります。

次に、学校給食費無償化の成果についてのお尋ねですが、令和6年度は、区立小・中学校の給食費を引き続き無償とするとともに、食物アレルギーや長期欠席等により給食の提供を受けることができない区立小・中学校の児童・生徒182名の保護者に対し、給食費相当額の補助を実施しました。さらに、区立以外の小・中学校を対象とした給付金事業を新設し、その児童・生徒4,163名の保護者に対して、給食費相当額を支給しました。これらの取組により、物価高騰が家庭に影響を与える中、子育て世帯の経済的負担を軽減することにつながったものと考えております。

次に、学校に行きづらい児童・生徒、その保護者への支援についてのお尋ねですが、令和6年度の取組としては、校内居場所対応指導員の配置を14校に拡充しました。校内居場所の在籍人数は、小学校118名、中学校52名、合計170名でした。成果としては、それぞれのペースで学校復帰を選択できるようになり、学級参加の機会が増え、校内居場所で給食を食べ放課後まで過ごすなど、登校日数の増加が見られました。子どもたちが安心して過ごすことができる環境を確保することで、学校とのつながりを維持できるようになったことが挙げられます。

また、学校に行きづらい児童・生徒の保護者への支援も重要な課題と捉えており、6年度はリーフレットやホームページを活用した相談先の情報提供、保護者同士が悩みを共有できる場の設定、進路に関する情報提供などを行いました。引き続き、保護者の負担軽減と安心につながるよう取り組んでまいります。

次に、特別教室改修についてのお尋ねですが、先行実施している根津小学校については、昨年度中に全ての特別教室の改修工事を完了しました。根津小学校以外の16校については、設計業務を四つの契約に分けて、工事の実施時期が早い学校から設計を進めているところです。また、令和7年春工事として、礪川小学校の教室改修工事を完了しており、7年夏工事として、小学校5校、中学校4校の工事に着手しております。

今後とも、令和9年度までの全体計画に沿って、特別教室の改修を進めてまいります。

○浅川委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、事業者支援や介護人材の確保・定着の取組の成果についてのお尋ねですが、令和6年度も引き続き介護職員の住居に係る補助、各種研修等の補助、EPA介護福祉士候補者受入れ事業補助、若年層向け啓発冊子や介護啓発番組の配信、介護従事に係る入門的研修や実務能力向上研修等、様々な支援を継続的に行うことにより、介護人材の確保や定着への支援を実施してまいりました。

主な実績として、介護職員等宿舍借上げ支援事業補助は、4つの事業所で8戸、506万2,000円、介護施設従事職員住宅費補助は、35人の介護従事職員に対し350万5,000円の補助を行い、介護人材の定着につながったものと考えております。

また、介護従事、従事者向けの研修を8回実施し、延べ410人の参加があったほか、入門的研修においては、就労状況追跡調査を行ったところ、21人の参加者のうち1人が区内介護施設に就職し、3人が介護関係の就職活動をしているとの回答がありました。

都においても、介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当や手当事業や、介護職員等宿舍借上げ支援事業補助等を実施しており、連携して支援を実施しております。

委員御指摘のとおり、区内事業所においては、都市部特有の厳しい状況もありますが、引き続き介護サービスが安定的に提供されるよう、介護人材の確保や定着に対する各種支援の継続的な支援、継続的な実施及び拡充に努めてまいります。

次に、高齢者見守り事業の成果についてのお尋ねですが、高齢者あんしん相談センターの高齢者見守り相談窓口において、相談や戸別訪問により継続的な見守りや介護保険サービスの利用などにつなげるとともに、話し合い員の訪問による見守り、社会福祉協議会におけるみまもり訪問事業を実施し、支援を必要とする高齢者の早期発見・早期対応につながっているものと考えております。

また、高齢者等見守りあんしん電話、高齢者見守り電球サービス等を実施しており、電球サービス利用者へのアンケートでは、約8割の方から満足しているとの回答をいただきました。

引き続き、このような取組を推進し、高齢者が抱える課題を的確に捉えながら、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などのハートフルネットワーク協力機関等と連携し、地域ぐるみでの見守りの強化に取り組んでまいります。

次に、脳の健康度測定とチームオレンジに関する成果についてのお尋ねですが、脳の健康度測定事業では、令和6年度は214人の受診者のうち28人に医療機関を御案内し、早期に必

要な医療につなぐ支援を行ってまいりました。検診3か月後のアンケートでは、脳や体の健康について関心が高まったと回答した割合が70%を占めており、受診者に意識の変化があったものと認識しております。

チームオレンジBunkyoサポーターによる認知症にやさしいまちづくりでは、当事者が集い、自らの体験や思いを語り合う認知症本人交流会や、認知症サポーターの地域活動を後押しするための勉強会と交流会を実施しました。これらにより、当事者の意向やニーズをチームオレンジ活動に反映するとともに、地域の担い手の育成につながりました。

次に、認知症検診事業についてのお尋ねですが、御指摘のとおり、認知症に対する不安などから、専門家への相談や受診に抵抗を感じる方は少なくないと認識しております。不安を軽減するためには、区民の方々が認知症を理解し、自分事として捉えられるような啓発や、認知症になっても地域で安心して生活することができる環境づくりが重要であると考えております。

認知症検診事業におけるもの忘れ検診については、本年度から区内医師会の協力の下、指定医療機関での個別検診として実施しており、身近な地域の医療機関でより気軽に受診しやすくなったものと考えております。

今後も、脳の健康に係る啓発を推進するとともに、受診や受診後の適切な支援につながるよう、区内医師会や民間事業者等と協働し、より事業の、よりよい事業の実施に向けて取組の改善を図ってまいります。

次に、都の認知症施策推進計画についてのお尋ねですが、都の計画は、都の認知症施策に関する基本的・総合的な方向性を示すものであり、国の基本計画と併せ、本区の計画を策定する際の参考としてまいります。

また、計画の策定に当たっては、本年度実施予定である高齢者等実態調査のほか、認知症本人交流会などで集めた当事者の声を反映するとともに、国が掲げる新しい認知症観の周知啓発や認知症の早期発見及び早期支援、当事者の社会参加の促進など、さらなる促進、さらなる施策の充実に努めてまいります。

○浅川委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、障害者施設整備促進事業の成果についてのお尋ねですが、本事業については、令和6年度の重点施策として、補助の大幅な拡充を図っており、前年度は児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を合わせて3件の整備及び改修費用の補助と、就労継続支援B型事業所1件の整備費補助を行いました。

また、グループホームの増設については、民間事業者による旧アカデミー向丘跡地の整備計画に対し支援を行っているところです。

引き続き、補助制度や区のニーズについて、民間事業者に周知を図ることにより、障害者施設整備を進めてまいります。

次に、高齢者と障害者の複合施設についてのお尋ねですが、複合施設については、年齢や障害の有無にかかわらず、幅広い世代の交流が可能であること。限られた土地を有効活用した施設整備が、などが期待できるものと考えております。障害のある方とその家族にとって、住み慣れた地域で暮らし続けることは、本区が地域共生社会の実現に向けて取り組む上で大切と考えておりますので、先行事例の取組等も含め、引き続き、高齢者及び障害者のニーズに対応した施設整備を研究してまいります。

○浅川委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 次に、バリアフリー事業の進捗と今後の取組についてのお尋ねですが、区では、バリアフリー基本構想及び重点整備地区別計画において、短期・中期・長期とバリアフリー化のための事業の実施時期を定め、バリアフリー化に努めています。

本年度までに実施する事業として位置づけた短期・中期事業の着手率は92%となっており、おおむね計画どおり進捗しています。

現行バリアフリー基本構想は、本年度を目標年次と定めているため、現在、バリアフリー基本構想を改定しており、来年度は重点整備地区別計画を改定する予定としております。現行計画の取組を評価するとともに、法制度の改正や社会情勢等を踏まえ改定してまいります。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、多文化共生についてのお尋ねですが、令和6年度の取組実績としましては、国際交流事業の開催及び窓口多言語化対応の充実、また——すいません、窓口多言語対応の充実、多言語表示の推進、区立小・中学校児童・生徒を対象とした日本語指導、教職員向けやさしい日本語研修等の各種事業を実施するとともに、多文化共生庁内連絡会を開催し、各課における課題の把握や取組状況の共有を図りました。それぞれの事業を継続する中で、コミュニケーションの円滑化や国際理解及び日本語力の向上に一定の成果があったものと認識しております。

引き続き、多文化共生庁内連絡会等を通じ、地域や学校現場における課題の共有と各課の取組の進捗を確認するとともに、7年度には新たに児童・生徒や保護者を対象とする新規事業を実施するなど、把握した課題に対して、関係所管とも連携しながら、必要な対策を速や

かに講じることにより、多文化共生社会の実現に向けた住民間の相互理解促進に努めてまいります。

○浅川委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 最後に、住宅宿泊事業についてのお尋ねですが、令和6年度末の区内施設数は279件であり、事業開始後の住宅宿泊事業に関する苦情は17件でした。事業者に対しては、事前相談時に近隣住民とのトラブルを避けるために丁寧な周知を行うよう指導しております。さらに、区民の生活環境の悪化を防止する適正な運営を確保するよう、事業開始前にきめ細かに指導を行っております。また、事業開始後に苦情が寄せられた際には、速やかに事業者に連絡をし、適切に対応するよう指導しております。

引き続き、法令や条例に基づき、きめ細かな対応に努め、事業者への指導を徹底してまいります。

○浅川委員長 続きまして、AGORA、浅田委員。

○浅田委員 それでは、政策チームAGORAより総括質問を行います。

令和6年度は、当初予算1,275億2,800万円と過去最大の規模で編成され、46事業、82億円の重点施策を掲げてスタートしました。歳入決算総額は1,440億円に達し、この傾向のまま令和8年度当初予算も過去最大規模となることが想定されます。こうした拡大基調の財政状況の下で、実際に福祉や教育をはじめとする区民生活の向上に各種施策がどのように結びついていたのかを中心に質問してまいります。

初めに、財政運営全般についての質問です。

まず、決算剰余金について伺います。

令和6年、6年度決算は、国や東京都においても、過去に例を見ない税収増により大幅な剰余金が生じ、国では2兆2,645億円、東京都では2,264億円、そして文京区においては81億円に上りまして、区はその約2分の1の、2分の1を財政調整基金に積み立て、残りは留保しています。将来負担への備えとして一定の意義はあるものの、補正予算を重ねながら剰余金を積み増す運用は、当初予算の計画性を損ない、場当たり的との受け止めを招きかねません。福祉や教育、教育、インフラ整備といった区民生活への還元の観点から、剰余金の活用をどう評価するのか伺います。

次に、補正予算について伺います。

令和6年度は、計5回の補正予算が編成され、特に9月補正は、一般会計補正額が約52億に上る大型のものとなり、パワーポイントを用いたプレス発表が行われました。予防接種助

成、区商店街キャッシュ、キャッシュレスポイント還元、図書館ICT化、ひきこもり実態調査、情報バリアフリー、産後ケア拡充など、区民生活を支える施策が盛り込まれたことは理解できるものの、こうした補正予算の積み重ねが実際に区民の負担軽減や生活改善にどのように結びついたのか、その成果をどのように評価しているのか具体的にお聞きます。

併せて、当初予算での計画性と補正予算による時宜を得た柔軟な対応の両面をどのように整理し、今後の財政運営に生かしていくのか、見解を伺います。

また、補正予算編成の過程における透明性をどのように確保してきたのか。さらに、9月補正のみが大規模に発表された一方で、他の補正ではそうした広報が行われなかったのはなぜか。その意図についても御所見を求めます。

次に、バックカスティングの手法と将来都市像について伺います。

区は、令和8年度予算編成方針において、区民参画で策定された基本構想の理念の下に、「文の京」総合戦略に掲げる将来都市像を指針とし、バックカスティングによる戦略的な事業展開を進めるとしています。しかし、理想像が抽象的に過ぎれば現実との乖離を招きかねず、また、基本構想策定からの時間経過により、区が一方的に描いた将来像と受け取られる懸念もあります。令和6年度決算で示された各施策の実績をフォアキャストの視点で見たとき、それらが総合戦略で掲げる将来都市像につながっているのかをどのように検証しているのか。そして、将来像そのものを固定的な青写真とせず、区民参画を通じて更新・修正をしていく進化するビジョンとして位置づける余地についてお考えを伺います。さらに、区の描く将来像の中で、福祉や困難を抱える方への支援、誰一人取り残さず、取り残さない社会の実現といった観点をいかに具体化しようとしているのか、お聞かせください。

次に、枠配分方式とKPIの導入について伺います。

令和6年度から再開された枠配分方式は、令和7年度、一般財政各部枠として拡大され、各部が主体的・自律的に予算編成を行う体制が目指されました。東京都では2050東京戦略に基づく事業ごとにKPIの設定を義務づけ、成果が乏しい事業に対してはマイナスシーリングを適用する制度を導入しており、成果志向の財政運営に踏み出しています。本区においても、利用率や満足度、困難ケースの解消数など、事業特性に応じたKPIを設定し、各部による中間レビューや財政課、企画課との対話評価を組み合わせることでPDCAサイクルを明確化し、施策改善を図るべきと考えます。枠配分方式のさらなる進化に向け、KPI導入の可能性についてお考えを伺います。

次に、一般会計歳入について伺います。

特別区民税について伺います。

令和6年度の特別区民税は、収入済額396億2,028万円となり、前年度比2.4%の増加となりました。納税義務者数も13万9,636人に達し、令和2年度以降、増加傾向が続いています。また、課税標準額の段階別内訳を見ると、1,000万円を超える高額所得層が人数ベースで11.7%、税額ベースで48.9%を占め、区税収入の増加を大きく牽引しています。

そこで伺います。特別区民税収入の現状を高止まりと見るのか、それとも今後も継続的な伸びが見込まれるのか。人口動態や転入傾向、課税所得水準の変化といった要素を踏まえた見通しをお示してください。

さらに、文京区に転入を希望する背景には、教育・医療・治安といった区の強みがあると考えられますが、区としてこれらの魅力をどのように認識し、今後の定住・転入促進に結びつけているのかも伺います。

次に、利子割交付金について伺います。

令和6年度の利子割交付金は2億1,406万円で、前年度比107%と増加しました。利子割は、金利水準や金融機関の立地など、区の努力では左右できない外的要因に大きく左右されます。一方で、総務省は、東京都に偏在しているとして制度改革を検討しており、都市部から地方への再配分が進めば、区にとって有利な財源が縮小するおそれがあります。

特別区では、国の不合理な税制改正により、この10年間で累計約2兆円に迫る財源が流出した実態があります。利子割交付金は、当初、当初予算では見込みづらい面があるものの、決算で確定し、財政に直、直結する重要な収入であり、決して軽視できないものです。こうした静かに削られる危険性を伴う制度改革の動きに対しては、区長会に委ねるだけでなく、本区として国に対して明確な反対のメッセージを発信していくべきと考えます。見解を伺います。

次に、ふるさと納税と寄附促進について伺います。

ふるさと納税により、令和6年度には約39億5,000万円もの税収入が区から流出し、前年度の35億3,000万円からさらに増加しています。これは、本来区に入るべき住民税が控除されることによる構造的な問題であり、区の自主財源にとって深刻な影響を及ぼしています。

こうした中で、区は流出を少しでも抑えるため、区民が直接文京区に寄附できる仕組みを整備してきました。寄附金の使途を選べる寄附の使い道メニューにより、令和6年度には共創フィールドプロジェクト、一般寄附金、協定大学地域貢献事業、子ども宅食プロジェクトを合わせて約2億3,900万円の寄附が集まったと伺っております。この成果を区としてどの

ように評価しているのか、お聞かせください。

特に、区内協定大学への寄附促進の取組については、寄附者が大学を指定した場合、その約7割が大学に交付され、残りの約3割が区政に活用されると承知しています。大学による地域貢献事業の推進と区の財源確保を両立させる仕組みと考えますが、実際にこの制度が単なる金額の積み上げにとどまらず、地域や区民にとって実際の成果につながる生きた寄附として機能しているかどうか、寄附額や具体的な活用事例を示して御説明ください。

また、流出抑制に資する新たな寄附メニューなど、ふるさと納税の拡充方針を伺います。

次に、歳出全般について伺います。

物価高騰対策について関連して伺います。

物価高騰が区民生活に深刻な影響を及ぼしています。子ども食堂の運営現場など、生活実感に基づく支出増は約40%にも達しており、統計以上の負担が区民の暮らしにのしかかっていることは明らかです。また、全国的には賃上げや最低賃金の引上げが進んでいる一方で、文京区内の中小零細企業や個人商店ではその流れに追いつけず、実質賃金は令和4年から6年にかけてほぼ連続で低下が続き、米価格など食料品の高騰も家計を直撃しています。この事態の区の認識を伺います。

そして、次に、経済的困難を抱える家庭・事業者への支援の成果、支援の成果について伺います。

文京区では、家計支援臨時給付金の支給や区内店舗、介護・障害福祉サービス事業所への電力・ガス・原材料費等の補助が行われました。これらの施策は、経済的困難を抱える家庭や年金生活者に対してどのような成果をもたらしたのか、具体的な事例や評価をお示ください。

次に、デジタル商品券キャンペーンとデジタル化について伺います。

文京区では、地域密着型の経済支援とデジタル化推進の両立を目的として、6年度、キャッシュレス決済ポイント還元事業に3億4,000万円を補助しました。この施策により、デジタル化の普及がどのように進み、どのような経済的効果が生まれたのか。利用件数や流通体的な数値で成果内容と評価をお示ください。

この施策を継承して、7年度、PayPayデジタル商品券キャンペーンを実施しています。プレミアム率30%という高い還元率で、この施策にどのような展望を持っているのかも併せて伺います。

また、高齢者の中には、この施策に参加できなかった方も多く見受けられます。スマホ教

室などの取組が行われています。これらがどのようにデジタル化推進につながり、結果として経済支援に寄与しているのか、区の見解を伺います。

次に、教育・子育て支援の質問です。

憲法26条では、教育、義務教育は無償とされていますが、実際には保護者が負担する費用が隠れ教育費として多数存在します。学校指定の体操服や副読本、中学校の標準服や部活動費、ユニフォーム、修学旅行費などなど、保護者の負担が現存しています。給食の無償化は大きな一歩と評価します。その上で、これらの隠れ教育費への支援はどのように行われ、今後の考え方をお伺いいたします。

経済的困難を抱える家庭の子どもたちは、6年度版教育概要では、小学校606人、5.3%、中学校では377人、15%で、比率としては僅かに減少傾向ですが、現存しているのは事実です。教育の機会検討の、機会均等の観点から、就学援助の総括を伺います。

NPO法人による学習支援が新たに始まりましたが、区内の支援を必要とされている家庭、子どもの数をどのように把握し、算出しているのか、場所を含め網羅されているのか、取りこぼしはないのか伺います。

次に、学校給食の食材費高騰への対応について伺います。

各学校の栄養士による、の先生による工夫により、カロリーや品数など、これまでどおり給食の提供が維持されていると伺っております。しかし、食材費の高騰が続く中で、教育的観点からどのように対応がなされたのか、対応の判断基準、決定過程、そして対応に要した予算額について具体的にお示しください。

次に、高齢者、介護労働者の処遇改善について伺います。

令和6年度、文京区においても、介護人材の不足は深刻な課題となっています。短時間の隙間バイトの確保や人材派遣会社に登録し高額な手数料の支払いなど、課題が山積しています。高齢化の進展に伴い、介護ニーズは年々増加する一方で、現場では人手不足が常態化し、サービスの質や継続性に影響を及ぼしかねない状況です。

介護人材の確保に向けて、令和6年度に文京区が実施した具体的な施策、例えば、未経験者向けの入門的研修の開催、介護職の魅力を伝えるイベント、アクティブ介護文京の実施、さらには、資格取得支援や相談窓口の設置など挙げられますが、これらの取組によって、実際に何名の新規就業者が生まれたのか。また、離職率の改善など、定量的な成果はあったのかを明らかにしてください。

介護職員等処遇改善加算の活用状況、区独自の補助制度の実施状況、さらには東京都との

連携による人材定着支援など、制度を活用した取組の成果について、具体的な実績を含めた実績を伺います。

加えて、今後の人材確保に向けて、区としてどのような課題認識を持ち、どのような新たな施策を検討しているのか。外国人材の受入れ支援など、国の施策との連携も含め、持続可能な介護体制の構築に向けた展望をお示してください。

他の自治体では、介護福祉士を目指す学生に対し、月額5万円の修学資金と準備金を貸し付け、卒業後に県内で就職すれば返還を免除する制度を導入し、若年層の介護職参入を促進しています。区においてこうした制度を参考に、区内の介護事業所への就職を条件とした修学資金貸付制度を創設を検討しては、すべきではないでしょうか。文京区として若年層の介護職参入を促すための修学資金制度の導入可能性について、財政的、制度的な観点から検討状況を伺うとともに、今後、つなげていく具体的な計画をお示してください。

次に、がん検診について伺います。

文京区は、がん検診の受診向上、受診率向上に向けて、区民のライフスタイルに寄り添った柔軟な検診体制の整備が求められています。特に働く世代・子育て世代への配慮を強化し、受診機会の拡大を通じて早期発見・早期治療の促進につなげるべきです。

文京区は東京都23区の中でも教育・医療機関が充実しており、区民の健康意識も高い地域とされています。令和6年度の検診実績を見ますと、乳がん検診の受診率は40.4%、子宮がん検診は41%、大腸がん検診は27.1%など、着実に成果を上げています。一方で、胃がんの胃部エックス線検査では3.6%です。胃カメラの普及と合わせて、このような状況について区としてどのように認識されているのか伺います。

働く世代・子育て世代への対応を柱に、受診率向上に向けた具体的な取組について伺います。現在、がん検診は、平日昼間に実施されていることが多く、働いている方や子育て中の方にとっては受診のハードルが高い現状、状況です。こうした方々が受診しやすくなるよう、平日夜間や土日など、柔軟な検診時間の設定が求められます。既に、日曜に乳がん検診を実施し、女性スタッフによる対応で安心して受診できる体制を整えている事例もあると伺っております。こうした取組は、受診率向上に一定の効果があると考えられます。今後、平日夜間や休日に対応する医療機関の拡充を図り、働く世代や子育て世代が受診しやすい環境をさらに整備していくこと、いくべきではないでしょうか。区の見解をお聞かせください。

次に、まちづくりについて伺います。

東京都再開発計画で、築地市場跡地に5万人収容スタジアム建設を三井不動産が発表しま

した。東京ドームを本拠地とするジャイアンツも移転するのでは、との心配の声が届いています。区は築地再開発計画及び後樂園・東京ドームの在り方などについて、東京都、三井不動産と6年度中に情報収集や意見交換がされているのか伺います。また、東京ドーム球場を残してジャイアンツに残ってほしいとの強い声がある中で、今後、どのような姿勢で臨むのか伺います。

次に、首都圏三環状道路、1967年、昭和42年の第5次道路整備5か年計画が動き始めました。昭和55年10月、文京区議会全員一致で、東京都市、東京都市計画街路環状3号線の廃止に関する意見書を東京都に上げています。区は都知事宛てに、昭和56年、計画の再考を求めています。主な理由は、白山、向丘及び根津の住宅地域を貫通し、町並みは二分され、地域コミュニティを破壊されてしまうおそれが多分にあるとしています。計画から79年を経てマンションが建ち並び、町並みも大きく変貌していますが、区の計画に対する認識を伺います。最後に、特別会計の質問です。

子ども・子育て支援金導入に伴う保険料負担と特別会計の影響について伺います。

令和8年度から段階的に導入される子ども・子育て支援金制度は、国民健康保険及び後期高齢者医療制度においても保険料に上乘せする形で負担が求められる制度であり、全ての世代の区民に影響を及ぼします。令和6年度決算においては、制度導入前であるものの、今後の特別会計の健全性や保険料水準、ひいては区民生活に大きく関わる制度改正であることから、将来にわたる財政影響を見据えた対応と適切な情報開示、説明責任が問われています。

そこで伺います。まず、支援金制度の導入が本区の国民健康保険及び後期高齢者医療の特別会計に与える財政的影響について、現時点でどのような試算や見通しを有しているのか伺います。

併せて、今後の保険料水準や保険料率の見直しの可能性について、東京都後期高齢者医療広域連合の、等の動向も踏まえたリスク管理の方針を伺います。

また、制度変更に伴う負担増について、特に高齢者や低所得世帯の不安に対し、区民への丁寧な情報提供と説明責任をどのように果たすのか。さらに、福祉の各種支援窓口と連携した相談・支援体制の整備について、区のお考えを伺います。

以上です。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 浅田委員の御質問にお答えします。

初めに、決算剰余金についてのお尋ねですが、持続可能で健全な財政運営を行っていくた

めには、中・長期的な視点で財政構造を見通すことが重要であると認識しております。その上で、毎年度の決算剰余金については、地方財政法の規定に基づき、毎年度9月の補正予算編成において2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立てるとともに、残りの額は年度途中で生じる喫緊の課題等に対応するための財源として活用しております。これにより、区民ニーズに即応しつつ、教育や福祉、地域の活性化など、区民サービスの向上につながる施策を着実に推進できているものと評価しております。

次に、補正予算の成果等についてのお尋ねですが、昨年度の補正予算においては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や一般財源を活用し、原油価格・物価高騰対策を実施しました。主な事業としては、物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯等に対して、現金給付により支援した家計支援臨時給付金や定額減税補足給付金の実施に取り組んでおります。さらに、消費者の負担軽減を図るキャッシュレス決済ポイント還元事業や、介護保険・障害福祉サービス等事業者及び保育施設等運営事業者に対する光熱費等の補助を実施し、区民生活の支援や厳しい経営環境下における事業者等の負担軽減につなげたところです。

なお、8年度予算編成方針においては、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に向け、バックカスティングによる戦略的な事業展開を進めると明記しております。これにより、中・長期的な視点に基づく当初予算の編成を行うとともに、年度途中で生ずる喫緊の課題については、これまでと同様、補正予算を活用して、迅速かつ柔軟に対応し、計画性とスピード感を持って区民サービスの向上と持続可能で健全な財政運営に取り組んでまいります。

次に、補正予算の編成過程における透明性の確保と広報についてのお尋ねですが、これまで当初予算については、予算編成、予算編成の査定状況をホームページにて公表しておりましたが、本年9月からは、補正予算についても公表しており、これまで以上に予算編成過程の透明性の確保に努めているところです。

また、報道発表については、それぞれの事案の内容やタイミングなどを考慮し、プレスリリースを行っているところですが、昨年9月の補正予算については、リリースすべき事業が複数そろったことから、プレス発表という形でまとめて公表するとしたものであり、そのほかの補正予算においても、事業ごとに適宜広報を、広報に努めております。

なお、スライドを用いた資料については、区民に分かりやすく伝わるよう取り入れたものであり、令和7年度当初予算案のプレス発表にも採用しております。

今後とも、プレス発表を含め、多様な情報発信手段を適切に活用することで、区民に分かりやすい広報に努めてまいります。

次に、将来都市像と各施策の検証等についてのお尋ねですが、基本構想における将来都市像は、区政のあらゆる分野や区民等の地域活動における共通の指針となるものであり、様々な手法を駆使して広く区民や議会の参画によりつくり上げたもので、その理念を継承しているものです。

区では、総合戦略に掲げる主要課題を解決するため、毎年度、主要課題、主要課題ごとに戦略点検シートを作成し、取組状況を確認した上で、公募区民委員や団体推薦委員、学識、学識経験者等による、より構成する基本構想推進区民協議会を通じて、区民参画により適切な進行管理を行っており、これらの取組は、基本政策や、さらには基本構想における将来都市像の実現につながるものと認識しております。また、各事業を行う際には、これまでの成果や課題等を踏まえ、より効果的な事業実施に取り組んでおります。

引き続き、様々な区民参画の手法を通じて、迅速かつ柔軟に行政課題の解決に取り組んでまいります。

次に、本区が掲げる未来像の具体化についてのお尋ねですが、委員御指摘の方々を含め、全ての区民が基本構想に掲げる「みんなが主役のまち」や、「だれもがいきいきと暮らせるまち」と実感していただけるよう、SDGsの理念も踏まえ、本区において重要性、緊急性の高い52の主要課題の解決に向けて取り組んでいるところです。

これからも区民の皆様が住んでいてよかったと心から感じていただけるよう、スピード感を持って各施策を推進してまいります。

次に、予算編成手法についてのお尋ねですが、令和7年度からの一般財源各部枠を活用した予算編成手法では、各部が実施する事業等を自ら評価・検証し、議論を深めながら、主体的・自律的に予算を編成し、より効率的で効果的な施策展開につなげることが期待できます。

K P I 方式を各事業に導入することは、成果を客観的に見える化するとともに、目標達成状況に応じた改善策を講じていくことで、これまで以上に成果志向の事業実施につながるものと認識しておりますが、事業内容によっては、指標設定が難しい場合や数値にあらわれにくい成果もあり、また、K P I の達成自体が目的化することによって、本来の事業の意義が見失われる場合も少なくないと考えております。そのため、K P I 方式の導入に当たっては、各事業の特性や実施体制を十分に考慮し、引き続き、各自治体の先進事例を参考にしながら、効率的で効果的な質の高い区政運営につながる予算編成手法の在り方を研究し、区民サービスの向上に取り組んでまいります。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、特別区民税収入の今後の見通しについてのお尋ねですが、まず、課税所得水準につきましては、令和6年度都勤労統計年報では、名目賃金指数も上昇しており、本区においても給与の特別徴収税額が伸び、さらには株式等の譲渡所得や配当所得等も伸びていることから、堅調に推移し、推移しているものと捉えております。

また、人口動態の面では、区の人口増に伴い納税義務者数が増加し、生産年齢人口の割合も令和4年から上昇に転じております。社会動態として毎年約2万人規模の転入・転出がある中で、令和4年から6年は平均3,000人超の転入超過が続いており、さらに、本区の課税標準額段階別納税義務者数においては、高所得層、高所得層が増加しております。

今後の傾向については、現時点において所得水準の堅調な推移及び納税義務者数の増が見込まれることから、来年度についても、安定的な税収を確保できるものと考えております。

ただし、ふるさと納税による影響額をはじめ、税制改正や社会経済情勢に十分注視する必要があると考えております。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、区の魅力と定住・転入促進についてのお尋ねですが、本区は江戸の面影を残す史跡や文化資産が多く、森鷗外などの文豪たちが活動の拠点とするなど、歴史的・文化的なまちであり、また、伝統ある大学や多くの学校のある文教の地としても知られています。また、人口当たりの医師の数は千代田区に次いで多く、大規模な大学病院もあり、医療環境に恵まれております。さらに、都心に近接的な、近接していながらも、小石川、小石川後樂園や六義園などの歴史的にも由緒ある庭園があるとともに、閑静で良好な住宅地を形成しつつ、特別区の中においても刑法犯の認知件数が少なく、交通の利便性が高いなど、様々な魅力があふれる区であると認識しております。

これらの魅力や区の実績などにより、令和5年には人口が23万人を超え、選ばれる自治体として発展を続けています。これからも本区ならではの魅力を持ち続け、新しい魅力の創造を図ることで、区民の皆様に住んでいてよかったと心から実感していただけるとともに、選ばれる自治体としてさらに発展できるよう、各施策に取り組んでまいります。

次に、国による不合理な税制改正についてのお尋ねですが、委員御指摘のとおり、特別区では、地方創生と税源偏在是正の名の下、不合理な税制改正の影響により、直近10年間で累計約2兆円に迫る勢いで貴重な財源が流出しております。このような中、本年7月、総務省における地方税制の在り方に関する検討会では、道府県民税利子割に係る税収帰属の適正化に向けた方策が検討されており、こうした動きはこれまで以上に特別区の財政に大きな影響

を与えることが懸念されます。

区単独で国に意見を述べる考えはございませんが、引き続き都の動向を注視するとともに、区長会などを通じ、地方税財源の充実確保及び不合理な税制の是正を国に求めてまいります。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 次に、本区のふるさと納税の成果についてのお尋ねですが、区では、令和5年11月より、新たな返礼品の提供を開始するとともに、令和6年度からは区内事業者等から返礼品の公募を開始しました。これにより、区内施設における食事券や宿泊券、区内出版社における絵本等をはじめ、6年度末時点で33事業者180品目まで返礼品が拡充され、結果として、当初の見込みを超える約2億4,000万円の寄附が区へ寄せられるとともに、区内外の方が本区へ関心を寄せる機会にもつながったものと認識しております。

次に、協定大学による地域貢献事業への寄附についてのお尋ねですが、6年度より新たなふるさと納税を活用した財源確保の仕組みとして、協定大学による地域貢献事業への寄附の募集を開始し、寄附募集初年度である昨年度は、東京大学が実施する地域貢献事業への寄附を募集しました。この募集に対しては、約2,800万円の寄附が寄せられ、寄附金額の7割に当たる約2,000万円を区として東京大学へ寄附いたしました。東京大学では、区からの寄附金を原資として、区民を対象にアメリカンフットボール部の知見を生かした健康の保持・増進を目的とした健康づくりなどに取り組む文武一道プロジェクトや、東大球場を区の児童とその家族に、家族を対象に開放する東大球場あそび場などの地域貢献事業に活用される予定です。

また、本年度の募集からは、新たに東洋学園大学、日本女子大学、東京科学大学が参画し、各大学による地域貢献事業に対し幅広く寄附を募集することで、さらなる区内の地域社会及び地域の文化・産業の進展を図ってまいります。

次に、ふるさと納税の今後の方針についてのお尋ねですが、今後も寄附者が本区を応援したいという気持ちのより一層の醸成につながるよう、区の地域や産業の魅力を発信するための地域資源を生かした返礼品の拡充等を行ってまいります。

○浅川委員長 3時になりましたので、休憩に入らせていただきます。次は3時30分から始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時28分 再開

○浅川委員長 それでは、再開をさせていただきます。

高橋区民部長。

○高橋区民部長 次に、区内中小企業等における賃上げの状況及び物価高騰の状況における区の認識についてのお尋ねですが、6年1月から3月期で実施した文京区中小企業の景況調査では、「6年中に賃金引上げを実施または予定している」と回答した企業は47.9%であったのに対し、7年同期の調査で、「7年中に賃金引上げを実施または予定している」と回答した企業は49.2%と、賃上げに取り組む企業の割合は微増という状況です。賃上げに踏み込むことができない理由については、「今後の業績見通しが不透明」と回答する企業が多く、物価高騰の状況や、直近では相互関税に係る課題等がその要因にあったと分析しているところ です。

引き続き、先行き不透明な経済状況を企業が自身の力で乗り切れるよう、中小企業の経営基盤の強化を支援し、適正な価格転嫁の実現を通じて賃上げの原資を確保できるよう、次年度以降においてもさらなる取組について検討を進めてまいります。

また、食料品をはじめとした物価高騰については、文京ソコヂカラががんばるお店応援キャンペーンやキャッシュレス決済ポイント還元事業補助等、個店や商店街振興施策を通じて、区民の物価高における負担軽減にも一定寄与したものと考えております。

なお、これまでの各種給付金事業の実施と同様に、物価高騰対策に係る国の経済支援策が示された際には、速やかに実施体制を構築できるよう、引き続き努めてまいります。

次に、経済的困難を抱える家庭や区内店舗への支援の成果についてのお尋ねですが、継続する物価高の中、厳しい経済状況にある低所得世帯の負担軽減を図るために、家計支援臨時給付金、定額減税補足給付金等の各種給付金事業を実施しました。各給付金事業の実施に当たっては、速やかな対象者抽出や給付体制の確立に努め、対象の方への迅速な給付金の支給を行うことで、物価高の負担軽減に一定寄与したものと考えております。

また、物価高、物価高騰下での区内店舗支援施策として、文京ソコヂカラががんばるお店応援キャンペーンを実施し、令和6年度は、キャンペーンに参加した571店舗に電気・ガス・原材料費等の補助を行うとともに、参加店舗でサービスを受けた方に、割引、おまけ等の消費者還元サービスを実施しました。各店舗からは、原材料費の補助が経営存続の観点からもありがたい、お客様にも喜んでもらえたとの声が届いており、今後も物価状況等を注視しながら、引き続き必要な支援に努めてまいります。

○浅川委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、介護保険サービス事業者及び障害、障害福祉サービ

ス等事業者物価高騰対応事業についてのお尋ねですが、介護保険サービス事業者については、上半期が75事業所、下半期が73事業所に助成しております。また、障害福祉サービス等事業者については、上半期が51事業所、下半期が55事業所に助成しております。

原油価格や物価高騰の影響を受けている事業者に対し、サービスの質の低下や経営の悪化を防ぐとともに、利用者の自己負担の増加を抑え、安心してサービスが、サービスを受けられる環境の維持を図ることを目的としている給付金になり、事業者からも感謝の声をいただいているため、本事業により一定の効果が得られているものと認識しております。

○浅川委員長 高橋区民部長。

○高橋区民部長 次に、キャッシュレス決済ポイント還元事業に係るデジタル化の普及及び経済効果についてのお尋ねですが、当該事業は回を重ねるごとに参加店舗が増加しており、事業開始当初の609店舗から6年度は第一弾が1,459店舗、第二弾が1,006店舗となり、区内商店におけるキャッシュレス決済の普及が着実に進んできているものと認識しております。

加えて、都の2024年都内キャッシュレス決済比率に関する調査結果において、都内のキャッシュレス決済比率は金額ベースで60.7%に達しております。これは都が定めた目標を2年前倒しで達成している状況であり、本区を含め、都内におけるデジタル化の普及は一定進んでいる状況にあると認識しているところです。

なお、経済効果としても、6年度は5年度と比較してキャンペーン期間が半分程度であったにもかかわらず、キャッシュレス決済の普及や都のキャンペーンとの重複により、総決済回数は約65万回、ポイント還元事業を通じた売上げ総額は約21億円を超えており、区内商店の販売促進が図られ、地域経済の活性化に大きく寄与したものと考えております。

次に、文京区共通デジタル商品券発行事業の展望についてのお尋ねですが、本事業は、キャッシュレス決済ポイント還元事業の事業スキームを変更して、7年度から新たに実施しているものです。従来のキャッシュレス決済ポイント還元事業に比べて利用期間を長く設定することで、各商店における継続的な顧客獲得機会の創出が可能となる点や、商品券という形式でプレミアム分も含めた全額が区内で消費されるというメリットもあり、今後、持続的な発展を目指していくための商店街振興施策として、有効に機能するものと考えております。

一方で、事業スキームが変わったことにより、事業内容及び店舗情報の周知や申込み手続の煩雑さ等の課題も新たに認識しているところです。次年度以降のデジタル商品券発行事業の実施及びその内容についても、さきに述べました課題を実施主体である文京区商店街連合会と協議の上、よりよい商店街振興施策となるよう検討してまいります。

次に、共通デジタル商品券事業における高齢者のデジタルデバйд解消とその効果についてのお尋ねですが、7年度の共通デジタル商品券事業の実施に当たっては、例年実施していたスマホ教室に加え、サポートブース及び個別相談窓口を開設し、9月末時点で延べ約590名に御参加・御相談をいただきました。

また、当該事業の第一弾の申込者における年代別構成比を見ると、60代が13.6%、70代以上が6.8%となっており、昨年度のキャッシュレス決済ポイント還元事業よりも全体に占める高齢者の利用割合が、若干増加している状況でございます。

しかしながら、当該事業における高齢者の利用率は、他の年代と比較してまだ低い状況ではございますので、文京区シルバー人材センターや民間事業者と連携し、高齢者がスマートフォンの操作やキャッシュレス決済の利用方法を学べる機会を提供し、デジタル社会の恩恵を十分に享受できる環境づくりに取り組んでまいります。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、教育費の支援についてのお尋ねですが、保護者が負担する教材費等の支援については、子育て世帯への支援全体の枠組みの中で検討すべき課題であり、現状においては、就学援助制度により支援が必要な世帯に対して一定の経済的な負担の軽減が図られているものと認識しております。

なお、昨今の物価高騰による保護者の費用負担の増加を鑑み、本年度から修学旅行費の一部補助を行っております。

今後も、社会情勢に応じて必要な対策を行ってまいります。

また、就学援助制度については、経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を支弁することで、一定の経済的な負担の軽減が図られており、教育活動の円滑な実施につながっているものと認識しております。

○浅川委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、生活困窮世帯学習支援についてのお尋ねですが、支援を必要とする家庭・子どもの把握につきましては、就学援助や児童扶養手当の情報を基に概算の対象者数を把握しております。また、実施場所については、これまでの事業実績を基に、参加者が多かった地域において会場を選定しております。

なお、本年度の利用実績は好調に推移しており、利用希望者は増加傾向にあります。

今後も、希望する方が事業を利用できるよう努めてまいります。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、学校給食の食材費高騰への対応についてのお尋ねですが、令和6年度は、11月納品分の精米価格は前月までの1.6倍となったことから、児童・生徒の心身の健全、健全な発達に資する学校給食を維持するため、12月から令和7年3月まで、全小・中学校に米を現物支給する緊急的な対応を行いました。

給食費については、各校の実績を調査し、学校からの意見や給食費検討委員会の意見も踏まえ、予算措置されております。6年度も、学校給食費検討委員会を開催し、校長や栄養職員と協議を進めてまいりましたが、精米価格の急騰を受けて、緊急的な対応を決定したものです。

なお、この対応に要した執行額は約2,400万円です。

○浅川委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、介護人材の確保に向けた取組の成果等についてのお尋ねですが、入門的研修においては、就労状況追跡調査を行ったところ、21人の参加者のうち1人が区内介護施設に就職し、3人が介護関係の就職活動をしているとの回答がありました。アクティブ介護の実績は492人、介護職員初任者研修は2人、実務者、実務者研修は10人となっております。

事業所における人材確保や定着については、複合的な要因によるものであり、それぞれの施策による効果を算定することは困難ですが、一定の成果につながっているものと考えております。

なお、引き続き、事業者における補助等の活用状況や意見等を聞きながら施策の検討に生かしてまいります。

次に、介護職員等処遇改善加算の活用状況、区独自の補助制度の実施状況等についてのお尋ねですが、介護職員等処遇改善加算について、具体的な活用状況の把握はしておりませんが、区が指定権者である地域密着型サービスにおいては、多くの事業所で活用されているため、他の事業所につきましても、活用が進んでいるものと考えております。

区の補助制度については、介護職員の住居に係る補助、各種研修等の補助、EPA介護福祉士候補者受入れ事業補助、若年層向け啓発冊子や介護啓発番組の配信、介護従事に係る入門的研修や実務能力向上研修等、様々な支援を継続的に行うことにより、介護人材の確保や定着に、定着への支援を実施してまいりました。

主な実績として、介護職員等宿舍借上げ支援事業補助は、四つの事業所で8戸、506万2,000円、介護施設従事職員住宅費補助は35人の介護従事者、従事職員に対し350万5,000円

の補助を行い、介護人材の定着につながったものと考えております。

都においても、介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業や、介護職員等宿舍借上げ支援事業補助等を実施しており、連携して支援を実施しております。

次に、介護人材の確保に向けた区の認識等についてのお尋ねですが、人材の確保も含めた介護事業者への支援については、重要な課題であると認識しており、本年度より事業者支援担当課長を配置したところです。

また、新たな施策として、国や都と連携して、ケアプランデータ連携システム導入活用支援を実施するとともに、EPA介護福祉士候補者受入事業補助を引き続き取り組んでまいります。国の施策とも連携し、介護情報基盤の整備に向けた自治体情報システム標準化を含め、持続可能な体制の構築を進めてまいります。

次に、修学資金制度の導入可能性についてのお尋ねですが、既に国や都において修学資金に関する支援を実施しており、区において実施する予定はありませんが、若年層への、若年層の介護職への就業を促進するため、昨年度より介護職員奨学金公的資金返済支援補助事業を開始したところです。

また、若年層向け介護の仕事啓発冊子を配付する、配付するとともに、介護啓発番組を動画配信サイトに掲載し、若年層にも介護の魅力を発信しております。

○浅川委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 次に、がん検診についてのお尋ねですが、胃がん検診は、国指針に基づき、50歳以上を対象に2年に1回、胃内視鏡検査または胃部エックス線検査を実施しており、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の年1回の検診も可としております。50歳以上の方には2年に1回、胃がん検診の個別通知を送付しています。

令和6年度の胃がん検診の受診率は、胃部エックス線検査で3.6%、胃内視鏡検査で34.1%と、胃内視鏡検査を選択する方の割合が高い状況です。それぞれの検査について、区民が分かりやすく選択することができるよう、引き続き周知啓発を行い、受診率向上に向けた取組を進めてまいります。

また、平日夜間や休日に対応する医療機関についてですが、土曜日か日曜日にがん検診を実施している医療機関は、胃がんが39機関中35機関、大腸がんが103機関中73機関、肺がんが88機関中66機関、子宮がんが15機関中14機関、乳がんが9機関中6機関です。

今後の拡充については、医師の働き方改革の影響も踏まえて、引き続き医療機関や医師会と協議してまいります。

○浅川委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 次に、東京ドームに関わる再開発等についてのお尋ねですが、事業者とはこれまでも適宜意見交換を行っておりますが、現時点において報道発表されている以上の情報提供はございません。また、都との意見交換は行っておりませんが、今後、事業者から整備計画の方向性等が示された場合には、都とも連携しながら協議を進めてまいります。

東京ドーム周辺は、都市マスタープランにおいて、にぎわいと交流を創出する都市交流ゾーンに位置づけられており、本区の中心的な役割を果たす地区としてまちづくりを目指しております。事業者に対しては、区を中心としてふさわしい機能と魅力をさらに向上させ、周辺と一体となった区民の誇りとなるようなまちづくりを進めるよう求めてまいります。

次に、環状3号線についてのお尋ねですが、本区への影響も極めて大きいことから、地域と区民の理解が得られる計画にしていくよう強く都に申し入れているところであり、昭和55年に区議会において全議員より環状3号線の廃止を求める意見書が提出されたことも踏まえ、区として慎重に対応すべきものとの考えは変わり、変わりません。

○浅川委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、子ども・子育て支援金についてのお尋ねですが、特別会計に与える財政的影響については、保険料の算定に必要となる係数が国から示されていないため、現時点で試算等を行うことは困難であると認識しております。

次に、今後の保険料水準についての、水準等についてのお尋ねですが、高齢者人口の増加等に伴い、保険料の上昇傾向は今後も続くと認識しており、さらなる財政支援等について、国民健康保険では区長会を通じて国や都に、後期高齢者医療制度では東京都後期高齢者医療広域連合から国に要望しております。区としましても、算定根拠となる保険給付費の増に対し、健康診査等の保健事業やジェネリック医薬品の普及促進等の医療費適正化、徴収努力による収納率向上などの取組を進めてまいります。

最後に、区民への情報提供や総合支援体制等についてのお尋ねですが、国民健康保険料については、所得に応じた均等割額の軽減など、様々な軽減制度があり、国保便利帳やホームページなどで丁寧な周知に努めているところです。

また、分割納付等の御相談の中で、生活に困窮されている方と判明した場合には、各種相談窓口につなぐ等、適切に対応しております。

○浅川委員長 続きまして、区民が主役、小林委員お願いします。

○小林委員 令和6年度の決算について、区民が主役の会の総括質問を行います。

特別区民税の伸びと格差の広がりについて伺います。

令和6年度の特別区民税は、課税所得水準及び納税義務者数の増により前年度比9億2,100万円、2.4%増の396億2,000万円となりました。ところが、所得は増えても物価高騰に追いつかず、区民の生活の苦しさは変わりません。非課税、均等割のみ課税の対象者には給付金などがあり、課税者向けの定額減税や103万円の壁の引上げ、所得制限なしの高校授業料無償化なども行われましたが、区では非課税者や課税標準額200万円以下の人たちが減り、200万円以上700万円以下の課税者が増える中、非正規で働く低所得の若者やシングルマザー、高齢者などが制度の隙間で置き去りになり、格差が広がっているのではないかと、区の現状を伺います。

再開発について伺います。

資材や人件費の高騰に深刻な人手不足も重なり、自治体の建設工事が軒並みストップしています。工事費が1,810億円から3,500億円に膨れ上がり、計画の見直しを余儀なくされた中野区の中野サンプラザ、目黒区では、工事費が398億円から492億円に上振れし、区民センターの建て替えを断念、新宿区では、駅西南口地区に計画された地上37階建ての複合ビルの建設業者が決まらず、予定地が更地のまま工期完了時期が未定となり、豊島区の池袋西口の大規模再開発も、建設業者が見つからず、解体着工が3年延期になりました。

文京区でも、後楽二丁目再開発の南地区において、延べ床面積30万平米、高さ約170メートルと想定される区内最大の高層ビル建設が予定されています。今年度、都市計画決定される予定ですが、多額の税金が投入される高層ビル建設はコンパクト化すべきではないかという声も聞かれる中、本当に進めて大丈夫なのでしょう。大幅な計画変更は、公的負担の増大につながります。採算を確保するため、高層マンション中心の開発にすることなく、市街地再開発は、本来の役割である公共性、公益性を高めるべきです。伺います。

今後の公共施設整備について伺います。

文京区公共施設等総合管理計画によると、区内の公共施設の大規模改修や更新に関わる費用の総額は、今後10年間で約1,510億円、年平均額で、では約151億円かかる見込みとのことですが、この見込額には昨今の急激な物価高騰は考慮されているのでしょうか、伺います。

昨今、区財政に大きな影響を与えているのは工事費です。令和4年度から6年度までの3年間で入札不調は29件から47件にまで増え、落札者なしのケースは年平均74件に上っていますが、同様に、この3年間の物価スライドが適用された工事の件数と、工事費総額が当初予算に比べどのくらい跳ね上がっているのか、お示してください。また、シビック改修費と工事

費総額に占める割合も併せて伺います。

シビック改修費が区民施設改修費をひっ迫する原因になっていないのか、大規模災害等に備えて、財政調整基金は200億円程度保持したいと言いますが、ならば、学校施設建設整備基金、区民施設整備基金にはどの程度の残高が必要だと考えるのか、お示してください。

今後の公共施設整備マネジメントについて伺います。

現在、公共施設マネジメントをより一層推進するため、システム導入に着手しているとのことですが、中・長期的な見通しや財政負担の平準化等の分析のためだけではなく、今後の公共施設の複合化に対応するためにも重要です。例えば、学校の施設整備において、仮校舎の問題やプールの在り方を検討するのは、改築予定の学校だけの問題にとどまりません。公共施設のための用地が足りない文京区では、防災拠点になる避難所はもとより、地域に開かれた複合施設化が今後の検討課題、課題に入ることが予想され、区全体の方向性を考えるべき場面も多くなります。学校、町会、PTA等の代表で構成される改築基本構想検討委員会だけで決めるのではなく、広く住民に問いかけることも必要なのではないのでしょうか。検討委員会の在り方を今後どのように変えていくのか、方針を伺います。

また、竹早公園・小石川図書館一体的整備について、課題を整理するためワークショップは一旦見送りになっていますが、公園、図書館、テニスコートの利用者がそれぞれ拡充を求めても、限られた土地の中でできることには限界があります。敷地内だけの課題ではなく、区全体の課題として、公園、図書館、テニスコートの在り方を見直すべきです。伺います。

図書館は、今後100年の活用を見据え、今ある区内のどの地域からも1キロ以内に図書館があるサービス体制は維持しつつ、学びの拠点を含め、子どもから高齢者まで多世代が集う滞在型の居場所機能を拡充させること。ユニバーサルデザインへの対応も求められます。公園については、緑の保全と木陰の維持、子どものボール投げができるような広場の確保、防災機能の強化も必要です。そして、テニスコートについては、誰もがスポーツに親しむことができる環境を整えるため、多様化するスポーツへのニーズに応えるための多目的、多目的化を図り、テニスコートは、区内全体及び他地域も含めて必要な面数を確保していく方針に変えるべきです。伺います。

現在、目白台運動公園のテニスコートはみどり公園課が、竹早テニスコートはアカデミー推進部スポーツ振興課の管轄になっており、課題を整理するため、担当課の在り方も整理すべきだと考えますが、区のお考えを伺います。

公園再整備について伺います。

年4か所のペースで進められている公園再整備では、意見交換会を行っているものの、参加者が少なく、工事が始まってから気づく人も多い状態です。今、どの公園のどんな計画が進んでいるのか、課題は何なのか、ホームページにもっと分かりやすく表示し、さらなる住民参画を促すべきではないでしょうか、伺います。

学校の改築や図書館、公園の整備など、公共施設の整備の際には、計画段階から地域住民だけではなく、幅広く区民に周知して、対話を重ねながら合意形成を図り、整備方針を具体化させていくべきです。そのためにも、子どもにも分かりやすい情報提供を行うこと、区から固まった計画や方針を提案するのではなく、先に住民からの提案を受ける形で進めていくべきです。伺います。

そうした区民が主役のまちづくりを実現するため、まちづくり基本条例を制定するべきではないでしょうか。併せて伺います。

誰もが住み続けられる文京区を求めて伺います。

若者の生活と意識に関する調査報告書によると、文京区に住み続けたい人が9割に上りますが、お金の不安や悩みがある費用として、居住費が61%、61.9%と最も高く、住まいや暮らしへの経済的支援を求める人が5割を超えました。39歳までの若者だけではありません。雇用が安定しない就職氷河期世代にとっても、住宅確保は大きな課題です。低所得の若者向けの家賃補助や空き家を活用したシェアハウス等の提供を行うべきです。伺います。

杉並区では、低所得者を対象とした家賃補助事業を、豊島区では、子育てファミリー世帯家賃助成制度をスタートさせました。区では、高齢者・障害者・ひとり親世帯向けの移転費用等助成がありますが、この制度を若者及び低所得者にも拡充すること。最大2万円の家賃補助を収入が増えなかった際に継続すること、併せて伺います。

高齢者の住まいの問題はより深刻です。住宅白書によると、区内の平均家賃は10万5,000円で、低所得者が住まいを探すのは困難です。区営住宅もシルバーピアも戸数が足らず、90歳になろうと順番待ち、都営住宅は100倍、200倍の抽せんですから、何年たっても当たりません。すまいる住宅があると言いますが、そもそも低家賃の物件は少なく、低家賃だとしても、エレベーターなしの2階、3階の物件や、25平米以下のロフト付きや収納なしのワンルームマンションでは、高齢者に紹介されても無理があります。住宅白書には、今後10年間に単身高齢者世帯は数、率ともに増加すると予測されています。住まいは人権という意識を持ち、抜本的に住宅政策の拡充を図るべきではないでしょうか、伺います。

シルバーピアや区営住宅を増設しないと政策決定した根拠は何なのか伺うとともに、せめ

て、すまいる住宅をシルバーピアや区営住宅と同等の家賃で借りれるようにすべきです。伺います。

さらに、都営住宅の空き部屋を貸し出すよう都に求め、老朽化する大塚の都営住宅は区への移管を進め、改修費など必要な財源措置を都に要求するべきです。伺います。

住宅白書によると、区内の民間借家で6万円以下の低家賃住宅は7.8%に限られ、2003年以降ストックも漸減しているとのこと。生活保護の住宅扶助費は5万3,700円では足りません。区は、基準内の家賃が、家賃の物件が一定数あることから、現時点で住宅扶助費の引上げは考えていないと言いますが、実際のところ、例えば6万円の家賃ならば、大家の計らいで住宅扶助費と同額の5万3,700円を家賃とし、管理費6,300円を別に計上して、生活扶助費から流用させることで間に合わせていることが常態化しています。管理費が高ければ高いほど生活扶助費がなくなっていき、物価高騰の折、食べるものにも困る状態になってしまいます。これで健康で文化的な最低限度の生活が送れると思っていますか。区の認識をお伺いします。

さらに、生活保護で施設入所が必要な方の問題です。高齢になろうと、体が不自由になろうと、認知症が始まっても、住み慣れた文京区に住み続けたい気持ちは皆さん同じです。ところが、文京区には施設の空きがない。空きがあっても、生活保護費では費用を賄えないという理由で、令和6年度に生活相談を受けた高齢者の例では、都内では23区以外の西東京市や昭島市など、神奈川県では海老名市や座間市などの施設が紹介され、埼玉を越えて栃木の施設に入所した方もいました。なぜ生活保護受給者は文京区内の施設に入れないのか。例えば、今後、小日向二丁目国有地に個室ユニット型の特養ホームの建設が予定されていますが、生活保護受給者も入所できる立てつけになっているのかどうか、伺います。

現在、国の方針に合わせて、特養ホームは個室ユニット型が中心となり、多床室が減らされていますが、文京区に進み住み続けたいという高齢の生活保護受給者も、区内の施設に入所できるよう、むしろ増やすべきではないのか、伺います。

長期入院する精神障害者の地域移行について伺います。

令和4年に行われた障害者（児）実態・意向調査で、都内の100の病院にアンケート調査を依頼し、長期入院している精神障害者90名中、48名の状況を知ることができました。そのうち11名とコンタクトをとり、地域移行の制度の説明をしたそうですが、その方々の御希望はどうだったのか。その後、地域移行は進んでいるのか伺います。

また、地域移行を行うに当たって、グループホームなど住まいの確保はできているのか、

生活・自立支援のサポート体制は整っているのか、緊急時に対応する中間支援施設や医療機関との連携はできるのか、伺います。

今年度行う同調査では、都外の精神科病院にも対象を広げ、長期入院する残り4割の方々の調査も行うそうですが、地域移行するに当たって、遠方の医療機関との連携に課題があるのではないか、伺います。

厚労省は、9月8日、精神科病院での入院について、強度行動障害の人など、治療効果の見込めない人を将来的には対象外とする考えを示しました。障害福祉施設での受入れを拒まれ、精神科病院に入院する人もいるそうですが、文京区での強度行動障害の人の実態を伺うとともに、入院に至った人の地域移行の課題についても併せて伺います。

教員不足と長期休暇、欠員補充の在り方について伺います。

文京区における公立学校の新規採用教員離職率は、令和5年の4%、4.8%から令和6年は8.1%と増加しています。離職が増加した原因は何なのか、伺います。

また、令和7年2月時点で欠員67名、うち産休47、病欠13、退職7、充当は57名、うち正規2、非正規53、そのうち時間講師16名、不足が12名でしたが、令和7年4月及び9月時点での欠員・充当・不足の人数を内訳も併せてお示してください。

また、欠員が生じた際の充当について、正規で2名しか補えず、96%以上が非正規で、そのうち時間講師が3割を占めていますが、教員の長時間労働や負担の原因になっているのではないか、伺います。

教員の負担を軽くするために、スクールサポートスタッフやエデュケーションアシスタントの全校配置を行っていますが、成果と課題をお伺いします。

教員の負担を軽くするための一番の特効薬は教員数を増やすことです。都に人員の拡充を求めるとともに、教員になりたい人を増やすために、国に給特法の残業代不支給制度を廃止するよう求めるべきです。伺います。

不登校と学習権の保障について伺います。

令和3年度と比較して、令和5年度の不登校の児童数が小学校では45名増加し184名に、中学校では67名増加し202名になりました。コロナ禍を経て、学校生活も落ち着いてきたところで、不登校の児童・生徒数が増加した理由はなんですか、伺います。

区は、小学校における教科担任制の実施や学び、子どもの学び支援事業として、スクールソーシャルワーカーの全校配置、学びの架け橋を20校に拡充するなど、対応に尽力していますが、その成果と課題について伺います。

それらの不登校の予防や早期の対応も大切ですが、令和5年度、不登校が前年度から継続していた児童・生徒は小学校が90名、中学校では122名おり、長期化の傾向にあります。長期化、長期欠席している不登校の児童・生徒のうち、ふれあい教室にも通えず、オンラインシステムにも参加できていない児童・生徒たちは、普段どのように過ごし、どのように学習権が保障されているのか伺います。

生活困窮世帯学習支援事業について伺います。

令和6年度、小・中学生はてらまっち、高校生はキッズドアが担っていた生活困窮世帯学習支援事業ですが、令和7年度、生活困窮世帯の抱える多様なニーズに応じた包括的な支援を切れ目なく実施するため、小・中・高の学習支援事業が一本化され、キッズドア1社で担うことになりました。てらまっちでは、これまで通っていた子どもたちからアンケートをとり、続けてほしいという多くの声に押され、区からの委託事業ではなくなったものの、開設当初の自主運営に近い形で事業を継続しており、これまで以上に不登校や発達障害等の課題を抱えたお子さんの支援に移行しつつあるとのこと。区は、てらまっちの今後の運営の持続性についてどのように考えているのか、伺います。

一方、キッズドアに切り替えたお子さんの保護者からは、開催場所が遠くなったため通いにくくなったという声や、受験を目指しての指導を希望していたが、大学生の先生による指導で内容的に物足りないという声も上がっています。小・中・高という幅広い世代の子どもたちの多様なニーズに応えられているのか伺います。

長年、地域で子どもたちを支えてきたてらまっちですら、学校も含めた地域連携の希薄さを課題として捉えているところ、キッズドアではどのような成果を上げているのか、伺います。

緑の保全について伺います。

この夏、東京でも35度を超える猛暑日が続き、連日、熱中症警戒アラートも発信され、外出を控えるよう注意を呼びかけられました。そのため、公園やテニスコートは人気もなくがら、樹木の少ない公園では木陰がないためツツジも枯れ、強剪定された街路樹の下では下草も枯れました。ある日、竹早テニスコートで地面から1メートルの高さの温度をはかると50度近くになったそうです。今こそ、ヒートアイランド対策として、緑の保全と拡充を抜本的に行うべきです。伺います。

文京区の緑被率は、東大や小石川植物園、豊島岡墓地などの樹林地頼みの現状があります。区でも、公園や学校の再整備では樹林や自然園の保全を行い、街路樹も含めて、樹木が健全

に育つ剪定や管理を心がけ、樹冠被覆率を上げていくべきです。伺います。

さらに、民有地についても、緑が増えるよう補助金を拡充するなど、施策を強化すべきです。伺います。

スフィア基準に合わせた避難所運営とペットの同行避難について伺います。

令和6年の能登半島地震を受け、国や都は、スフィア基準に基づき避難所の環境を改善しようと、1人当たり3.5平米の居住スペースなどの方針を示しました。今後、区は避難所運営ガイドラインを改定しますが、スフィア基準に基づけば、避難所には現在想定している収容人数の半数しか入れません。今後、改築を予定している学校については、スフィア基準に基づく避難所が開設できるよう、設計の段階からスペース確保や動線についても一緒に考えるべきです。伺います。

また、在宅避難を進めるため、マンション等の耐震化率や木密地域の不燃化率を一層上げるべきですが、具体的な施策を伺います。

避難所には1日分の食料しか備蓄されていません。道路事情等により、都から備蓄食料が届かないことも想定され、さらに、避難所は在宅避難者の備蓄食料の受渡し場所にもなっています。少なくとも3日分の食料の備蓄が必要です。併せて、二次避難所の食料も備蓄を増やす必要があるのではないか、伺います。

令和6年、区に登録されているペットの犬は6,747頭にも上ります。登録せずとも、猫を飼っている人も多く、ほかにも鳥や爬虫類など、多種多様なペットを飼っている人もいます。東京都避難所運営指針では、ペットは全ての避難所で受入れ体制を確保すると示され、各避難所でも、これからペットの同行避難についてのルールをつくる段階にありますが、現在、各避難所に備蓄されている5個の中・大型犬用サークルでできることは限られています。まずは地域住民に飼われているペットの種類や頭数、同行避難に関する意識の調査を行い、避難所ごとのルールづくりの際にはペットを飼う当事者も参加して話し合うべきです。伺います。

また、在宅避難の推進と同様の方法で、避難所の現状や受入れには多くの条件があることなどを丁寧に周知し、まずは各自が在宅避難及び同行避難の準備を進めるべきです。伺います。

最後に、民泊について伺います。

国家戦略特区エリア、特区エリアとして、特区民泊事業を推進してきた大阪府では、外国人宿泊客と住民とのトラブルが絶えず、寝屋川市をはじめとする8市町が特区エリア離脱の

意向を示しています。都内でも、豊島区では住宅宿泊事業法の条例改正についての検討を始めており、新宿区では12の民泊事業者に対して業務停止命令を出すなど、取締りの強化を進めています。

文京区でも、令和7年7月現在、民泊は307件に増えていますが、豊島区や新宿区にない、規制や指導の強化をするべきです。伺います。

また、フロントのないホテルや旅館も増えています。意見交換会では、住民からトラブルがあった際の緊急対応やごみの管理などへの不安の声が多数上がっていますが、区として十分に対応ができているのか、伺います。

以上です。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 小林委員の御質問にお答えいたします。

初めに、特別区民税の課税者層の変化と格差の広がり現状についてのお尋ねですが、非課税者数につきましては、生活扶助受給者が846人で昨年度に比べて46人の減、障害者が1,213人で21人の減、未成年者が535人で90人の増、寡婦等が1,415人で85人の減、条例に定める一定金額以下の者が4万2,311人で147人の減となっており、合計では4万6,320人で、209人の減という状況になっております。

なお、特別区民税は所得に対して賦課される性質上、課税・非課税の区分のみから個々の生活実態や個別の事情まで把握することはできませんが、納税に際し、生活困窮ほか様々な困難を抱える方々につきましては、生活福祉課の自立相談支援窓口等の御案内をはじめ、関係部署と連携し、個別の事情に応じ、丁寧に対応しております。

○浅川委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 次に、後楽二丁目南地区再開発についてのお尋ねですが、本地区では、平成16年から後楽二丁目南地区再開発協議会において、また、令和4年からは再開発準備組合において、再開発事業によるまちづくりの検討が進められ、この間、都や関係機関との協議が重ねられてきたものであり、適切な規模の計画であると考えております。現在、市街地再開発事業の計画が具体化したことから、都市計画決定に向けた手続に着手したところです。

本地区は、都において国際ビジネス、ビジネス交流ゾーンに位置づけられております。そのため、本事業においても、業務・商業・住宅等の用途を主とした複合市街地の形成を目指していることから、マンション中心の計画ではございません。また、駅と周辺市街地をつなぐバリアフリーの歩行者ネットワークの整備、文京区の玄関口としてふさわしい広場や周辺

地区と連続した潤いある緑地空間の確保、地域防災力の強化などに取り組むことから、公共性、公益性の十分な向上は見込まれる事業であると認識しています。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、公共施設等総合管理計画における工事費の見込額についてのお尋ねですが、公共施設等の大規模改修・更新等に係る費用については、令和5年度の計画改定時の物価高騰や地域の実情を踏まえ、令和元年度以降に本区において実施した工事实績により設定した単価を基に算定しております。

引き続き、物価高騰の影響や今後の工事实績等を勘案しながら、中間見直し等の際に、計画の見直し額を更新してまいります。

次に、令和4年度から6年度までの工事費総額についてのお尋ねですが、インフレスライドが適用され、契約変更を行った件数は、4年度が9件、5年度が6件、6年度が11件となっております。また、工事費総額は、4年度が当初予算147億600万円に対し決算額135億6,300万円。5年度が当初予算121億3,600万円に対し決算額113億9,600万円。6年度が当初予算139億1,600万円に対し決算額119億5,700万円となっております。また、工事費総額のうち、シビックセンター改修経費の占める割合は、4年度が51億7,300万円、38.1%。5年度が6億9,500万円、6.1%。6年度が12億2,400万円、10.2%となっております。

次に、特定目的基金等についてのお尋ねですが、施設整備に係る特定目的基金については、各施設の状況によって経費が大きく異なり、基金、基金以外にも国の補助金や起債等も活用するとともに、近年の資材の高騰等の影響も踏まえると、基金残高の目安をお示しすることは難しいと考えております。

なお、シビックセンターの改修については、改修基本計画に基づき、費用の縮減及び平準化に努めているため、区民施設の改修費用を圧迫しているとは考えておりません。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、改築基本構想検討委員会の在り方に関するお尋ねですが、学校改築に当たっては、これまでも改築基本構想検討委員会だけで、だけではなく、地域説明会やPTA、町会の集まりなどの機会を捉えて説明を行うとともに、区のホームページでも広く周知し、意見を集めるなどを行ってまいりました。現在進めている千駄木小学校、文林中学校、千駄木幼稚園等の改築事業では、基本設計を進めるに当たり、学校や地域の方に加え、公募区民にも参加いただく地域懇談会を公開の場で開き、検討の様子は改築だよりやSNSなどで広く情報提供しております。

今後も引き続き、保護者や児童・生徒をはじめ、地域の多様なニーズを反映できるよう情報発信に努め、広く意見を集約し、学校の改築事業を進めてまいります。

次に、竹早公園及び小石川図書館一体整備についてのお尋ねですが、現在、施設所管の3部及び企画政策部による検討体制により、中間のまとめに対していただいた御意見・御要望・課題等について整理を進めており、整理に当たっては、各施設における区全体の状況や課題等も確認してまいります。

なお、各施設に求められる機能や規模等については、各施設の利用者等と対話による議論を深めながら合意形成を図っていくことが重要と考えております。

また、小石川図書館については、図書館全体の機能やサービスを充実する機会と捉えており、ユニバーサルデザインへの対応を含め、多様な学習活動を支える環境づくり等、誰もが使いやすい図書館となるよう検討してまいります。

○浅川委員長 小野土木部長。

○小野土木部長 次に、竹早公園の機能についてのお尋ねですが、竹早公園の整備においては、緑を確保しつつ、広場や防災施設等、公園に求められる機能を整理するとともに、地域のニーズを踏まえた計画となるよう検討を進めてまいります。

○浅川委員長 長塚アカデミー推進部長。

○長塚アカデミー推進部長 次に、テニスコートの多目的化と必要な面数の確保に関するお尋ねですが、中間のまとめでお示した案に対する賛否も含め、様々な御意見・御要望をいただいております。こうしたものを踏まえながら調査を進めているところでございます。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、担当課の在り方についてのお尋ねですが、現在、施設所管の3部及び企画政策部による検討体制により、中間のまとめに対していただいた御意見・御要望・課題等についての整理を進めているところです。そのため、現在の体制を見直すことは考えておりません。

○浅川委員長 小野土木部長。

○小野土木部長 次に、公園再整備における住民参画の促進についてのお尋ねですが、公園再整備では、これまで整備の検討内容や課題などについてニュースレター等により地域の方々へお知らせしておりましたが、今後は、ホームページ等、ホームページを有効に活用し、さらに分かりやすい情報の提供に努めるとともに、地域の方々からより多くの御意見等をいただけるよう取り組んでまいります。

○浅川委員長 新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 次に、公共施設整備における合意形成等についてのお尋ねですが、区としても区民の声を丁寧に聞きながら、公共施設を整備していくことの重要性は認識しており、これまでも意見交換会等において区民と対話を重ね、合意形成を図ってきました。

本区では、自治基本条例において、区政運営の理念である協働・協治について定めており、「文の京」総合戦略の基本構想を貫く理念として、みんなが主役のまちを掲げております。まちづくり基本条例を制定する考えはございませんが、引き続き、幅広い区民の声を踏まえた合意形成に努めるとともに、分かりやすい情報提供にも努めてまいります。

○浅川委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 次に、低所得の若者向けの家賃補助等についてのお尋ねですが、低所得の若者に対する家賃補助を行う考えはございませんが、今後も都営住宅の活用のほか、都の取組の周知等を通じて、必要とする方への支援を行ってまいります。

○浅川委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 次に、空き家を活用したシェアハウス等の提供についてのお尋ねですが、住宅として活用可能な空き家については、空家等利活用事業による利用、利用希望者とのマッチングを推進しております。加えて、シェアハウス等の多様な住まい方について情報提供を行うことで、区民の住まいの選択肢を充実させてまいります。

○浅川委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、移転費用等助成についてのお尋ねですが、現時点において、本事業の対象者や期間を拡充する考えはございません。

○浅川委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 次に、住宅施策の拡充についてのお尋ねですが、住まいは健康で文化的な生活を営むための基盤となるものと認識しております。今後も、文京区住宅マスタープランに基づき、住宅、住環境施策の着実な取組を推進してまいります。

○浅川委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、高齢者の住まいについてのお尋ねですが、本区では、区内の住宅ストックや人口増等の状況を踏まえ、平成16年3月策定の第三次住宅マスタープランにおいて、住宅供給からストック活用へと転換を図り、施策を実施してきており、高齢者の住まいに関する事業についてもその一つとなります。

また、すまいる住宅登録事業につきましては、新たな家賃助成等は考えておりませんが、

これまでも居住支援協議会等の意見も踏まえ、面積要件や耐震要件の変更等により、登録住宅の増加を進めております。

今後も、住宅確保要配慮者が活用できるよう、不動産関係団体等と連携し、低家賃の物件も含め、より多くの住宅の確保に努めてまいります。

なお、都営住宅の活用方法については、都において検討がなされるべきものと考えていることから、都に対して移管等を求める考えはございません。

次に、生活保護世帯の住居における管理費の、管理費についてのお尋ねですが、アパートの賃貸契約に当たっては、本人がその内容を確認の上、契約しているところですが、生活保護受給者の方にとって過度な負担とならないよう、生活状況の把握に努め、関係機関と連携し、必要な情報提供に努めてまいります。

○浅川委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 次に、生活保護受給者の区内の施設への入所に関するお尋ねですが、特別養護老人ホームの入所において、所得による制限は設けておりません。生活保護を受給する方は、本人の心身の状況や経済状況等に基づき、生活保護基準の範囲において適する施設を選択し、入所いただくこととなります。

次に、特別養護老人ホームの整備に関するお尋ねですが、国においては、ユニット型施設の整備を推進しており、小日向二丁目の特別養護老人ホームにおいても、ユニット型の整備を進めているところです。このため、多床室を増やすことは考えておりませんが、様々な理由から多床室を必要とする方もいることから、大規模改修による一時的な休止を除き、多床室の維持に努めてまいります。

○浅川委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 次に、長期入院している精神障害者についてのお尋ねですが、4年度に実施した障害者（児）実態・意向調査において、都内精神科病院に1年以上入院中で、入院治療を要さず退院希望があると回答した区民11名を対象として、5年度、6年度に聞き取り調査を行いました。病院に訪問して聞き取りができた6名に対して、地域移行に向けた取組やサービス等について説明し、改めて意向を確認したところ、4名が退院を希望しました。

地域移行の進捗については、令和7年4月1日時点で11名中6名が退院しており、3名がグループホーム、宿泊型自立訓練施設、救護施設に入所しております。5名の方は、家族の反対や退院意欲の減退、症状が安定しないなどの理由で入院を継続しています。

次に、地域資源についてのお尋ねですが、区は、精神障害にも対応した地域包括ケアシス

テムの構築を目指して、関係機関との協議を進めており、精神科長期入院患者の地域移行についても、住まいの確保や必要な支援等の課題を検討しております。

入院から地域生活への移行に際しては、自立支援給付の地域移行支援を活用し、住まいの確保や居宅介護等のサービスを調整するなど、環境を整える支援を行っております。また、地域での生活を支えるために、自立支援給付の地域定着支援を活用して常時の連絡体制を確保し、相談や必要な支援を行っております。さらに、受診継続に課題がある対象者については、安定化支援事業での通院同行を行うなどの支援を行っております。

緊急時の対応については、医療機関と連携し、体調不良時の対応方法を事前に支援者間で共有し、体調不良の兆候を把握した場合には、早期に医療機関につなげております。

引き続き、地域の関係機関と連携し、長期入院患者の地域移行を推進してまいります。

次に、遠方の医療機関との連携についてのお尋ねですが、医療機関が遠方である場合、区で既に構築された医療機関や事業者との連携体制が活用しにくい面があり、退院、地域移行に向けて医療機関が所在する地域ごとに新たな連携体制を構築する必要があります。このため、入院医療機関所在地の自治体等とは、対面だけではなく、電話やウェブ会議などを活用して積極的に連携、連絡をとりながら、退院に向けた支援を行っていくことが必要であると考えております。

○浅川委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、強度行動障害のある方についてのお尋ねですが、障害福祉サービスの利用申請後に実施する障害支援区分認定調査において、行動関連項目が10点以上の方は強度行動障害に関する支援対象者に該当し、本年9月末の人数は154人となっています。強度行動障害のある知的障害者の方の入院については、本人の状態が落ち着くまでの一時的なものと認識しておりますが、退院に当たっては、本人に合った居住環境や日中活動など、障害特性に応じた適切な環境設定や支援をどのように行うかが課題であると考えております。

今年度実施する障害者（児）実態調査、実態・意向調査では、強度行動障害のある方についてニーズ把握できる項目を追加していることから、調査結果を踏まえ、支援体制の充実に向けた取組を検討してまいります。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 次に、新規採用教員の離職が増加した原因についてのお尋ねですが、離職原因は様々であり、本人のライフスタイル等に関係していることもあり、増加した原因については把握しておりません。

次に、教員の欠員状況についてですが、令和7年4月1日時点の欠員は42名であり、産育休36名、病休6名です。正規、非正規別の充当数は、正規1名、非正規37名です。また、9月1日時点の欠員は50名であり、産育休42名、病休8名です。退職した教員はおりません。正規、非正規別の充当数は、正規1名、非正規44名です。

次に、教員の負担などについてのお尋ねですが、学校では組織的に校務分掌を行っており、一部の教員に負担が偏ることがないように進めております。また、スクールサポートスタッフやエデュケーションアシスタント等の人員を配置し、教員の長時間労働の改善や負担軽減を図っております。さらに、児童・生徒への1人1台タブレット端末の貸与や、各教室に配置された電子黒板等のICT活用による授業準備の効率化も教員の負担軽減につながっていると認識しております。

今後も、教員の負担軽減に努めてまいります。

次に、スクールサポートスタッフ及びエデュケーションアシスタント配置による成果と課題についてのお尋ねですが、まず、成果については、教員1人当たりの1か月間平均時間外在校時間が短縮されており、スクールサポートスタッフ及びエデュケーションアシスタントによる補助等が寄与しているものと考えております。課題については、引き続き適切な人材を確保することと認識しております。

次に、国や都への要望についてのお尋ねですが、都に対しては、人員の拡充等について、特別区教育長会を通じて要望しているところです。また、現在、国の責任において法整備が行われておりますので、教職調整額制度の廃止を国に要望する考えはございません。

次に、不登校児童・生徒数が増加した理由についてのお尋ねですが、全国の小・中学校における、不登校児童・生徒の数は依然として増加傾向が続いており、本区においても同様の状況が見られております。不登校に至るプロセスは千差万別であり、その要因や背景はコロナ禍以降も複雑・多様化していることから、現時点で増加の理由を明確には把握しておりません。

次に、教科担任制などの学校における取組の成果と課題についてのお尋ねですが、成果として、教科担任制については、専門性の高い教員が教科担当することにより、授業の質の向上や、中学教育、中学校教育への円滑な接続が可能になっているものと認識しております。

スクールソーシャルワーカーの全校配置は、専門的な知見に基づいたアセスメントを行う機会が増加することにより連携する体制が強化され、効果的な支援につながっているものと認識しております。

校内居場所対応指導員の配置では、子どもたちが安心して過ごすこと、過ごすことができる環境を確保することで、それぞれのペースで学校復帰を選択できるようになり、学級参加の機会が増えた、校内居場所で給食を食べ、放課後まで過ごしたなど、学校とのつながりを維持できるようになったことが挙げられます。課題としては、適切な人材確保や関係職員間のさらなる連携強化が必要と考えております。

次に、区の事業を利用していない児童・生徒についてのお尋ねですが、欠席が続いている場合には、学校において担任などからの電話や訪問によるアプローチを実施しております。区の既存事業を利用していない場合でも、民間フリースクールや地域の居場所、支援機関での関わりなど、児童・生徒及び各家庭の状況により様々な過ごし方をしていることを把握しております。こうした状況を踏まえ、教員のほか、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが家庭や関係機関と連携し、子どもの興味関心や学習レベルに合わせた学びの保障に取り組んでおります。

不登校の児童・生徒が教室以外の場所でも学習でき、安心して過ごせる居場所の確保や、それぞれの状況に合う多様な学習機会が得られるよう、引き続き、家庭への情報提供や関係機関との連携による支援に努めてまいります。

○浅川委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 次に、地域団体の活動支援についてのお尋ねですが、本区では、地域で子どもや家庭を支える多様な団体の取組を重要な地域資源と捉えており、社会福祉協議会と連携しながら、持続的な活動基盤の強化を図るための支援を行っているところです。

今後も、住民同士が支え合い、緩やかなつながりによるセーフティネットが充実していくよう、必要な支援を進めてまいります。

次に、生活困窮世帯学習支援事業についてのお尋ねですが、子どもたちの多様なニーズへの対応につきましては、本年度末に利用者全員を対象としたアンケートを実施し、事業内容の評価を行う予定です。具体的な意見や要望を丁寧に収集し、今後の取組に活用してまいります。また、本年度より、学習支援に加え生活支援も実施していることから、複合的な課題を抱える世帯に対し、支援関係機関と連携した対応を実施しております。

今後も、連携事例を積み重ね、よりきめ細かな対応を目指してまいります。

○浅川委員長 小野土木部長。

○小野土木部長 次に、緑の保全と拡充によるヒートアイランド対策についてのお尋ねですが、区ではみどりの基本計画に基づき、街路樹を含む公共施設や民有地の緑地の保全及び緑化の

推進を着実に進めており、緑のネットワークの構築等に取り組んでおります。

引き続き、緑豊かな都市環境の形成により、暑熱環境の緩和に努めてまいります。

次に、緑の保全と適切な維持管理による樹冠被覆の拡大についてのお尋ねですが、街路時及び公園等の既存樹木については、樹木診断の結果や木陰の創出等の観点を踏まえ、適切な保全と維持管理により樹冠の確保に努めてまいります。

次に、民有地における緑化施策の強化についてのお尋ねですが、区では、緑の保護条例に基づき、これまで民有地の屋上等緑化や保護樹木・樹林の管理に要した費用について一部補助を行っており、今後も、みどりの基本計画を踏まえ、効果的な制度の周知や補助の拡充について検討してまいります。

○浅川委員長 榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長 次に、スフィア基準に基づく学校の設計についてのお尋ねですが、——すいません、声枯れていて。学校施設の改築に当たっては、施設本来の用途を基本としつつ、避難所としての必要となる機能等について教育委員会と情報共有を図ってまいります。加えて、学校の改築や大規模改修等の機会を捉え、避難スペースの確保など、国や都の動向も踏まえた避難所の課題や必要な機能等について、教育委員会と協議してまいります。

○浅川委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 マンション等の耐震化及び木密地域での不燃化に向けた具体的な施策についてのお尋ねですが、耐震化に関しては、平成20年3月に文京区耐震改修促進計画を策定し、これを受け、耐震化、耐震改修促進事業を開始しました。以降、耐震改修工事等への補助に加え、アドバイザー派遣制度や戸別訪問等により、耐震化率向上に努めてまいります。

不燃化に関しては、大塚五丁目及び六丁目において、平成26年度より都の防災都市づくり推進計画に基づき不燃化特区の指定を受け、不燃化建て替え及び老朽建築物の除去、除却に係る費用助成、建築士等の専門家を派遣する技術支援などにより不燃化に努めてまいります。

○浅川委員長 榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長 次に、防災食糧についてのお尋ねですが、区では都と連携し、被害想定における総避難所避難者数の3日分の食料を備蓄しております。将来的に都が避難所運営指針で示している国際基準に近づけていけるよう、継続して二次的な避難所の確保に取り組んでまいります。この取組は総避難所避難者数の変更によるものではないため、新たに食料の備蓄量を増やす考えはございません。

これら備蓄食料については、現在各避難所への1日分に加えて地域の拠点倉庫に配置して

おり、今後も適切な配置に努めるとともに、国や協定自治体、事業者等、多様な調達ルート
の確保にも取り組んでまいります。

次に、ペットの同行避難についてのお尋ねですが、区では、避難時、災害時における避難
所へのペット同行避難を想定し、ホームページ等で周知するとともに、避難所での生活も想
定した日頃からのしつけについて啓発に取り組んでおります。ペットの実態把握や同行避難
の意識調査を行う予定はございませんが、避難所運営ガイドラインの改定を検討する中で、
ペット同行避難の課題や対応について整理し、関係団体からの意見を聴取する予定です。ま
た、各避難所でのペット受入れのルールについて、避難所運営協議会と協議するとともに、
訓練等の機会を捉え、飼い主等の意見聴取にも努めてまいります。

今後も、在宅避難の推進と同様に、避難所での限られた環境を示しながら、同行避難の具
体的なイメージや在宅避難の重要性について理解が深まるよう、様々な機会を捉えて、さら
なる周知啓発に努めてまいります。

○浅川委員長 矢内保健衛生部長。

○矢内保健衛生部長 次に、住宅宿泊事業についてのお尋ねですが、区は平成30年の住宅宿泊
事業法施行に伴い、区民の生活環境の悪化を防止することを目的とし、文京区住宅宿泊事業
の運営に関する条例を制定しました。本条例により、区内のおよそ70%を占める住居専用地
域、住居地域、準工業地域及び文教地区においては、日曜日の正午から金曜日の正午までは
事業を行うことができないよう制限を付しております。また、事業開始前に近隣住民へ周知
を行うことを義務づけております。

事業者に対しては、事前相談時に近隣住民とのトラブルを避けるために、丁寧な周知を行
うよう指導しております。さらに、区民の生活環境の悪化を防止する適正な運営を確保する
よう、事業開始前にきめ細かに指導を行っております。また、事業開始後に苦情等が寄せら
れた場合には、事業者に対して速やかに連絡を行い、適切に対応するよう指導しております。

現時点で規制ルールを強化する考えはありませんが、今後も事業者への指導を徹底すると
ともに、他自治体の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

最後に、旅館・ホテル営業についてのお尋ねですが、平成30年の旅館業法改正により、フ
ロントの設置義務が緩和され、ビデオカメラ等、I C T機器による代替が可能となりました。
区は営業許可申請時にフロントを設置しない旅館・ホテルの事業者に対しては、事故が発生
したときやその他の緊急時において迅速な対応を可能とするため、原則として徒歩10分程度
で事業者等が駆けつけることができる体制を整備するよう指導しております。このことによ

り、フロントと同等の機能が確保され则认为しております。

また、事業者に対して、説明会等において、区民から寄せられた意見等については可能な限り対応するよう要請するとともに、ごみの管理などの苦情等が寄せられた際には、適切に対応するよう指導しております。

○浅川委員長 以上で、総括質疑は終了いたしました。

理事者の移動がございますので、少々お待ちください。

それでは、ここで、本日の総括質疑における各会派の時間実績が集計されましたので、50分を超過した会派について、副委員長から御報告をいたします。

○板倉副委員長 それでは、総括質疑の目安とされました50分を超過した会派について、その実績を報告いたします。

日本共産党、石沢委員が25分超過、公明党、宮本委員が2分超過、AGORA、浅田委員が1分超過、区民が主役、小林委員が2分超過ということです。

総括質疑で超過した分につきましては、各会派の持ち時間から差し引かせていただきます。以上です。

○浅川委員長 よろしいでしょうか。

それでは、内容審査に入ります。

報告第1号、令和6年度文京区一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

まず、一般会計歳入、1款特別区税の質疑に入ります。主要施設の、あ、主要施策の成果の56ページから63ページまでの部分です。

御質疑に当たりましては、必ずページ数をお示しいただくようお願いをいたします。

また、事前に質問人数を把握するため、委員会、あ、委員長から挙手を求めますので、質問する委員の方々は御協力をお願いいたします。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。もう一度ちょっとお願いします。

どうぞ、手を下ろして大丈夫ですね。一応、56ページから63ページということで御質問の方、今、挙手をお願いしました。

それでは、金子委員、お願いします。

○金子委員 56、57の滞納繰越分の数字が出ていますけども、そこに関わって、税務概要の数値ちょっと聞きます。昨年の決算でも、税務概要の38、39ということで、納付誓約から、その他というところまで、滞納処分の方の類型の結果出てますよね。私たちは、平成28年頃だったと

思いますけども、猶予制度が申請に基づいてできるというような法改正があつてね、これは多くのやはり事業者さんなどを中心として、きちっと知らせ、使われる要件に当てはまるのであればきちっと使われる必要あるというふうに思っています。

そこで、最初にちょっと実績聞きますけども、これ猶予出ている43件の実績の申請と職権によるもの。それから、昨年、徴収猶予というのは条件がかなり厳しくて、激甚災害ということになりましたけども、昨年は、あ、昨年って令和5年は実績なかったんだけど、この実績もあれば併せてお伝えいただきたいんですけども。

○浅川委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 令和6年度の猶予内訳ですけれども、徴収猶予1件、申請による換価の猶予産3件、職権による換価の猶予が39件となっております。

○浅川委員長 金子委員。

○金子委員 年によって変動はあると思うんですね。それで、昨年もお伝えしたところなんですけども、この猶予制度についてはね、要するに納付期限が迫ってきたり、過ぎちゃったりする場合に、督促から始まって、催告とか特別催告とか手紙出しますよね。その中にね、去年は令和5年の実績って言ったからそうだったんだけど、圧着はがきで、小さい字でね、猶予制度ありますよって書いてあるということでした。その後、昨年はちゃんと紙に書いて、それから、この猶予制度のそういう制度が28年ぐらいに、平成でね、できたという制度趣旨もきちっと書いて知らせあげると、そういうことによってね、納付相談になるという、私はそういう求めをしたということですけども、その後、そういう周知というのはどのようにやっているのかね。とりわけ、この換価の猶予の制度趣旨などについては、どのような表現でお伝えをしているのかお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 令和6年1月から督促状ですけれども、圧着式から封書とさせていただきます。これは納付書のほうにeL-QRのコードがつけることが可能となったということで、ちょっと形式を封書に変えさせていただいているところです。そのため、圧着式だと文字がちっちゃいとか、限られたスペースになりますよということで、見づらいというお話を以前させていただいたところですが、当然、封書になったということで、お知らせはA4サイズになりましたし、レイアウトのほうも行間が広がって、文字も若干見やすくなったのかなというところになっています。

猶予制度についてはですね、適用条件がございますので、そもそも納付が難しい状況は

個々に違います。ですから、細かく書かせて制度をいただくというよりは、まずは御相談をいただきたいということで、私ども、今回の封書の案内のほうにも端的に明記をさせていただいているところでございます。

○浅川委員長 金子委員。

○金子委員 そのお手紙、見せていただきましたけども、こう書いてあるんですね。文章を全部読みますと、災害等により一時的に納付することができないときや、一時的に納付することにより事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるときなど、一定の要件に該当するときは申請で猶予できますということで、この前段のほうのね、災害等によるというのは、これはなかなか激甚災害とか、今年1件あったということでしたけども、なかなか例は去年ないはずだし、激甚災害だったらそれは猶予になりますよというんで、それはあんまり迷わないと思うんです。問題なのは、その後の一時的に生活維持を困難すると、ここのところの表現というのをね、もっと前段の一般の猶予とは別で大きく見せて書くと、それから要件をいろいろいっぱい書くと、それは、やっぱりそれはバリアになっちゃうので、書かなくていいんだけど、1点ちょっとお願いしておきたいのはね、納期限から3か月以内は申請、申請できると、ここですよ。だから、納税者の方は、やっぱり期限過ぎちゃったり近づくとか困っているわけですから、どきどきして行かなくなっちゃうということだけでも、制度上は納期限3か月過ぎても、要件に当てはまればですよ、そのさっきのいろんな、できると、申請できると。ここはね、きちっと大きく書いて見せてあげると、お伝えしてあげるということは私は必要だという、昨年に続いてお願いしておきますけども、その点だけ御答弁いただけますか。

○浅川委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今、いただきました納期限から3か月以内という条件のほうを記載してはいいかがという御意見のほうなんですけれども、やはり、こちらの申請による換価の猶予ができない方もいらっしゃいます。書くことで期待をちょっと持たせてはいけないのかなというよりも、そもそも督促が出ている状況です。速やかにですね、お支払いが厳しいということであれば、もうとにかく私、私ども文京区のほうに御相談をいただきたいというところが一義的にはございますので、より分かりやすく、よりあっさりした形で、引き続き、そういった文章形式でやっていきたいと思っております。

○浅川委員長 金子委員。

○金子委員 そういう答弁ですけども、私はそのところはね、より一層の改善を求め、お手紙

のほうも若干まだ紙に余白がありますので、そのところは考えていただきたいと思います。

いずれにしろ、この換価の猶予の制度は、そういうことで新しくつくられて何年か運用されていますけども、納税者の皆さん、特に、今、地域経済という点では本当に困難を抱えていますのでね、納税者の皆さん、事業者の皆さんなどが全国的には非常に活用して助かるよという事例が、私たちも相談を受けてありましたけども、そういうものになっていますので、個々の実情に応じて納税緩和制度が多くの方に使われると、要件に当てはまるならですよ、もちろんね、ということで、さらなるこのお知らせの内容などについても改善を求めています。申告納税の趣旨が生きるということでやっていただきたいというふうに思っております。

これは以上です。

○浅川委員長 続いて、たかはま委員。

○たかはま委員 56ページ、特別区民税、ふるさと納税の流出抑制について、区民への情報提供の視点でお伺いしたいと思います。

2025年の区民税流出額は23区で初めて1,000億円の大台に乗ったという中で、特別区長会が返礼品目的の言わば官製通販となっていると厳しい指摘をしているように、区の歳入で見れば不合理な税制でも、個人に焦点を当てれば、この通販に手を出すのが最適解となっていますから、この熾烈な商戦が収まることはないと思っています。だからこそ、区民の皆様には、この制度がいかに不合理であるかというのを知っていただき、制度を変えるよう我々国民も国に働きかけていくべきで、ホームページ、チラシ等、有効活用が必要でございます。その点は先ほど総括で答弁がございましたが、周知啓発については以前から指摘をしており、現状では不十分です。これまでの取組でどのようなメッセージが不足していて、今後、どのように届けていくと考えているか、御認識を伺います。

○浅川委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 このふるさと納税制度の改善というところについては、特別区長会を通じて従来より国に要望をしているというところでございます。このたびの文京区のホームページにも、実際に文京区で幾ら流出額があつて、それが例えば学校1校分の改築費用に当たるですとか、具体的な事例を挙げてホームページのほうでも周知をしているところです。

それから、今回、特別区長会のほうで作成したチラシがございます。そのチラシを我々もいただいております、そのチラシを、今、総務課の窓口のほうにも配架をしているというところで、そういったところで改めてこの不合理な税制というところについては区民のほう

に周知をしていく取組を行っているところでございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知いたしました。近隣でも自分の区に当てはめて、例えば北区さんだごみ収集1年分ですよとか、分かりやすいホームページを見やすいところに載っているというところで、文京区でもやっていただいていることが、区民の皆様の目に留まる場所にしっかりと載せていただきたいなと思いますし、チラシという御答弁あったのは、これですよ、すごくインパクトがあるなというふうに思っています。このままでは住民サービスが危ないといったところ、こういう危機感を区民の皆様と共有したいと思いますが、総務課の窓口だとちょっとうまくなかなか伝わらないのかなというふうに思いますので、この工夫はぜひやっていただきたいなというふうに思います。

ほかの区では、不合理な税制改正等に対する特別区の主張ということで、区報を大きくとって載せているようなところもありますけれども、区民の皆様にしっかり届くといったような取組をするべきだと、広報の観点からもっと取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 他の自治体でそのような区報等を活用して周知をしている事例も我々も拝見しておりますので、そういった事例も参考にしながら検討したいというふうに考えております。

○浅川委員長 よろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○浅川委員長 田中香澄委員。

○田中(香)委員 特別区民税のところ、少し触れたいと思うんですけども、8.8億円の増ということで407億円で、その理由は賃金の上昇であるというふうに私たちも受け止めております。200万円の階層が少なくともその上の階層に上がったというふうに考えておりますけれども、文京区の押さえということを同じかどうか確認をさせていただきたいというふうに思います。

また、こういうふうな賃金の上昇というのを、これからも国の方針と同様に文京区もしっかり下支えしていただきたいなというふうに思っております。

それから、株式譲渡のところ、この歳入のところですね、交付金で上振れている交付金が大きく三つあるかと思います。それで、本当はここで切れているんですけど、株式譲渡

以外にも地方消費税交付金、また財政、財政調整交付金のところにも及びたいと思ったんですが、交付金のところが分かれているので、その後でやらなきゃ駄目ですかね——はい。

じあ、株式譲渡、交付金のところは一つ触れたいと思うんですが、この交付金は、予算8億7,000万円に対して決算では16億1,952万ということで、実に約1.9倍と大幅な上昇となっています。区民による株式の売却益が増加したということですか、株式……。

○浅川委員長 何ページになりますか。

○田中（香）委員 株式譲渡の……。

○浅川委員長 63ページの辺りまで……。

○田中（香）委員 62ページ。

○浅川委員長 62ページですね。

○田中（香）委員 はい。合ってますか。

○浅川委員長 失礼しました。

○田中（香）委員 大丈夫ですか。

○浅川委員長 はい。

○田中（香）委員 62ページはいいですか。

○浅川委員長 大丈夫です。

○田中（香）委員 あ、ここまでじゃない。

○浅川委員長 63ページまでの部分でお願いします。

（「税まで」と言う人あり）

○田中（香）委員 あ、税まで。じゃあ、そこまでお願い……。

（「特別区民税だけみたいです」と言う人あり）

○田中（香）委員 だけみたい。あ、失礼いたしました。

○浅川委員長 ごめんなさい。また……。

○田中（香）委員 じゃ、そこまでお願いします。

○浅川委員長 じゃ、小林委員。

○小林委員 私は……。

（「答弁ないんですか」と言う人あり）

○小林委員 答弁なし。あれ、1個……。

（「答弁、確認したいと思います」と言う人あり）

○浅川委員長 あ、答弁。御答弁できますでしょうかね。ちょっと範囲が違っちゃったみたい

です。

増田税務課長。

○増田税務課長 今、株式譲渡の益、収益のほうが上がっているというところで御質問なのかなと思いますけれども……。

○浅川委員長 あ、特別区民税のほうの……。

○増田税務課長 特別区民税の中にはですね、株式譲渡のほうは交付金という形で入ってきますので、こちらのほうにはちょっと反映してこないお話になってしまいます。

○浅川委員長 もう一度質問していただけますか。

○田中(香)委員 すいません。私が途切れたところを理解していなかったもので、最初に質問をしたのは、特別区税が8.8億円増加しましたねと。それは賃金の上昇が影響しているんでしょうねと。で、200万円の階層の方が上の階層に行ったんですよねと。それは賃金の上昇に関わっているんですよねという区の認識と同じかどうかという確認でございます。

○浅川委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 課税標準額の200万円以下の層の令和6年度の実績が少なくなっているということなんですけれども、こちら二つの要素があります。今、おっしゃられたとおりですね、賃金の上昇による200万円のぎりぎりのところにいらっしゃった方が次の層に移られたということ。あと、もう一点が、令和6年度、定額減税がございました。定額減税により、もともと課税標準額ぎりぎりのところですね、税金かかるか、かからないかにいらっしゃった所得の方が、所得がかからないということで均等割だけに移られたということで、以上2点のところからこちらの200万円の層が減っているという形で分析をしているところです。

(「はい、結構です」と言う人あり)

○浅川委員長 よろしいですか。

じゃ、小林委員、お願いします。

○小林委員 今の田中委員の質問に続けて、私の総括の質問の続きなんですけれども、収入上がるのはいいことなんですけれども、100万円とか103万円の壁などを突破するごとに支援や控除がゼロになったりとか、また、税等の負担が生じる壁があることはよく指摘されることでもあり、ほかにも住民税非課税または均等割を外れると、例えば年収300万円未満のひとり親の子育て世帯にとっては、授業料以外にかかる教育費を助成する都の私立高等学校等奨学給付金の対象から外れるなど、様々の支援の枠組みから漏れていきます。また、103万円の壁撤廃で学生はもっと働けるというお考えもありますけれども、そもそも学生が学業に専

念できず働かなければならない状況が問題で、学費下げるとか、給付型奨学金を充実させるとか、若者への家賃補助を行うなどの支援を行うべきだと私は考えております。

こうした、収入が上がっても、物価高騰に追いつかず、支援の隙間からこぼれ落ちる人たちがいるということに大きな課題があると思うんですけども、税務課さん——ん、税務課さん、先ほどの御答弁では、生活実態までは分からないということだったんですけども、庁内の共通認識として、そうした支援からこぼれ落ちる人たちがいるというのを把握しているのかどうかということと、また、区のほうでも就学援助の認定基準額、基準所得額の引上げは行っていたと認識しているんですけども、それ以外にも行っていることがあるのか、対応していることがあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 それでは、5時になりましたので、本日の審査を終了させていただきます、明日、また御答弁のほうからお願いできればと思います。

午後 5時00分 閉会